

第1章 富良野市環境基本計画の基本方針

この章では、「富良野市環境基本計画」を策定する背景、目的、位置づけ、環境の範囲、対象地域及び計画の期間を明らかにします。

1. 計画策定の背景

本市は、北海道のほぼ中央にあり、東方に十勝岳をはじめとする大雪山系の山並み、西方に芦別岳をはじめとする夕張山地の山並みがそびえ、南方には良好に保たれた天然林の大樹海があります。市域の西方は、この二つの山並みに囲まれて南北に伸びたほぼ長円形の盆地が形成され、その中央部を石狩川支流の空知川が、南から西北に貫流し、網の目のように巡る大小の河川は大地を潤し、郷土の大部分を覆う緑豊かな自然環境と地理的条件に恵まれた中で、農業と観光が調和した都市として発展してきました。

しかし、近年、廃棄物の処理に伴うダイオキシン類問題、生活排水や農薬・化学肥料などによる公共用水域の水質汚濁、自動車の排ガスによる大気汚染、動植物の生息・生育域の縮小や種の減少問題などが顕著になってきました。さらに、温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等にみられるように、地球規模の環境問題が顕在化している状況にあります。

これらの環境問題は、わたしたちの日常生活や事業活動と深く関わっており、ライフスタイルや産業構造が多様になるにつれ、環境問題も極めて幅広く、複雑なものとなっています。

わたしたちは今こそ、本市の環境の現状と課題を見つめ直し、環境のために何をすべきかを考え、市民や事業者、行政がそれぞれ自分の取り組むべき役割を認識し、お互いに協力しながら、環境に与える負荷の少ない日常生活や事業活動をめざして行動することが必要であると考え、ここに「富良野市環境基本計画」を策定します。

2. 計画の目的

本計画は、「富良野市環境基本条例」の基本理念や基本方針を踏まえた本市の望ましい環境像を実現することを目的として、基本条例第8条に基づいて策定するものです。

「富良野市環境基本条例」第3条(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行うものとする。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築にむけ、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行うものとする。
- 3 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進するものとする。

「富良野市環境基本条例」第7条(基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人が自然と共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全する。
- (3) 身近な自然環境、個性を活かした都市景観の確保、歴史的文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境に配慮した社会を実現するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

「富良野市環境基本条例」第8条(環境基本計画)

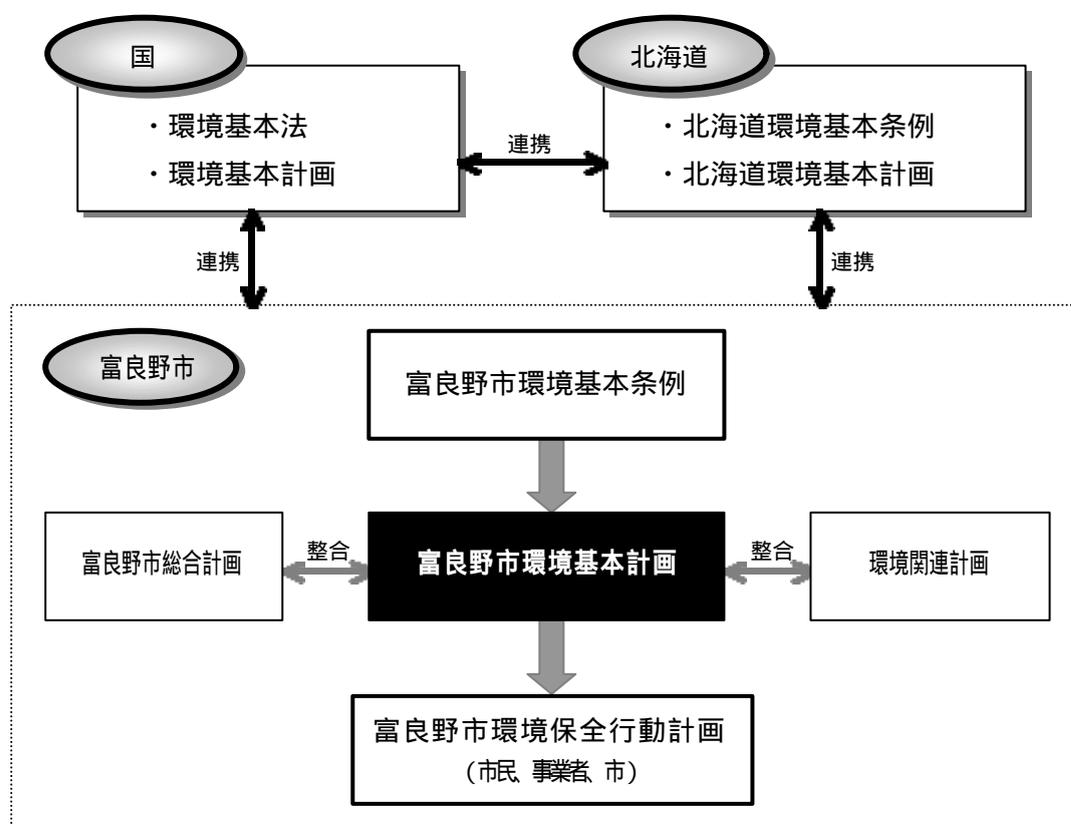
第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富良野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する計画目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策目標
 - (3) 環境の保全及び創造に関する重点施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、富良野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 計画の位置づけ

国では平成5年（1993年）に「環境基本法」、平成6年（1994年）に「環境基本計画」を、北海道では平成8年（1996年）に「北海道環境基本条例」、平成10年（1998年）に「北海道環境基本計画」を定め、環境への負荷を低減し、持続的発展の可能な社会を目指す新たな取組が進められています。

本市では、平成13年（2001年）4月に、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として「富良野市環境基本条例」を施行しました。「富良野市環境基本計画」は、この基本理念を実現するために、条例第8条に基づいて策定されるものであり、本市が目指すべき望ましい環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策を明らかにしていきます。なお、策定にあたっては、本市の総合的なまちづくりの方向性を示した「富良野市総合計画」や他の環境関連計画との整合を図りつつ、環境行政の基本的方向性を明らかにしていきます。また、「富良野市環境基本計画」で定めた環境施策を具体的に展開していくために、「富良野市環境保全行動計画」を策定し、市民や事業者、行政がそれぞれの日常生活や事業活動において、具体的な環境保全活動へと結びつけるよう、主体別に環境保全への取組を明らかにしていきます。



「富良野市環境基本計画」の位置づけ

4 . 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」及び「教育・学習環境」の大きく5つに区分し、それぞれをとりまく様々な要素について目標を定め、施策を展開していきます。

自然環境 … 河川、地下水、森林、農地、土壌、大気、動物、植物

生活環境 … ごみ、資源、エネルギー

快適環境 … 景観、身近な自然、騒音、振動、悪臭

地球環境 … 地球温暖化、オゾン層、酸性雨（酸性雪）、国際的取組

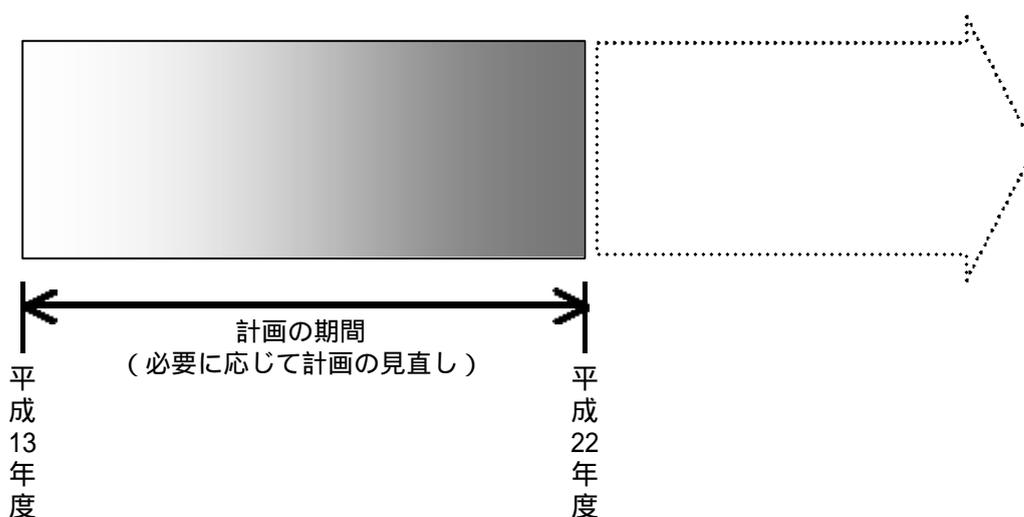
教育・学習環境 … 環境保全活動、環境教育、環境学習、環境情報

5 . 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域としました。

6 . 計画の期間

本計画の期間は、平成 13 年度を初年度、平成 22 年度を目標年度とします。また、本計画は社会情勢や環境の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



「富良野市環境基本計画」の期間及び目標年度

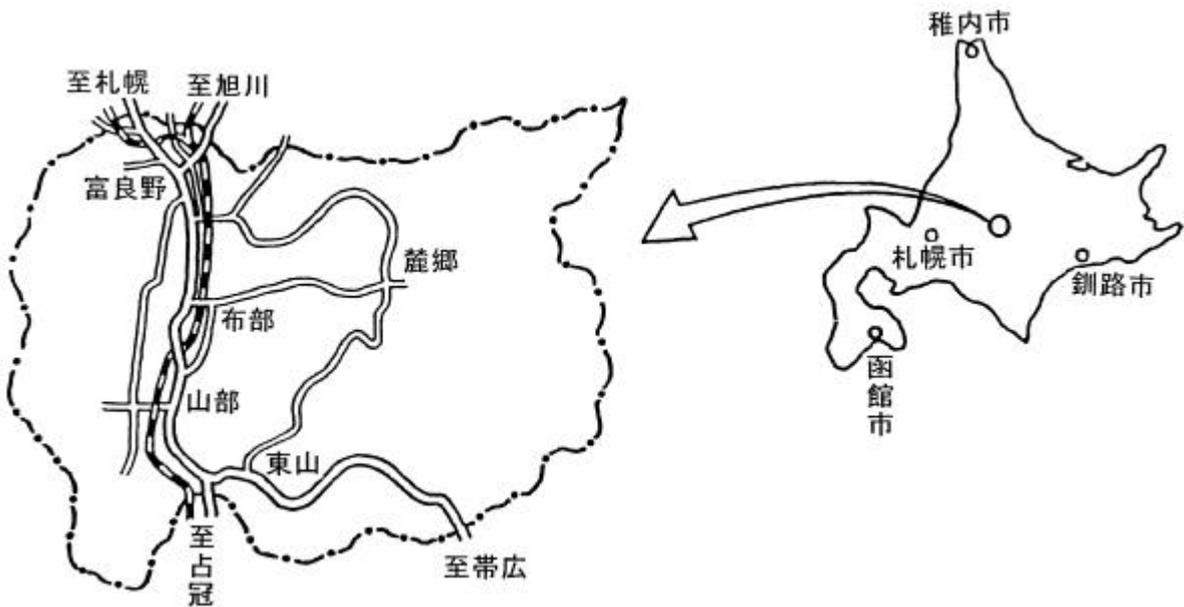
第2章 環境の現状と課題

1. 自然的・社会的条件

(1) 位置

本市は、上川支庁の南部に位置し、東西 32.8km、南北 27.3km、総面積 600.83km²の、北海道のほぼ中央に位置している富良野盆地の中心都市であり、東南は南富良野町、西は夕張山地を挟んで芦別市、北は中富良野町、上富良野町と接しています。

富良野市の位置



面積	600.83 km ²	
位置	経度 (東経)	東端 142° 41'
		西端 142° 16'
	緯度 (北緯)	南端 43° 09'
		北端 43° 24'
広ぼう	東西	32.8 km
	南北	27.3 km

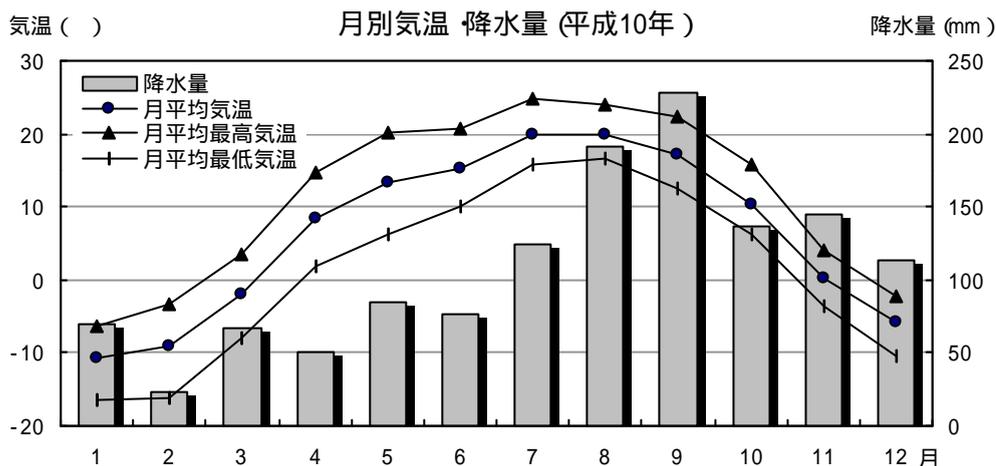
(2) 地形・地質

本市は、東部に大雪山系の山並み、西部に芦別岳をはじめとする夕張山地の山並みが連なっており、市域の約7割が森林で覆われています。大雪山系十勝岳の裾部には、八幡丘台地や南麓郷台地など広大な火山灰台地が、夕張山地の裾部には、下位砂礫層台地が分布しています。この2つの山並みに囲まれる形で盆地が南北に細長く形成されており、この盆地の中心部を十勝岳の東南部に源を発する石狩川水系の空知川が南から北へ貫流しています。

表層地質の基盤岩は、空知 - 蝦夷帯により形成されています。西部の夕張山地には半固結～固結堆積物の露出が認められ、その成分は主に泥岩、砂岩・泥岩互層、珪岩質岩石から構成されています。東部地域は、安山岩質岩石、軽石流堆積物、未固結堆積物などによって覆われています。

(3) 気象

本市の気候は、年間の寒暖差が大きい典型的な内陸性気候を示しています。年平均気温は6～7 ですが、夏の日最高気温は30 前後、冬の日最低気温は-30 前後と寒暖の差が大きくなっています。年間降水量は1,000mm 前後であり、初夏から晩秋にかけて多い傾向がみられます。冬季の積雪量は年によって多少異なりますが、近年は極値で50～80cm 前後の積雪があり、初雪は11 月中旬頃、積雪期間は11 月～3 月に及んでいます。

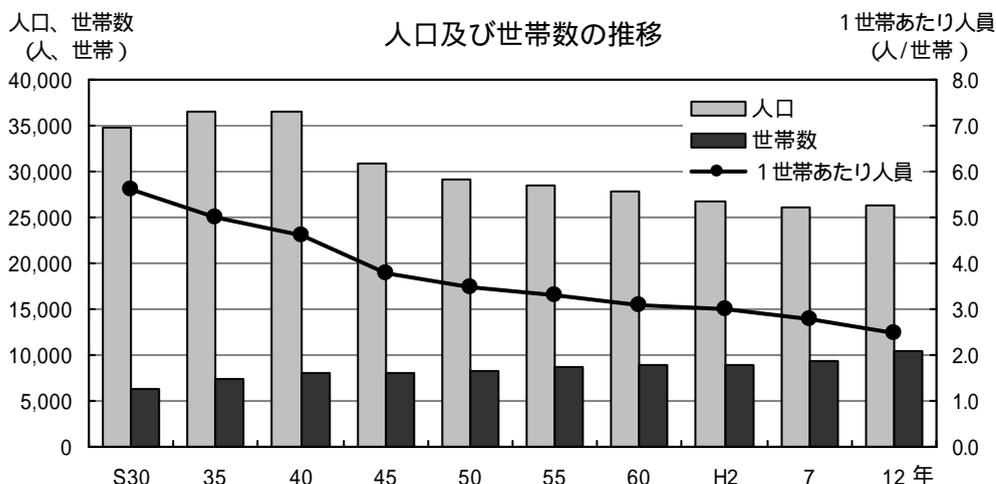


資料：旭川地方気象台

(4) 人口及び世帯数

本市の平成12年9月末現在の人口は26,280人、世帯数は10,372人となっています。

昭和40年代の高度経済成長時代には、離農者や若者の流出、石勝線開通による根室本線のローカル化などにより過疎化が進行し、人口が大幅に減少しましたが、昭和50年代以降は微減で推移しています。一方、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員は2.5人と核家族化が進行する傾向がみられます。



注) 昭和30年～平成7年は国勢調査(10月1日現在)、平成12年は住民基本台帳(9月末現在)のデータを示す。

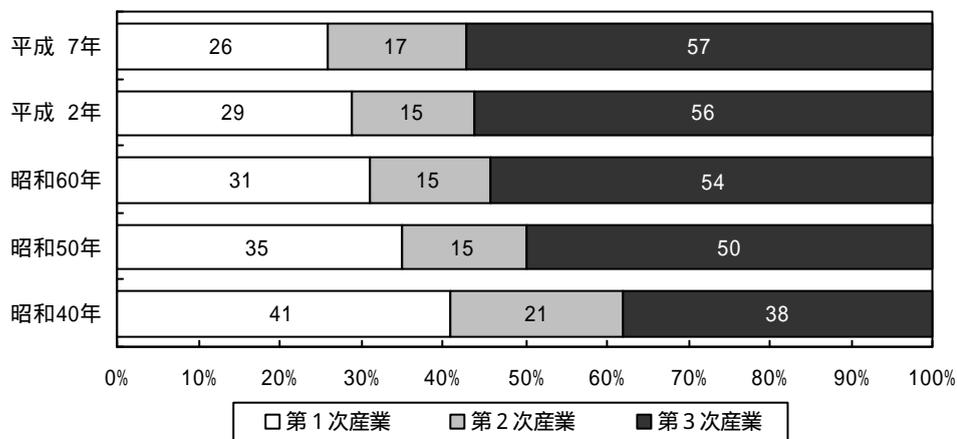
資料：国勢調査、住民基本台帳

(5) 産 業

平成7年の産業別従業者数は、第1次産業が26%、第2次産業が17%、第3次産業が57%となっています。昭和40年以降、第1次産業は減少し続けているのに対し、第3次産業は年々増加する傾向にあります。第2次産業については、昭和50年以降、ほぼ横ばいでしたが、平成7年ではやや増加する傾向がみられます。

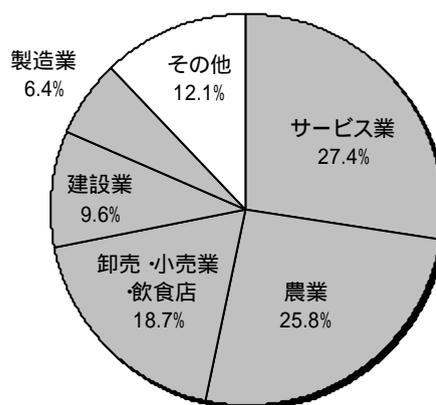
平成7年の上位5業種をみると、サービス業が27.4%と最も多く、次いで農業(25.8%)、卸売・小売業・飲食店(18.7%)、建設業(9.6%)、製造業(6.4%)の順となっており、サービス業、農業及び卸売・小売業・飲食店の3業種で全体の7割強を占めています。

産業別従業者数構成比の推移



資料：国勢調査

産業別従業者数構成比 (平成7年)

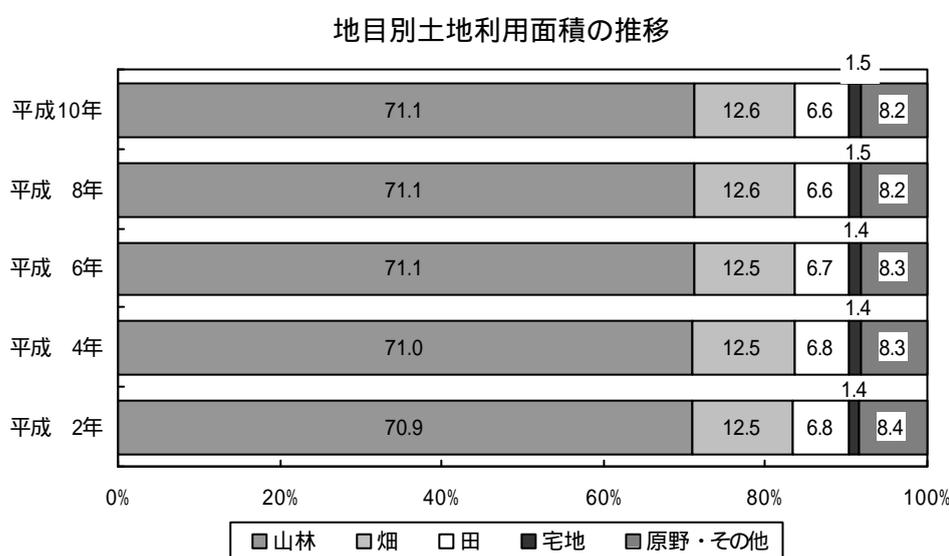


資料：国勢調査

(6) 土地利用

平成 10 年の地目別面積をみると、市域 60,083ha のうち山林が 71.1%、農地が 19.2%、宅地が 1.5%となっており、山林と農地が市全体の約 9 割を占めています。平成 2 年以降の土地利用の推移をみると、それほど大きな変化はみられませんが、わずかながら水田が減少し、山林、畑及び宅地が増加する傾向がみられます。

市域北部の国道 237 号及び国道 38 号沿い一帯は都市計画区域となっており、平成 11 年 11 月現在、501ha が用途地域に指定されています。その周囲の空知川流域には水田が、東部の大雪山系十勝岳山麓から南部に続く丘陵台地及び西部の芦別岳の扇状地には畑が広がっています。



資料：北海道統計協会「北海道統計書」

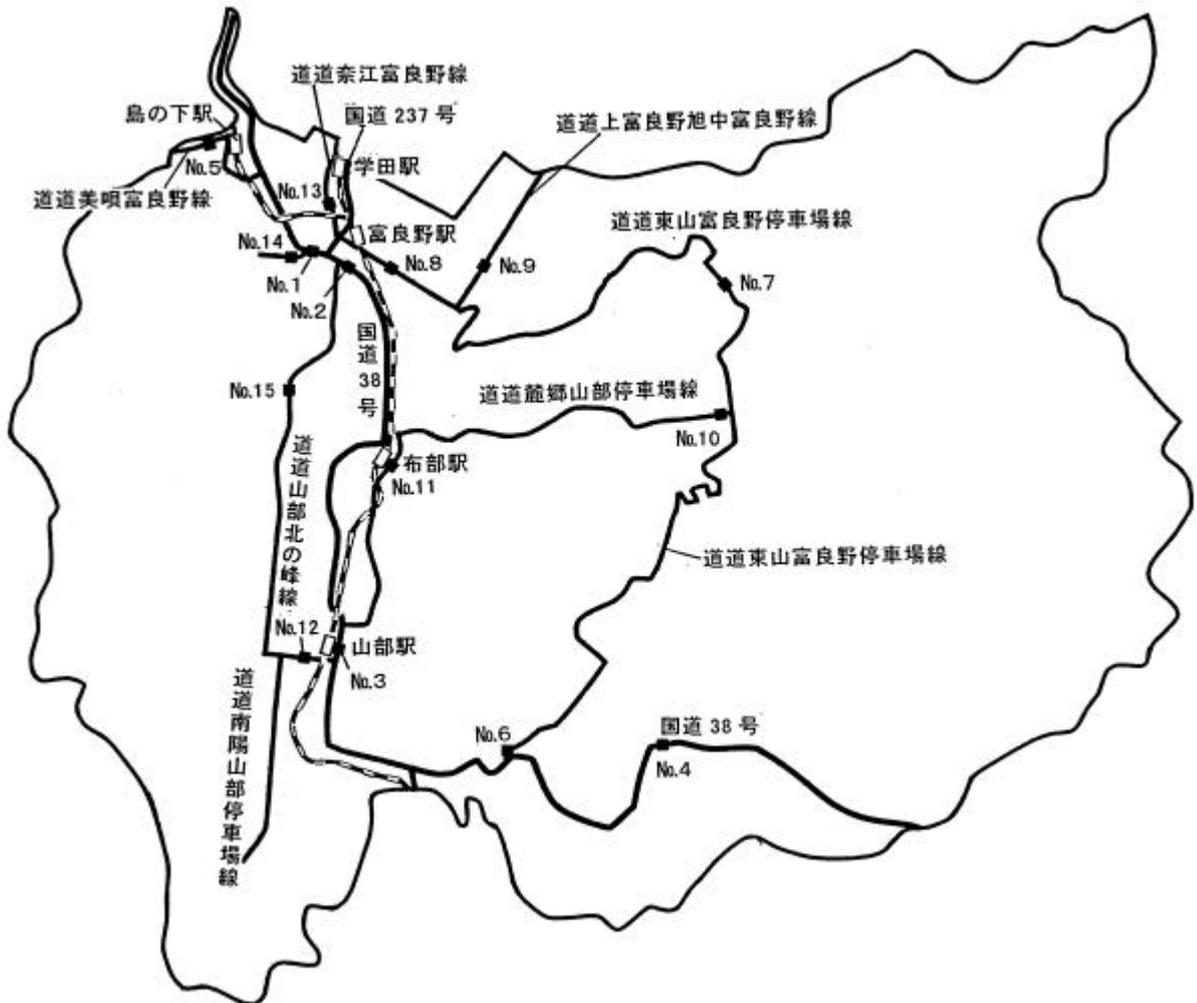
(7) 交通体系

道路

本市の主要幹線道路としては、空知圏と道東圏を結ぶ国道 38 号が空知川沿いに縦断し、さらに旭川圏と日高圏を結ぶ国道 237 号が縦貫しています。また、国道 38 号には、道道東山富良野停車場線、道道山部北の峰線、道道奈江富良野線、道道北の峰線、道道美唄富良野線の道道 5 路線が接続し、交通の要衝となっています。

市内では主要幹線道路 15 ヶ所において交通量を測定しており、平成 9 年度の道路交通センサスによると、国道 38 号では 12 時間で 1 万台を上回る交通量がみられるほか、15 ヶ所中 13 ヶ所において交通量が増加しています。また、自動車登録台数についても、一時期よりは減っていますが、長期的にみると増加しており、自動車への依存度が高まっている傾向がみられます。

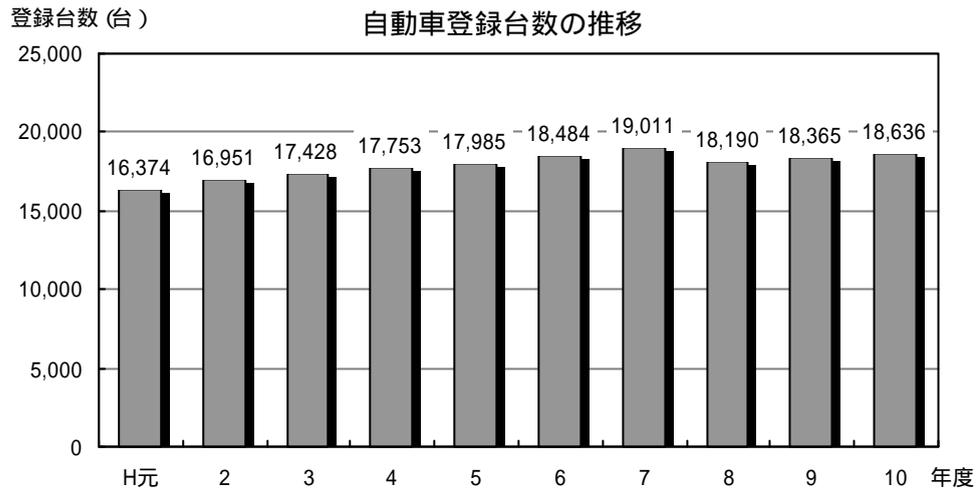
交通体系及び主要幹線道路における交通量



路線名	観測地点名	12 時間交通量 (台)		伸び率
		平成 6 年度	平成 9 年度	
一般国道 38 号	1 学田 1 区	10,984	10,504	0.96
	2 緑町 8 番 12 号	8,716	9,435	1.08
	3 山部 1 条北 1	5,562	6,616	1.19
	4 西達布市街 54 号	3,369	3,560	1.06
道道美唄富良野線	5 富良野尻岸馬内	419	435	1.04
道道東山富良野停車場線	6 字東山	634	684	1.08
	7 字新富丘	823	774	0.94
	8 字大沼	2,009	2,352	1.17
道道上富良野旭中富良野線	9 字鳥沼	2,337	2,528	1.08
道道麓郷山部停車場線	10 字麓郷	1,674	1,844	1.10
	11 字布部	461	599	1.30
道道南陽山部停車場線	12 山部	1,823	2,033	1.12
道道奈江富良野線	13 桂木町	2,378	2,655	1.12
道道北の峰線	14 字下御料	923	4,781	5.18
道道山部北の峰線	15 字御料	749	937	1.25

資料：北海道開発局道路計画課

「平成 9 年度 全国道路交通情勢調査 (道路交通センサス) 一般交通量調査箇所別基本表 第一分冊」



資料：北海道統計協会「北海道統計書」

鉄 道

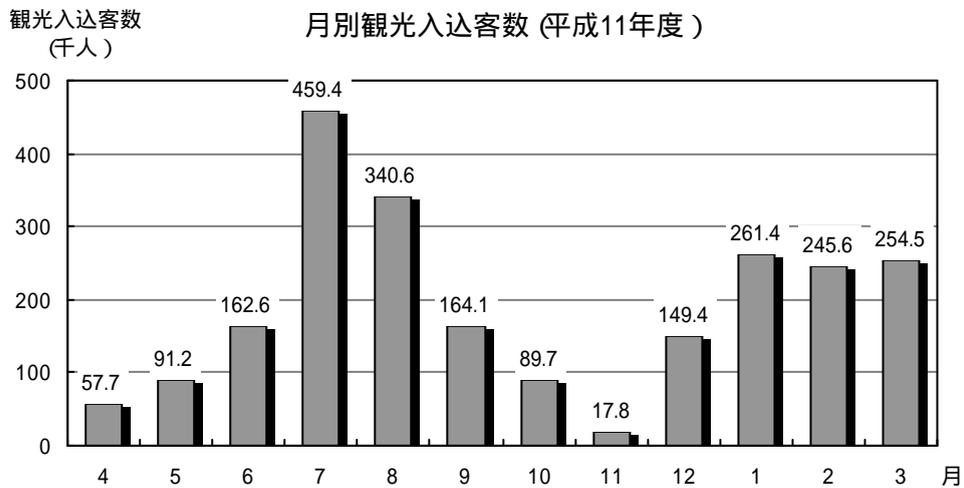
鉄道については、JR根室本線が国道38号、JR富良野線が国道237号と並行する形で整備されています。富良野駅における乗客輸送状況をみると、平成10年度では約35万人の利用があり、近年は減少する傾向がみられます。

バ ス

バス路線については、本市と札幌を結ぶ高速バスや旭川空港との直行バス、観光を目的としたふらのミニ市内観光循環バス、定期観光バスなどが整備されています。平成10年度の路線バスの乗車人員は約54万人であり、近年は減少する傾向がみられます。

(8) 観 光 客 数

本市の平成11年度の観光入込客数は229万4千人であり、年間で人口の90倍近い観光客が訪れます。月別にみると、7～8月のラベンダーの季節、1～3月のスキーシーズンに、観光客が多い傾向がみられます。



資料：北海道経済部観光局「北海道観光入込客数調査報告書 平成11年度版」

2. 自然環境

(1) 水質

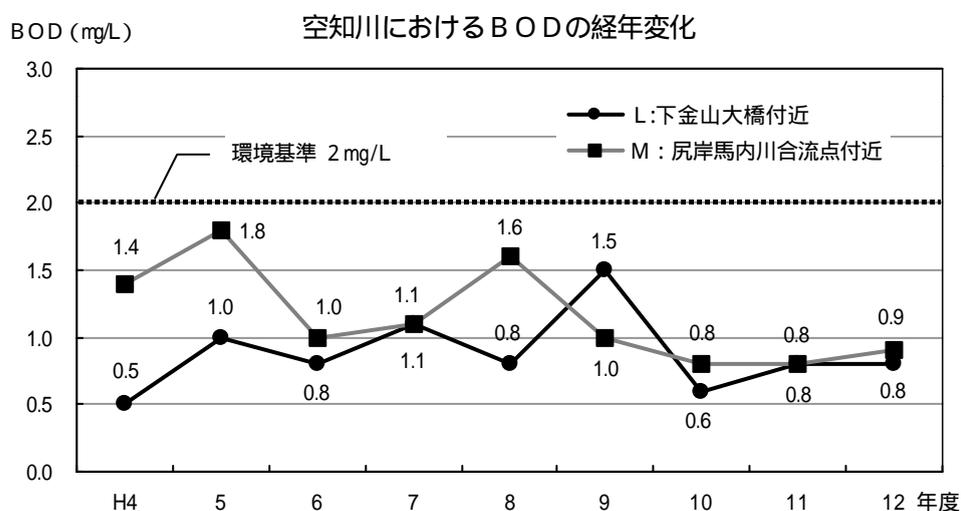
市内では、河川 17 ヶ所において水質調査を実施しています。

水質の汚れを示す指標の 1 つである BOD（生物化学的酸素要求量）の推移をみると、環境基準の A 類型の指定を受けている空知川（西達布川合流点から下流域）において、近年は 2 ヶ所の調査地点で環境基準（2 mg/L 以下）を達成しています。その他の河川については、環境基準の類型指定がされていませんが、いずれも空知川に流入する河川であることから、参考として空知川と同様に A 類型にあてはめて比較すると、北 1 号川、無頭川、基線川、北 2 線川及び布礼別川において環境基準を上回る値がみられ、特に都市下水路である無頭川では高い傾向がみられます。また、平成 2～10 年度における公害に関する苦情件数（総数 27 件）のうち、水質汚濁に関する苦情は 5 件みられます。これらの水質汚濁の主な原因は生活排水であると考えられ、生活排水対策が今後の大きな課題となっています。

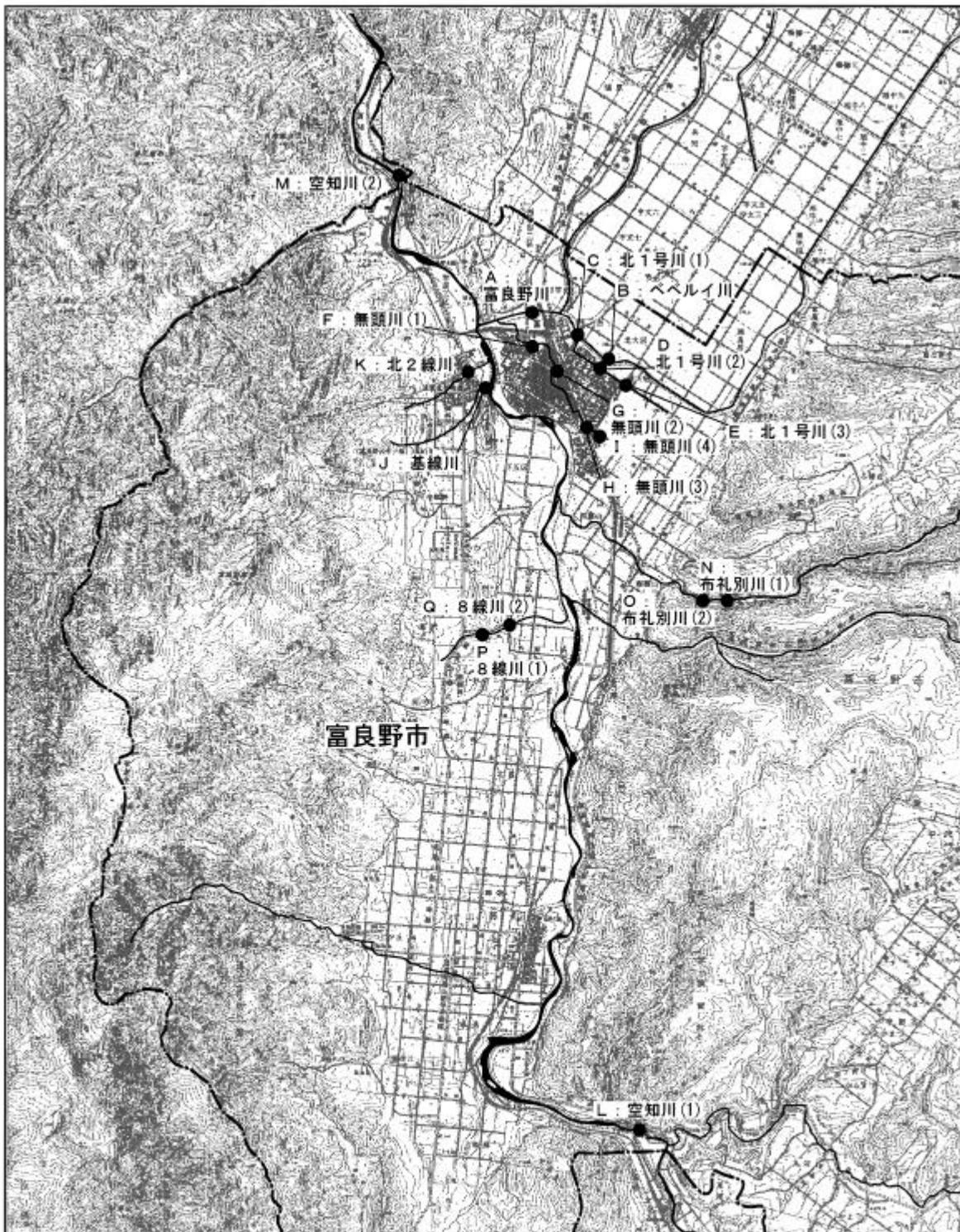
市では、平成 9 年度に「生活排水処理基本計画」を策定しており、平成 22 年度の生活排水処理率 72.5% を目標として掲げています。平成 11 年度現在、計画処理区域内人口（＝行政区域内人口）に対する生活排水処理率は約 46.7% となっています。

今後は、富良野地区公共下水道認可区域及び山部地区特定環境保全公共下水道区域においては下水道の整備を、その他の区域においては合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による水質汚濁負荷を削減することが大きな課題となっています。市では平成 10～19 年度まで合併処理浄化槽整備事業として、合計 350 基（対象 1,000 人）に対して設置助成を行う計画であり、平成 11 年度までに 59 基（対象 297 人）について助成を行っています。

なお、地下水については、開発局が西扇山地区内の井戸 1 ヶ所において、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて測定しており、いずれの項目も検出されていない状況です。



資料：富良野市：「主要河川水質検査委託報告書」



河川水質調査地点



B O D の経年変化

単位：mg/L

図	河川名	採水地点名	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
A	富良野川	富良野橋付近	1.1	1.5	0.8	1.8	1.1	0.9	0.9	0.8	0.9
B	ベベルイ川	東4線橋付近	<0.5	1.0	1.1	1.7	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9
C	北1号川(1)	ベベルイ川合流点付近	1.7	2.3	1.0	3.0	4.5	3.3	2.0	1.2	1.1
D	北1号川(2)	瑞穂東4線橋付近	2.2	2.0	1.7	2.3	1.2	5.0	3.4	1.2	1.0
E	北1号川(3)	麻町東5線橋付近	2.1	0.8	2.1	2.8	0.8	0.8	1.1	0.8	1.1
F	無頭川(1)	道道奈江富良野線付近(桂木町)	9.7	1.8	3.4	3.4	2.4	1.4	1.9	1.8	1.8
G	無頭川(2)	常磐通り付近(日の出町)	3.0	1.5	5.2	7.9	8.9	2.3	11.0	4.0	2.9
H	無頭川(3)	東町本通り踏切付近(東町)	2.1	1.1	4.9	20.0	93.0	2.2	36.0	1.8	7.6
I	無頭川(4)	扇瀬公園付近	2.1	1.1	1.7	4.1	16.0	0.6	5.4	4.1	16.0
J	基線川	空知川合流点付近	<0.5	1.6	1.0	1.8	4.5	1.2	2.0	1.5	1.0
K	北2線川	水車川橋付近	2.2	1.6	0.9	0.9	1.1	0.6	0.6	1.1	0.9
L	空知川(1)	下金山大橋付近	<0.5	1.0	0.8	1.1	0.8	1.5	0.6	0.8	0.8
M	空知川(2)	尻岸馬内川合流点付近	1.4	1.8	1.0	1.1	1.6	1.0	0.8	0.8	0.9
N	布礼別川(1)	一斉清掃臨時埋立地付近(上流部)	1.8	4.0	0.9	1.2	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8
O	布礼別川(2)	一斉清掃臨時埋立地付近(下流部)	1.2	<0.5	1.0	1.3	0.8	0.8	0.7	0.6	0.7
P	8線川(1)	8線連絡橋付近	1.9	1.0	0.7	1.1	0.9	<0.5	0.5	0.6	1.1
Q	8線川(2)	基線付近	1.2	0.8	1.0	1.0	1.0	<0.5	0.5	0.6	0.5

備考：1．調査は、年1回、9月、10月、11月のいずれかに行っている。

2．網掛けは、環境基準を超える値を示す(参考として環境基準と比較)。

資料：富良野市「主要河川水質検査委託報告書」

生活排水処理形態の内訳

区 分	平成 11 年度	平成 22 年度 (目標年次)
1．計画処理区域内人口	26,057 人	25,198 人
2．水洗化・生活雑排水処理人口	12,165 人	18,261 人
(1) コミュニティ・プラント	0 人	0 人
(2) 合併処理浄化槽	544 人	1,295 人
(3) 下水道	11,621 人	16,966 人
(4) 農業集落排水施設	0 人	0 人
3．水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,857 人	0 人
4．非水洗化人口	12,035 人	6,937 人
5．計画処理区域外人口	0 人	0 人
生活排水処理率	46.7 %	72.5 %

備考：生活排水処理率は、計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合を示す。

資料：富良野市「クリーン・タウン計画(富良野市生活排水処理基本計画)」

富良野地区環境衛生組合「汚泥再生処理センター基本計画書」



資料：富良野市「クリーン・タウン計画（富良野市生活排水処理基本計画）」

(2) 土 壤

健全な農業を展開していくうえでも、農薬や化学肥料に頼らないクリーン農業を推進し、豊かな土壌を育むことが必要不可欠です。市では、平成 11 年度に「第 2 次富良野市農業計画」を策定し、クリーン農業を積極的に推進するための取組の方向を示しています。

堆肥化については、各農家が積極的な取組を行っているほか、市が昭和 59 年度に有機物供給センターを建設し、昭和 60 年度から生ごみ、農作物残渣、パークを原料として有機肥料（バイオソイル）の生産を行っており、生ごみの堆肥化、農地への還元という循環ルートは、確立している状況にあります。平成 11 年度には、2,576 t/年の有機肥料が生産されており、そのうち製品化された有機肥料は、一部市民に還元されるほか、山部地区農業協同組合員に有料で引き取られています。また、富良野農業協同組合、東山地区農業協同組合の管理の下においても堆肥の生産が行われており、平成 11 年度には、それぞれ 2,270m³/年、2,193 t/年の堆肥が生産されています。さらに、畜産農家においても畜ふんの堆肥化が積極的に行われており、平成 11 年度では約 54,000 t の堆肥の生産・農地還元が取り組まれております。

なお、生ごみについては、平成 15 年度以降、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村によって構成される富良野地区環境衛生組合が設置する汚泥再生処理センター（厚生省の国庫補助事業対象施設）において、高速堆肥化される計画です。

そのほか、土壌汚染を未然に防ぐために、工場・事業場を中心に有害化学物質の適正使用・管理を徹底することが必要です。

堆肥生産量

	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
富良野市有機物供給センター (t / 年)	2,176	2,132	2,353	2,654	2,576
富良野農業協同組合 (m ³ / 年)	2,024	1,854	2,725	1,946	2,270
東山地区農業協同組合 (t / 年)	2,041	1,714	2,355	3,350	2,193

資料：富良野市市民部「平成 12 年度 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要」、
富良野農業協同組合、東山地区農業協同組合

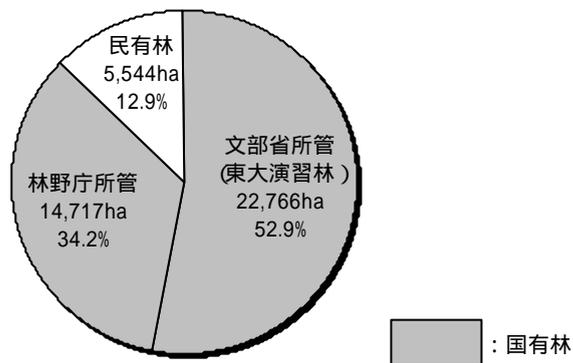
クリーン農業

有機物の施用などによって土づくりに努め、農薬や化学肥料を最小限に留めるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農作物の生産を進める農業。

(3) 森林

平成 10 年度末現在、本市の森林面積は 43,027ha と総面積（60,083ha）の約 7 割を占めており、比較的森林に恵まれた環境にあります。森林面積の内訳をみると、東大演習林などの文部省所管 22,766ha（52.9%）、林野庁所管 14,717ha（34.2%）と国有林が 9 割近くを占めており、民有林は 5,544ha と 1 割強を占めるにすぎません。市では平成 11 年度より「富良野市森林整備計画」に基づいて民有林の森林整備を推進していますが、市域においては国有林が大部分を占めることから、森林の保全・管理については国との協力・提携が必要不可欠です。

森林面積の内訳 (平成10年度)



資料：上川南部森林計画

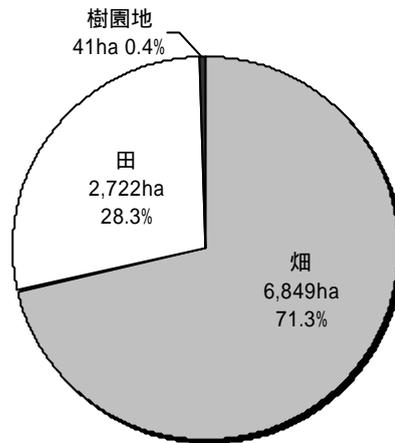
(4) 農地

平成 11 年現在、本市の耕地面積は 9,612ha と総面積（60,083ha）の約 2 割を占めています。内訳をみると、畑が 6,849ha（71.3%）と最も多く、水田が 2,722ha（28.3%）、樹園地が 41ha（0.4%）となっており、東部の大雪山系十勝岳山麓から南部に続く丘陵台地、西部の芦別岳の扇状地、空知川沿いの扇状地一帯が農用地区域に指定されています。

農家戸数、農家人口及び耕地面積については、近年、いずれも減少する傾向がみられます。平成 11 年度では昭和 60 年度と比較して、農家戸数が 70%、農家人口が 67%、耕地面積が 95%に減少しており、農業後継者の確保や農地の維持管理が今後の大きな課題となっています。

農地については、平成 11 年度に策定された「第 2 次富良野市農業計画」において、魅力ある農業と活力ある農村づくりに向けた具体的な施策が示されています。

耕地面積の内訳 (平成11年)



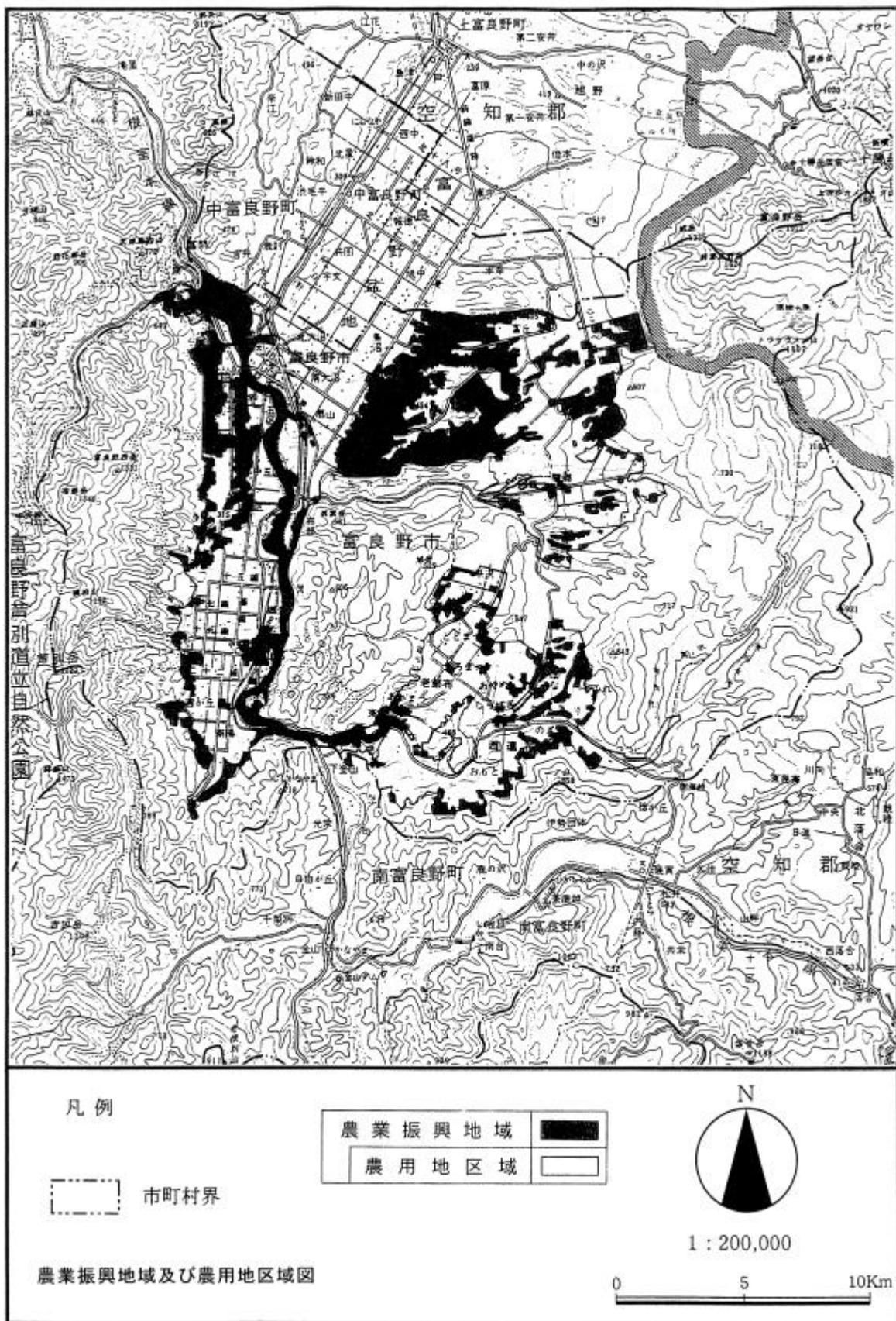
資料：農業基本調査、農業センサス

農家戸数・農家人口及び耕地面積の推移

各年2月1日現在

	農家戸数 (戸)	農家人口 (人)	耕地面積 (ha)
昭和 60 年度	1,517	6,992	10,126
平成 2 年度	1,377	6,351	10,117
平成 7 年度	1,218	5,504	9,956
平成 11 年度	1,067	4,653	9,612

資料：農業基本調査、農業センサス



資料：北海道企画振興部「北海道土地利用基本計画図」

資料：北海道企画振興部「北海道土地利用基本計画図」

(5) 大 気

大気汚染の主な発生源としては、工場や自動車からの排ガスが考えられます。

本市においては、大気汚染の発生源となるような大きなばい煙発生施設はみられません。また、市民アンケートによると、大気汚染に対する関心度はまだそれほど高くなく、本市やまわりの環境が良い理由として、「空気がきれい」という回答が最も多くみられます。現在、市内では大気質の測定を行っていませんが、「1. 自然的・社会的条件 (7)交通体系」の項で述べたように、自動車交通量や自動車登録台数が年々増加し、自動車への依存度が高まっていること、平成2～10年度における公害に関する苦情件数（総数27件）のうち、大気汚染に関する苦情は9件と1/3を占めることから、今後は主要幹線道路沿いや市街地において、大気質の測定地点を設置し、経年的に監視を行う必要があります。

(6) 動 物

第2回自然環境保全基礎調査によると、本市周辺には、中・大型哺乳類のエゾシカ、ヒグマ、キタキツネ、タヌキ（エゾタヌキ）など多数が確認されています。また、自然環境保全基礎調査及び第2回自然環境保全基礎調査によると、哺乳類はナキウサギ、鳥類はギンザンマシコ生息地、特定昆虫類はクモマエゾトンボ、オオルリオサムシ、アラメハナカミキリ、ヒメギフチョウ、カラフトルリシジミ、ダイセツドクガなど多数が確認されています。このうち、ギンザンマシコについては、北海道レッドリストの希少種に指定されています。

しかし、一般的に調査年度が古く、動物に関するデータが不足している状況であり、新たな情報の収集が必要とされています。

貴重な哺乳類、鳥類及び昆虫類（環境庁調査）

区分	種 名	文献
哺乳類	ナキウサギ	
鳥 類	ギンザンマシコ	
昆虫類	クモマエゾトンボ オオルリオサムシ ダイセツオサムシ アイヌキンオサムシ アラコガネコメツキ クビボソハナカミキリ アラメハナカミキリ キタアラメナガゴミムシ カラフトタカネキマダラセセリ ヒメギフチョウ カラフトルリシジミ アサヒヒョウモン ツマジロウラジャノメ ダイセツタカネヒカゲ ムクゲエダシャク ダイセツドクガ シベチャケンモン	

資料： 環境庁「自然環境保全調査 すぐれた自然図（上川）」（昭和48年度調査）
環境庁「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図（上川）」（昭和53年度調査）」

富良野地方の鳥類については、「富良野市史」に観察記録がまとめられており、40科126種の鳥類が確認されています。そのうち北海道レッドリストに該当する種は、絶滅危機種1種、絶滅危惧種1種、絶滅危急種4種、希少種13種、留意種1種の合計20種となっています（鳥類リストについては、資料編を参照）。

富良野地方の鳥類（北海道レッドリスト該当種）

区 分	種 名	科 名
絶滅危機種	シマフクロウ	フクロウ
絶滅危惧種	クマタカ	タカ
絶滅危急種	オオタカ	タカ
	ハイタカ	タカ
	ハヤブサ	ハヤブサ
	クマゲラ	キツツキ
希少種	コハクチョウ	カモ
	オシドリ	カモ
	ケアシノスリ	タカ
	エゾライチョウ	ライチョウ
	ウズラ	キジ
	クイナ	クイナ
	ヒクイナ	クイナ
	オオジシギ	シギ
	トラフズク	フクロウ
	ヨタカ	ヨタカ
	ヤマセミ	カワセミ
	アカショウビン	カワセミ
	ギンザンマシコ	アトリ
留意種	オオアカゲラ	キツツキ

資料：「富良野市史 第三巻」

北海道レッドデータブックの区分及び基本概念

区 分	基本概念
絶滅種	本道ですでに絶滅したと考えられる種または亜種
野生絶滅種	本道では自然界ですでに絶滅したと考えられているが飼育等の状態で生存が確認されている種または亜種
絶滅危機種	絶滅の危機に直面している種または亜種
絶滅危惧種	絶滅の危機に瀕している種または亜種
絶滅危急種	絶滅の危機が増大している種または亜種
希少種	存続基盤が脆弱な種または亜種
地域個体群	保護に留意すべき地域個体群
留意種	保護に留意すべき種または亜種

(7) 植物

本市では、大雪山、芦別岳などの高山に高山低木群落などの寒帯・高山帯自然植生がみられ、山地や丘陵地には、主にエゾマツ - トドマツ群集、エゾマツ - ダケカンバ群落などの亜寒帯・亜高山帯自然植生が広く分布しています。低山域には、下部針広混交林やエゾイタヤ - シナノ群落などのブナクラス域自然植生がみられ、トドマツ植林などの人工林も混在しています。低地は、畑地や水田などに広く利用されています。

第3回自然環境保全基礎調査によると、大雪山高山帯植生、富良野西岳石灰岩植物群落、芦別岳山岳植生及び下ホロカメットク山自然植生などの4つが、貴重な植物群落として選定されています。

また、環境庁の巨樹・巨木調査によると、本市には鳥沼公園内の樹林が巨樹・巨木林として確認されており、いずれも推定樹齢百年から二百年のヤチダモやミズナラで構成されています。

貴重な植物群落（環境庁調査）

名称	基準等
大雪山高山帯植生	特定植物群落（D）
富良野西岳石灰岩植物群落	特定植物群落（D）
芦別岳山岳植生	特定植物群落（D）
下ホロカメットク山自然植生	特定植物群落（A、D）

注）A：原生林もしくはそれに近い自然林

D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、湿地、高山、石灰地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

資料：環境庁「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図（上川）」
（昭和59～61年度調査）

巨樹・巨木林の状況（環境庁調査）

区分	所在地	所有者	推定樹齢	幹周 (cm)	樹高 (m)	樹種名	保護 制度指定
樹林	富良野市 鳥沼公園	富良野市	100～ 199年	340	23	ヤチダモ	都市公園法 に基づく特 殊公園(風致 公園)
				330	25	ミズナラ	
				355	26	ミズナラ	
				315	18	ミズナラ	
				300	18	ミズナラ	

資料：環境庁「第4回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成3年）

本市の植物については、「富良野市史」に観察記録がまとめられており、106科718種の植物が確認されています。そのうち北海道レッドリストに該当する種は、絶滅危機種3種、絶滅危惧種4種、絶滅危急種14種、希少種24種の合計45種となっています（植物リストについては、資料編を参照）。

富良野市の植物（北海道レッドリスト該当種）

区分	種名	科名
絶滅危機種	ツクモグサ	キンポウゲ
	エゾオオケマン	ケシ
	ホテアツモリソウ	ラン
絶滅危惧種	リシリビャクシン	ヒノキ
	ベニバナヤマシャクヤク	ポタン
	キンセイラン	ラン
	サルメンエビネ	ラン
絶滅危急種	ヒメミズニラ	ミズニラ
	カトウハコベ	ナデシコ
	クシロワチガイソウ	ナデシコ
	フクジュソウ	キンポウゲ
	シラネアオイ	シラネアオイ
	ソラチコザクラ	サクラソウ
	ユウバリリンドウ	リンドウ
	エゾノクサタチバナ	ガガイモ
	エゾコウゾリナ	キク
	エゾイトイ	イグサ
	エゾコウボウ	イネ
	イチヨウラン	ラン
	シロウマチドリ	ラン
	トキソウ	ラン
希少種	コスギラン	ヒカゲノカズラ
	イチヨウシダ	チャセンシダ
	ハイネズ	ヒノキ
	ダイセツトリカブト	キンポウゲ
	パイカモ	キンポウゲ
	クロバナハンショウヅル	キンポウゲ
	オクエゾサイシン	ウマノスズクサ
	ヤマシャクヤク	ポタン
	コマクサ	ケシ
	アラゲアカサンザシ	バラ
	チョウノスケソウ	バラ
	キンロバイ	バラ
	ミヤマハンモドキ	クロウメモドキ
	コイワカガミ	イワウメ
	カラフトイチヤクソウ	イチヤクソウ
	サクラソウモドキ	サクラソウ
	エゾコザクラ	サクラソウ
	オオサクラソウ	サクラソウ
	オニク	ハマウツボ
	ムシトリスミレ	タヌキモ
	エゾタカネニガナ	キク
	ホソバコウゾリナ	キク
	チシマミクリ	ミクリ
	フタバラン	ラン

資料：「富良野市史 第三巻」

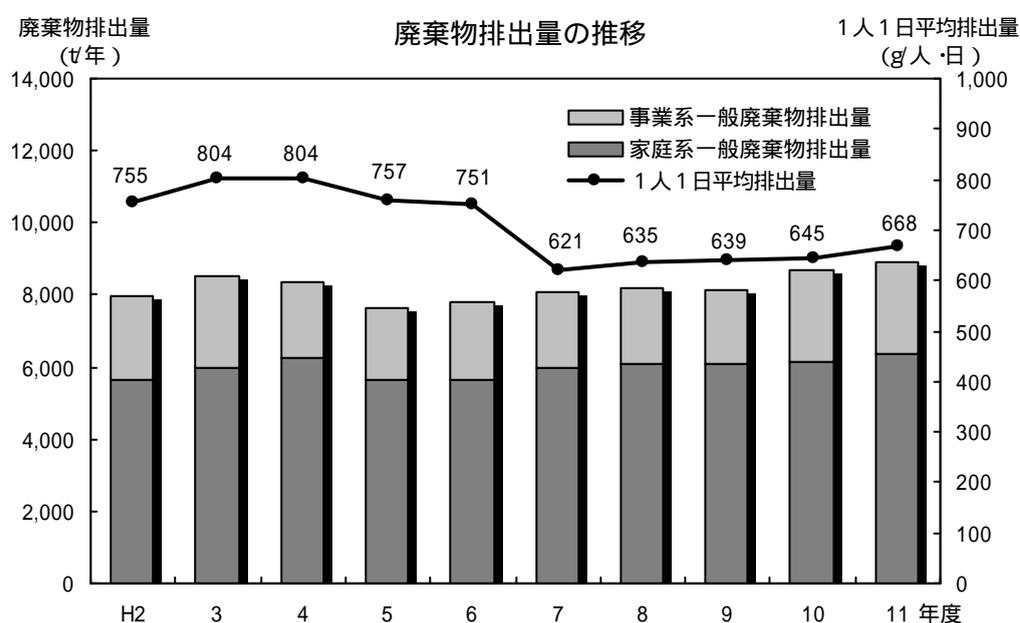
3. 生活環境

(1) ごみ・リサイクル

本市におけるごみの減量化・リサイクル対策への取組は積極的で、全国的にも高レベルにあります。現在は、7種区分13分類による分別収集を実施し、有機肥料の生産、固形燃料の生産、有価物の回収などを積極的に推進しています。

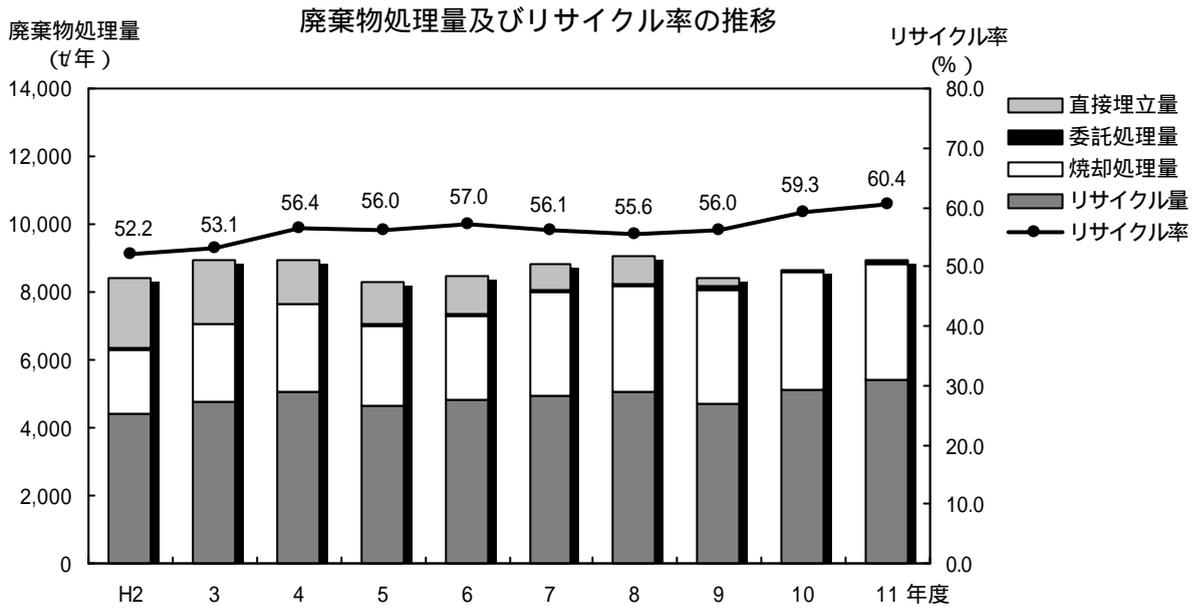
平成11年度の1人1日平均廃棄物排出量は668gと全国的にみて低い数字となっています。しかし近年、ごみの減量についてはやや頭打ちの傾向がみられ、平成8年度以降はわずかながら増加傾向に転じています。一方、リサイクル率については、ごみの細分別化の効果がみられ、平成11年度では60.4%となっています。

平成11年度現在、本市は焼却施設、有機物供給センター及び固形燃料生産施設の3つの中間処理施設と富丘埋立処分場を有しています。廃棄物・リサイクル対策としては、平成11年度に「リサイクル・タウン計画」として一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っており、平成24年度の目標年次に向けて、段階的に16種区分23分類の分別収集に移行する計画です。また、北海道「ごみ処理広域化計画」に基づいて、平成10年度に「富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画」が策定されおり、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町及び占冠村の5市町村において、広域処理に取り組んでいます。



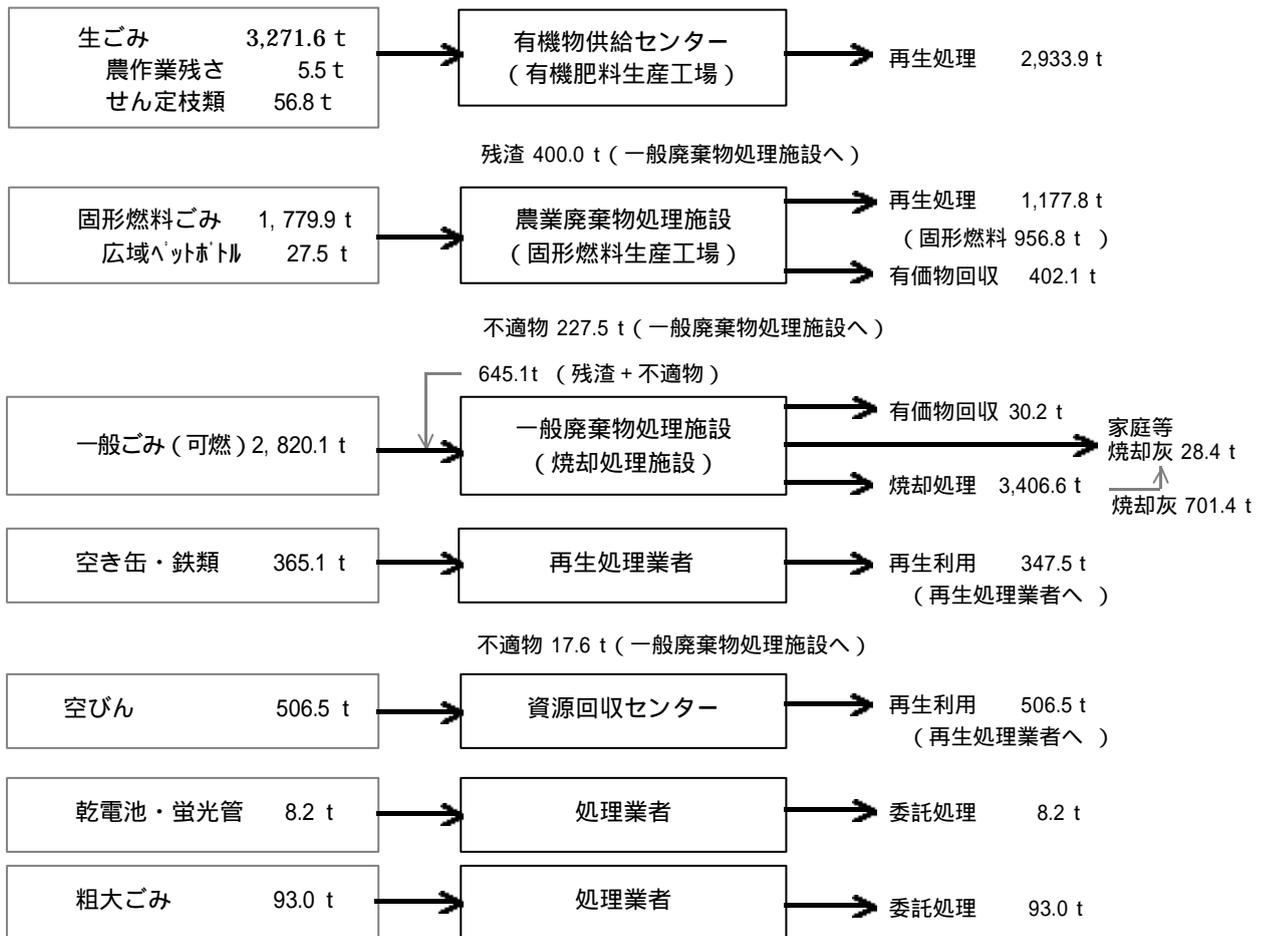
注) 1人1日平均排出量 = 家庭系一般廃棄物排出量 / 計画収集区域人口 / 年間日数

資料: 富良野市市民部「平成12年度 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要」



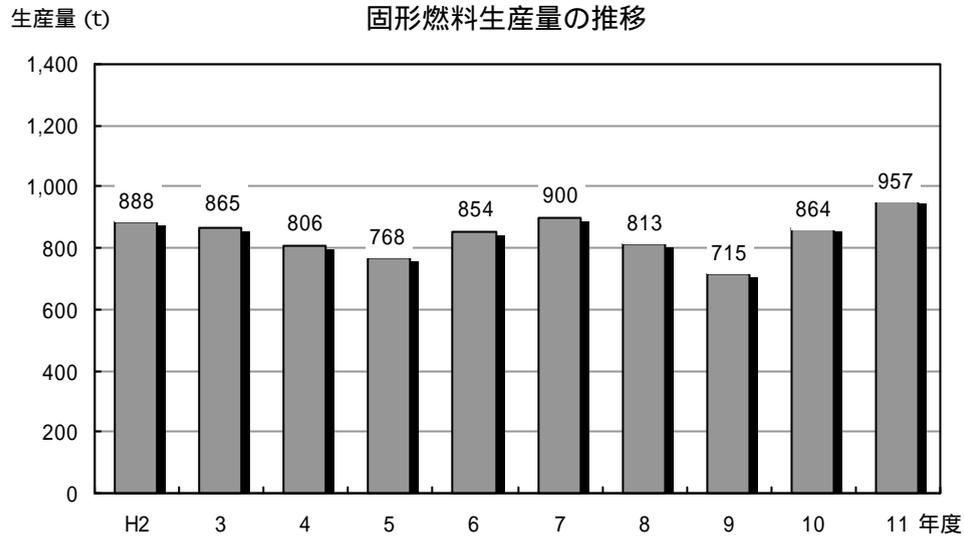
注) リサイクル率 = リサイクル量 / ごみ処理量合計
 資料: 富良野市市民部「平成 12 年度 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要」

一般廃棄物処理フロー及び平成 11 年度処理実績



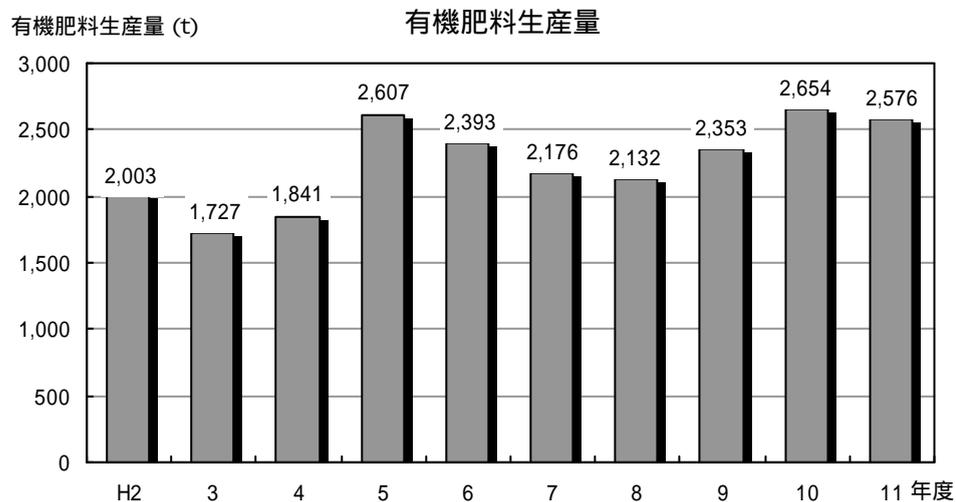
資料: 富良野市市民部「平成 12 年度 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要」

本市では、昭和 63 年度から固形燃料生産施設において固形燃料ごみを固形燃料化しており、平成 11 年度には 957 t の固形燃料を生産しています。



資料：富良野市市民部 「平成 12 年度 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要」

本市では、昭和 60 年度から有機物供給センターにおいて、生ごみ、農作物残渣、パークを原料として有機肥料（バイオソイル）の生産を行い、農地に還元しています。平成 11 年度には、2,576 t の有機肥料を生産しています。

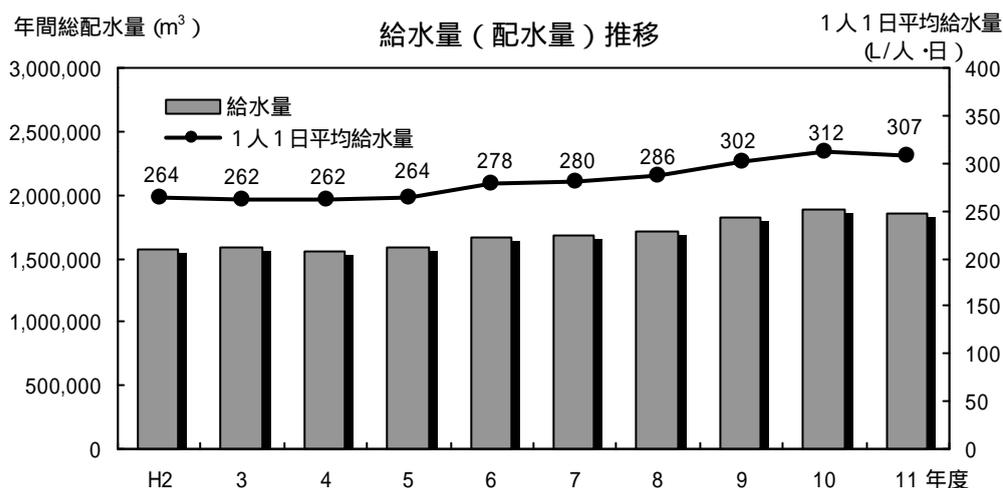


資料：富良野市市民部 「平成 12 年度 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要」

(2) 資源・エネルギー

上水道

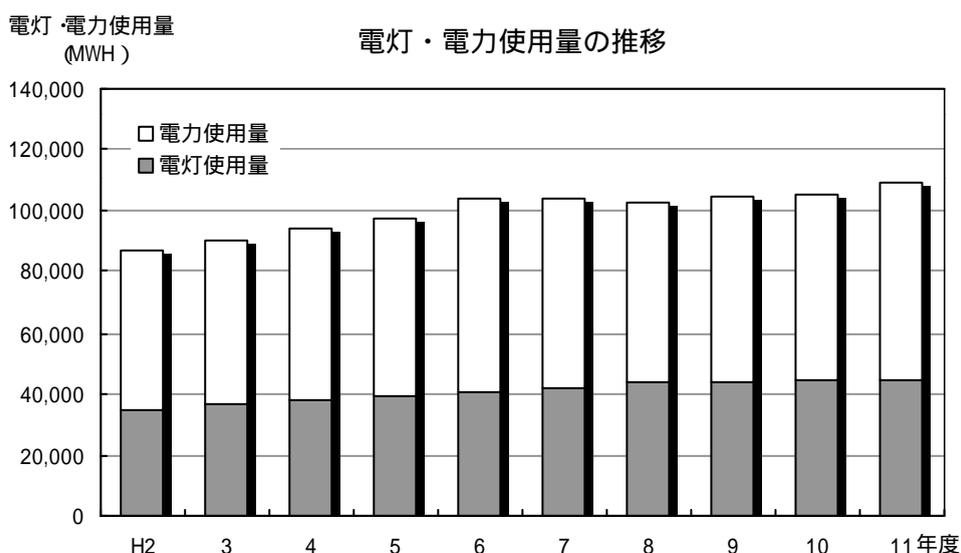
平成 11 年度現在、上水道、簡易水道合わせて総人口に対する普及率は 74% となっています。上水道による給水量（配水量）の推移をみると、平成 11 年度ではやや減少していますが、長期的には増加する傾向にあり、1 人 1 日平均給水量も増加しています。



資料：富良野市水道課

電気

市内における電灯・電力使用量の推移をみると、年度によって多少の増減はみられますが、長期的には電灯使用量（一般家庭や街路灯、小規模事業所）、電力使用量（業務用、小口電力、大口電力、その他電力）ともに増加する傾向がみられます。



資料：北海道電力㈱ 富良野営業所

4. 快適環境

(1) 景観

本市には、自然公園法に基づく大雪山国立公園、北海道自然公園条例に基づく富良野芦別道立自然公園など、恵まれた自然景観資源を有しています。また、環境庁が実施した第3回自然環境保全基礎調査では、11ヶ所の自然景観資源が選定されています。

市民アンケートで、本市の好きな景色や景観について尋ねたところ、市民、小中学生とも「山なみ景観」という回答が最も多く、そのほか「丘陵畑景観」「森林景観」「水辺景観」など自然景観を好む傾向がみられました。一方、自分の身のまわりの環境が非常に悪い、または、悪い理由を尋ねたところ、「犬猫の糞が多い」「ごみなどが投棄されている」「タバコ・ごみのポイ捨てが目立つ」など、美観に関わる回答が多くみられました。

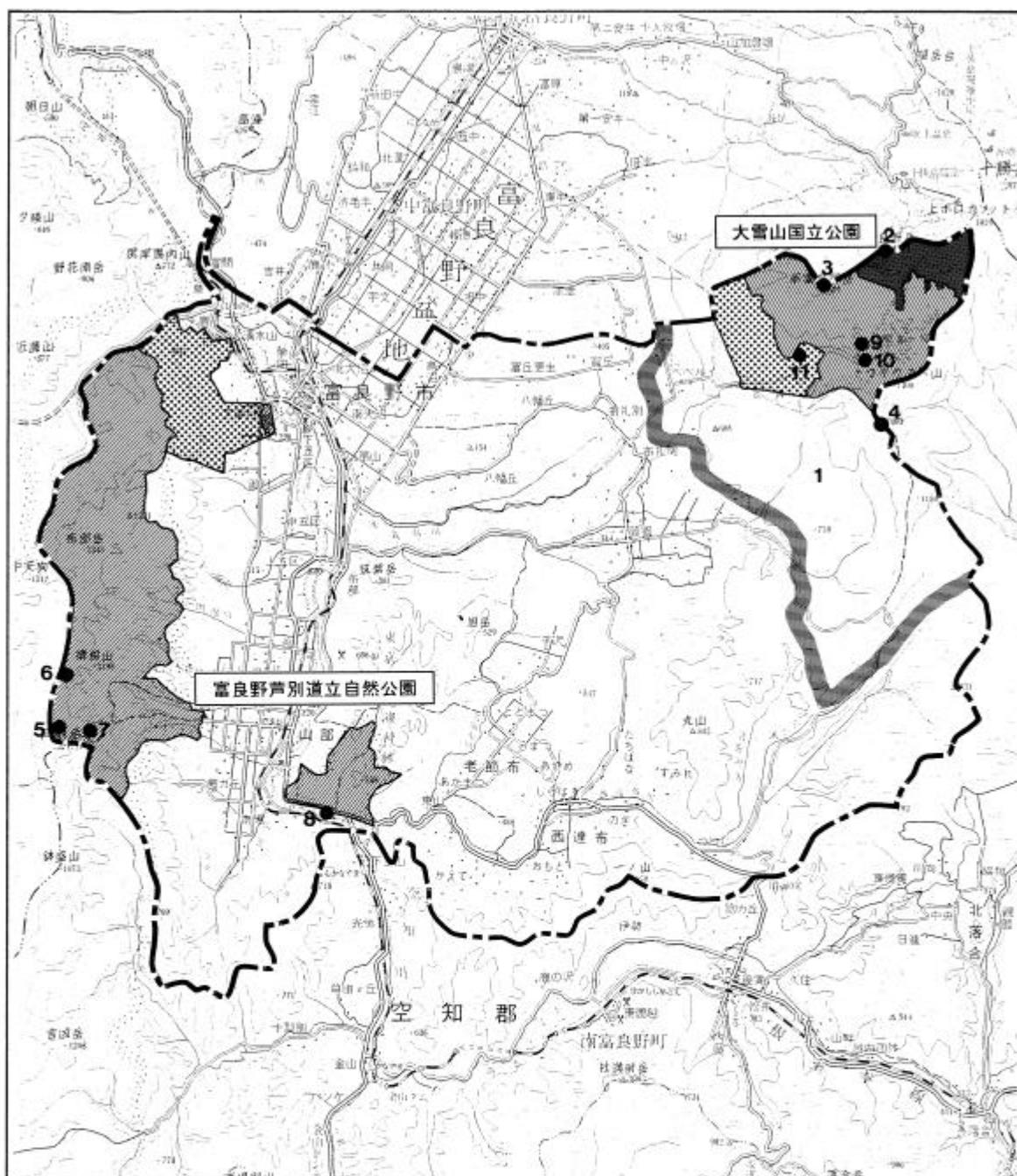
景観に関する施策としては、平成6年度に「ふらの 景観ガイドプラン」を策定し、「豊かな自然・たゆまぬ進歩・さわやかな交流がささえる 創造的な田園都市」をトータルテーマとして掲げ、様々な景観整備手法を示しています。また、平成12年度に「まちをきれいにする条例」を制定し、ポイ捨てに対する罰則規定も含め、市民や事業者のモラルの向上を求めています。

自然景観資源

1	十勝連峰火山帯（火山群）
2	富良野岳（火山）
3	前富良野岳・旭岳（火山）
4	大麓山火山（火山）
5	芦別岳北尾柄根（特徴的な稜線）
6	芦別岳夫婦岩（岩峰・岩柱）
7	屏風岩（岩峰・岩柱）
8	空知川・東大演習林付近（峡谷・溪谷）
9	勝竜の滝（滝）
10	赤岩の滝（滝）
11	不動の滝（滝）

注) 番号は、次頁の「自然景観資源」に対応している。

資料：環境庁「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図（上川）」
（昭和59～61年度調査）



※●の番号は、前頁の自然景観資源に対応

凡 例

- 市町村界
- 特別保護地区
- 特別地域
- 普通地域

国立公園及び
道立自然公園



1:200,000



自然景観資源及び自然公園法に基づく国立公園等の指定状況

資料：環境庁「第3回自然環境保全基礎調査 北海道自然環境情報図(上川)」(昭和59～61年度調査)
北海道環境生活部資料

富良野市の好きな景色や景観（上位3位）

	1 位		2 位		3 位	
市 民	山なみ景観	33.0%	丘陵畑景観	21.6%	森林景観	17.9%
小学生	山なみ景観	30.6%	森林景観	22.0%	水辺景観	18.7%
中学生	山なみ景観	29.2%	水辺景観	19.3%	森林景観	19.0%

資料：北海道富良野市「富良野市環境基本計画 基礎調査報告書（アンケート調査結果）」

まわりの環境が「非常に悪い」「悪い」理由（上位3位）

	1 位		2 位		3 位	
市 民	犬猫の糞が多い	16.9%	ごみなどが投棄されている	12.5%	タバコ・ごみのポイ捨てが目立つ	12.2%
小学生	タバコやごみのポイ捨てをする人が多い	23.8%	川などの水辺が汚れている	15.5%	ごみなどが捨てられている	14.3%
中学生	ごみなどが捨てられている	19.1%	タバコやごみのポイ捨てをする人が多い	16.4%	川などの水辺が汚れている	11.2%

資料：北海道富良野市「富良野市環境基本計画 基礎調査報告書（アンケート調査結果）」

(2) 身近な自然

本市には、「北海道自然環境保全指針」により「身近な自然地域」として選定された地域が3ヶ所（麓郷の森、東大演習林樹木園及び鳥沼公園）あるほか、市内のみならず道内外からも多くの観光客が訪れるレクリエーション地が多数分布しています。

都市公園については、平成12年度現在、53ヶ所（33.56ha）が整備されており、種類別にみると、基幹公園が49ヶ所（22.36ha）、特殊公園が1ヶ所（9.60ha）、都市緑地が3ヶ所（1.60ha）となっています。1人あたりの都市公園面積は18.84m²であり、北海道平均の26.7m²を下回っていますが、全国平均の7.9m²及び国が平成14年度の目標値として掲げている9.5m²を上回っている状況です。市街地における公園や緑地については、平成12年度に「都市緑地保全法」に基づいて「富良野市緑の基本計画」が策定され、市街地における緑地の保全・緑化の推進に関する施策が示されています。この計画では、平成22年度における1人あたりの都市公園面積の目標値として114.84m²を掲げています。

水辺については、これまで治水対策事業を主眼に置いた河川改修がなされてきましたが、今後は親水の観点から改めて水辺環境を整備することが望まれています。

市民アンケートにおいて、本市の環境面から考えて好きな場所、良いと思う場所を尋ねたところ、山部自然公園や鳥沼公園のように、自然を活かした公園を好む傾向がみられます。

主なレクリエーション地

原始ヶ原
麓郷の森
鳥沼公園
清水山ぶどうヶ丘公園
朝日ヶ丘公園
東大演習林 樹木園
ラベンダーの森
富良野スキー場
山部自然公園太陽の里

資料：(社)ふらの観光協会

都市公園の開設状況及び目標値

区 分			平成 12 年度			平成 22 年度		
			整備量		1人あたり 公園面積 (m ² /人)	整備量		1人あたり 公園面積 (m ² /人)
			箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
基幹 公園	住区 基幹 公園	街区公園	24	4.97	2.79	32	7.34	3.97
		ポケットパーク	22	1.69	0.95	36	2.64	1.43
		近隣公園	1	1.60	0.90	2	3.60	1.95
		地区公園	1	3.60	2.02	2	7.60	4.11
	都市 基幹 公園	総合公園	1	10.50	5.90	1	10.50	5.68
		運動公園				1	7.60	4.11
	基幹公園計			49	22.36	12.55	74	39.28
特殊 公園	風 致 公 園		1	9.60	5.39	1	9.60	5.19
	動植物公園							
	歴 史 公 園							
	墓 地							
	そ の 他							
特殊公園計			1	9.60	5.39	1	9.60	5.19
広 場 公 園								
広 域 公 園								
緩 衝 緑 地						1	0.32	0.17
都 市 緑 地			3	1.60	0.90	5	163.26	88.25
緑 道								
都 市 林								
国の設置によるもの								
都市公園計			53	33.56	18.84	81	212.46	114.84

注) 都市計画区域における整備量を示す。

資料：富良野市都市整備課

(3) 騒音、振動及び悪臭

現在、騒音、振動及び悪臭については測定を行っていません。しかし、近年は、「1. 自然的・社会的条件(7) 交通体系」の項で述べたように、騒音や振動の発生源となる自動車への依存度が高まっており、市民アンケートにおいても、自分の身のまわりの環境が非常に悪い、または、悪い理由として「車や工場などの音がうるさい」「悪臭がする」という回答もみられます。また、平成2～10年度の公害に関する苦情件数(総数27件)をみると、騒音・振動が6件、悪臭が4件と比較的多くみられます。このような現状を踏まえて、今後は、発生源対策を行うとともに、状況に応じて測定・監視を行う必要があります。

騒音、振動及び悪臭に対する市民意識

	車や工場などの音がうるさい	悪臭がする
市民	10.6 %	5.9 %
小学生	6.0 %	2.4 %
中学生	10.5 %	1.3 %

注) 回答は、自分の身のまわりの環境が非常に悪い、または、悪い理由として3～4項目選択した場合の結果を示す。

資料：北海道富良野市「富良野市環境基本計画 基礎調査報告書(アンケート調査結果)」

5 . 地球環境

近年は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題など多様な地球環境問題が顕在化しています。ここでは本市と関連が深い地球環境問題である地球温暖化、オゾン層の破壊及び酸性雨（酸性雪）に焦点を絞って、現状を把握します。

(1) 地球温暖化

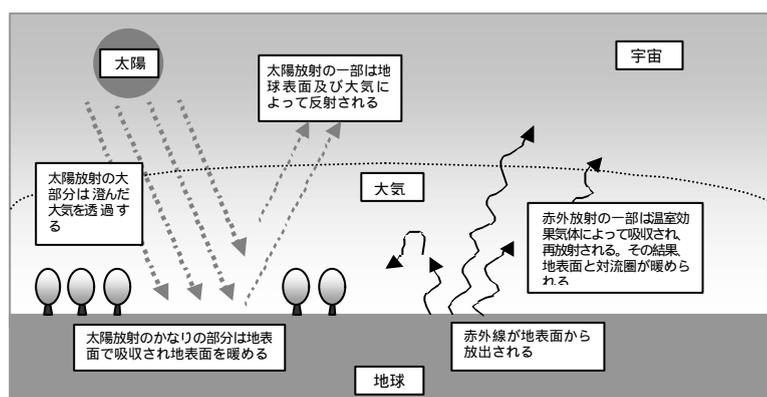
地球温暖化問題は、人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼすおそれがある重要な問題です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、現状のままで温室効果ガスの排出が続いた場合、将来、急激な気温の上昇が生じ、その結果、海面の上昇や気候の変化、人類の居住環境への脅威など、自然、経済及び社会のシステムに重大な影響がもたらされると予想されています。

我が国では、温室効果ガスの約 94%が二酸化炭素であると言われており（北海道では約 92%）、アメリカ、中国、ロシアに続いて世界第 4 位の二酸化炭素排出国となっています（1人当たりの排出量でみると、世界第 6 位）。また、1997（平成 9）年度における北海道の温室効果ガス排出量が全国に占める割合は 5.9%であり、1990（平成 2）年度から 1997（平成 9）年度までの排出量の伸び率は 9.1%となっています。1997（平成 9）年度の 1人当たり温室効果ガス排出量（炭素換算）をみると、全国が 2.89 t である一方、北海道は 3.74 t と約 1.3 倍の排出量がみられます。

平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地球温暖化対策の取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、各主体の取組を促進するための法的枠組みを定めています。北海道では、平成 12 年度に「北海道地球温暖化防止計画」を策定し、「2010（平成 22）年度における温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度の排出量に比べて 9.2%削減すること」を目標として掲げています。本市においても、平成 13 年度に、温室効果ガス排出量の実態調査を実施するとともに、「地球温暖化防止計画」を策定する計画です。

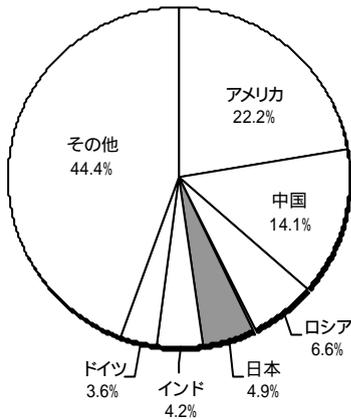
地球温暖化はわたしたちの日常生活や事業活動に起因しており、身近な暮らしの中で省資源や省エネルギーに取り組んでいくことが必要です。

温室効果のメカニズム



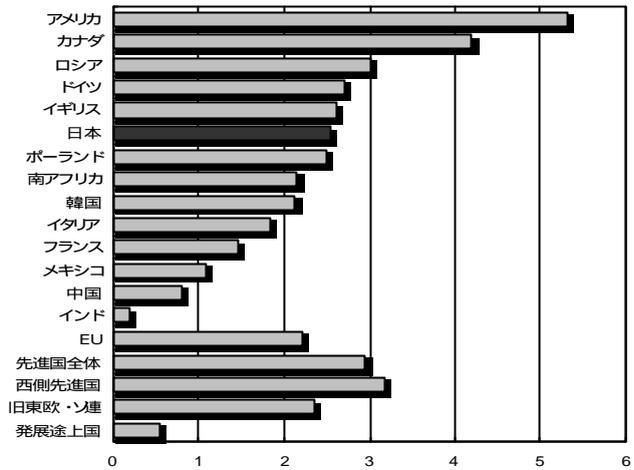
資料：環境庁「平成 12 年版 環境白書」

世界の二酸化炭素排出量（1996年）



資料：環境庁「平成12年版 環境白書」

各国1人当たり二酸化炭素排出量（1996年）



資料：環境庁「平成9年版 環境白書」

炭素換算トン/人

温室効果ガス排出量（全国との対比）

単位：炭素換算トン

		1990 (平成2)年度 (A)	1997 (平成9)年度 (B)	伸び率 (%) (B/A)
北海道	総排出量	19,575,014	21,362,589	9.1
	1人当たり排出量	3.47	3.74	7.8
全国	総排出量	333,590,000	362,280,000	8.6
	1人当たり排出量	2.70	2.89	7.0

資料：北海道環境生活部環境室環境政策課「北海道地球温暖化防止計画」

(2) オゾン層の保護

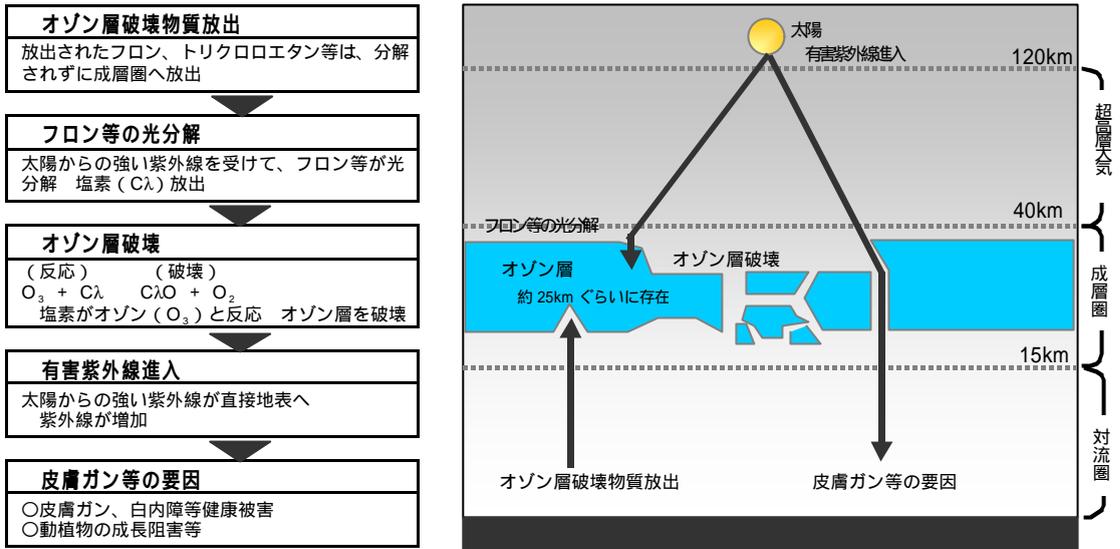
地球を取り巻く成層圏には“オゾン層”と呼ばれる層があります。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っています。このオゾン層がフロンなどの人工の化学物質によって破壊されていることが、近年、明らかになってきました。

オゾンを破壊するフロンは、洗浄剤や冷却剤、発泡剤、噴射剤などとして広く利用されてきました。私たちの身近なところでは、冷蔵庫やクーラーなどの冷却剤として、あるいは、整髪剤などのスプレーの噴射剤として普通に使用されていました。冷蔵庫やクーラーを廃棄、破砕した時やスプレーを使用した時に、フロンは大気中に放出され成層圏に達し、オゾン層を破壊します。

昭和63年に「特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)が制定され、現在では特定フロンなどの多くは生産が廃止されていますが、すでに生産された製品については、フロンの適切な回収・破壊処理を推進することが重要です。

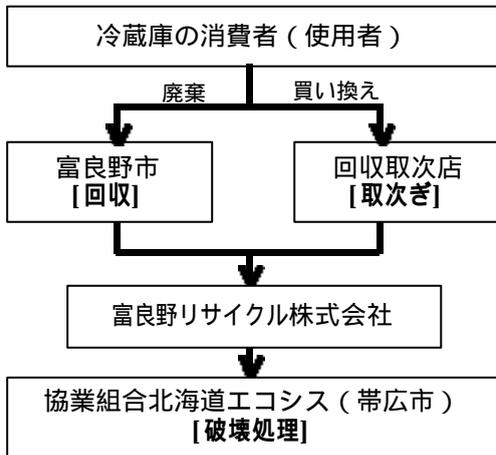
本市では、平成8年度から廃冷蔵庫のフロンの回収ルートが確立しており、平成11年度には728台の廃冷蔵庫が処理されています。なお、平成13年4月1日から「家電リサイクル法」が本格施行され、使わなくなったテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは、過去に購入、または買い換えをする家電小売店が有料で引き取り、家電メーカーが新しい製品の材料や熱源としてリサイクルするという流れになります。

大気の構造とオゾン層破壊のメカニズム



資料：北海道環境生活部環境室環境政策課「北海道環境基本計画」

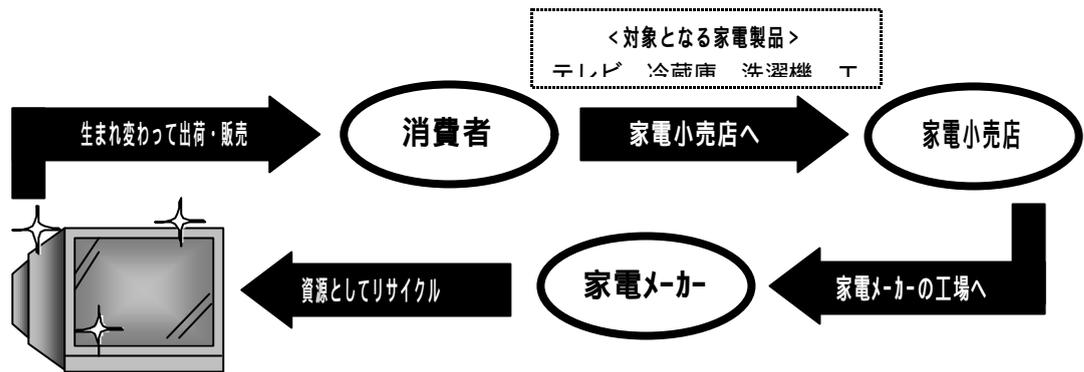
富良野市におけるフロン回収ルート（冷蔵庫）



冷蔵庫の回収台数

年度	回収台数
平成 8 年度	429 台
平成 9 年度	873 台
平成 10 年度	548 台
平成 11 年度	728 台

「家電リサイクル法」によるリサイクルの流れ



(3) 酸性雨（酸性雪）

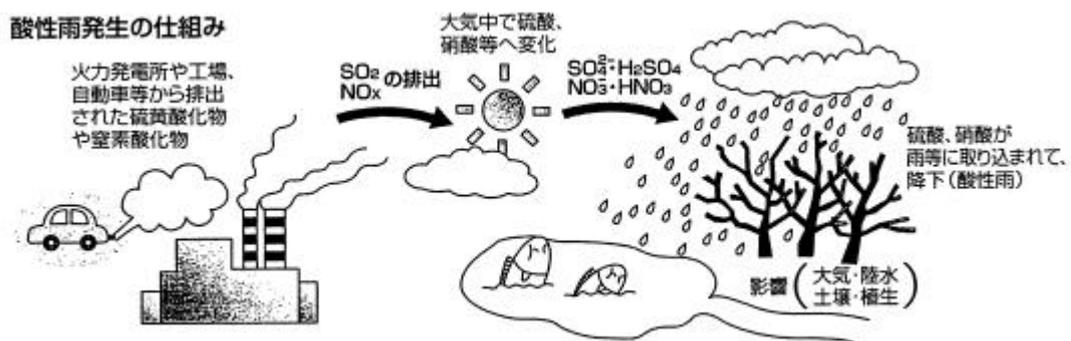
酸性雨（以下、酸性雪を含む）とは、化石燃料などを燃焼した時に生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨などで、通常、pH5.6以下のものをいいます。国境を越えて影響を及ぼすため、国際的な環境問題となっています。

酸性雨が降ると、石造建築物の溶解、森林や農作物の枯死、湖沼・井戸水の酸性化、健康被害などが生じます。欧米ではすでに、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を受けています。

我が国でも、昭和58年から始められた酸性雨対策調査結果から、酸性雨が降っていることが明らかになりましたが、酸性雨による生態系などへの影響は明らかではなく、また、湖沼や土壌については酸性化の傾向は認められませんでした。しかし、今後も酸性雨が降り続ければ、生態系などに何らかの影響を及ぼすおそれがあります。道内では、昭和59年から札幌市、昭和63年から苫小牧市東部（静川）及び西部（旭町）で酸性雨の測定を行っており、札幌市ではpH4.7～5.9、苫小牧西部ではpH4.7～5.2、苫小牧東部ではpH4.5～5.1という値になっています。本市内では、東大演習林で酸性雨の測定を行っており、平成5～6年に観測された全降水のpH平均値は5.18と、酸性雨が確認されています。

酸性雨を防止するためには、硫黄酸化物や窒素酸化物の主要発生源である工場・事業場や自動車に対する対策を進める必要があります。

酸性雨発生のしくみ



資料：北海道環境生活部環境政策課「北海道環境基本計画」

6. 環境意識

本市では、環境に対する認識を把握することを目的として、平成 11 年度に市民、事業者及び小中学生を対象にアンケート調査を実施しています(詳細については、「富良野市環境基本計画 基礎調査報告書(アンケート調査結果)」を参照)。ここでは、その調査結果から、市民、事業者及び小中学生の環境意識を把握します。

アンケート対象者数、回収数及び抽出方法

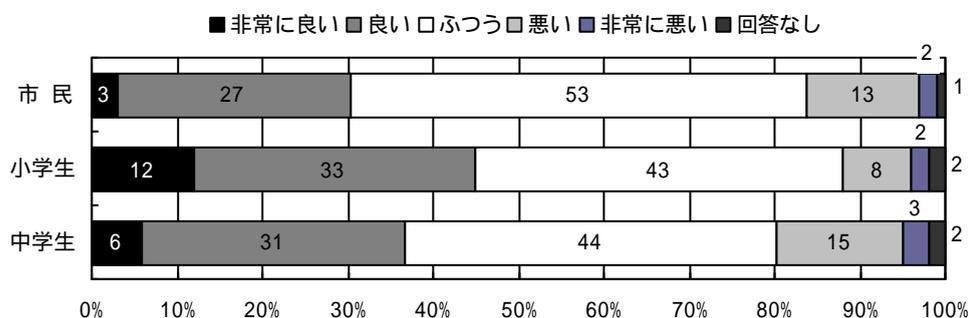
	アンケート数	回収数	抽出方法
市民	1,099	513	富良野市 40 地区の各地区において住民基本台帳をもとに 1 名 / 20 名で抽出
事業者	100	55	富良野市商工観光課資料より抽出
小学生	280	276	富良野市 11 小学校の 5 年生全員
中学生	292	285	富良野市 7 中学校の 2 年生全員

(1) 環境保全に対する意識や取組

身のまわりの環境の状況

市民及び小中学生を対象に、身のまわりの環境の状況について尋ねたところ、「非常に良い」「良い」という回答は小学生が 45% と最も多く、次いで中学生(37%)、市民(30%) の順となっています。その理由としては、公害がない、自然が豊か、景色が良いといった内容が多くみられます。一方、環境の状況が「非常に悪い」「悪い」という回答は 1 ~ 2 割程度みられ、中学生(18%)、市民(15%)、小学生(10%) の順となっています。その理由としては、ポイ捨てなどの美観やマナー、騒音、空き地の荒地化に関わる内容が多くみられます。

身のまわりの環境の状況



身のまわりの環境が「非常に良い」「良い」理由（上位5位）

	市 民		小学生		中学生	
	1位	空気がきれい	17.3%	森林が多く緑が豊かだ	27.2%	空気がきれい
2位	静かである	15.2%	いろいろな動物や植物がいて、自然が豊かである	23.6%	森林が多く緑が豊かだ	19.3%
3位	森林が多く緑が豊かだ	13.8%	空気がきれい	23.6%	いろいろな動物や植物がいて、自然が豊かである	14.4%
4位	景色・景観がよい	12.1%	景色・景観がよい	15.6%	景色・景観がよい	12.3%
5位	陽当たりがよい	11.7%	静かである	8.3%	静かである	11.2%

身のまわりの環境が「非常に悪い」「悪い」理由（上位5位）

	市 民		小学生		中学生	
	1位	犬猫の糞が多い	8.4%	タバコやごみのポイ捨てをする人が多い	7.2%	ごみなどが捨てられている
2位	ごみなどが投棄されている	6.2%	川などの水辺が汚れている	4.7%	タバコやごみのポイ捨てをする人が多い	8.8%
3位	タバコ・ごみのポイ捨てが目立つ	6.0%	ごみなどが捨てられている	4.3%	川などの水辺が汚れている	6.0%
4位	車の音など騒音がある	5.3%	犬猫の糞が多い	3.3%	車や工場の音がうるさい	5.6%
5位	空き地が手入れされず、雑草等が繁茂している	4.5%	森林や緑が少ない、車や工場の音がうるさい	1.8%	空き地が手入れされず、雑草等が繁茂している	4.9%

関心のある環境問題

市民及び小中学生を対象に、関心のある環境問題について尋ねたところ、市民は「ダイオキシン問題」が46.6%と最も多く、次いで「農薬・添加物等による食品汚染」「廃棄物問題」「地球温暖化」「オゾン層の破壊」となっており、従来の公害問題より、社会問題として取り上げられている環境問題や地球環境に対する関心が高い傾向がみられます。小中学生の結果をみると、ダイオキシンや廃棄物問題のほかに、水質汚濁や大気汚染、動植物の減少や絶滅といった自然環境に関わる問題への関心も高くなっています。

関心のある環境問題（上位5位）

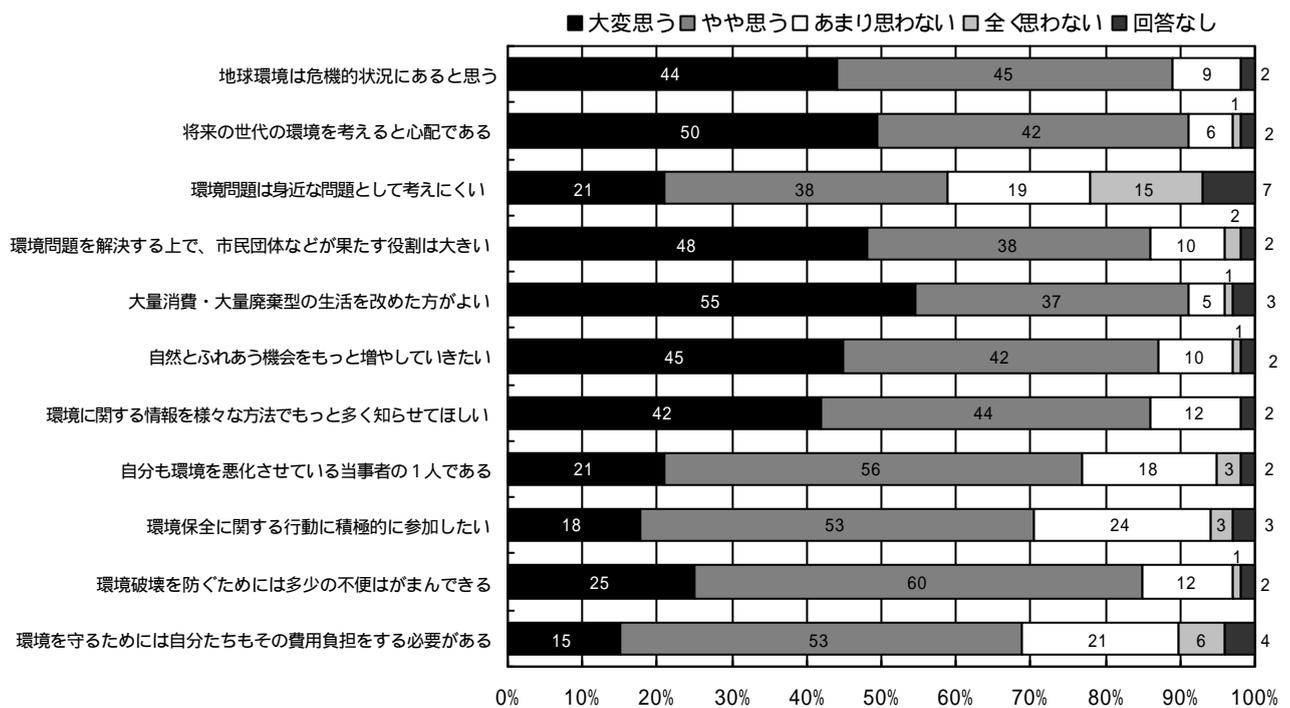
	市 民		小学生		中学生	
	1位	ダイオキシン問題	46.6%	ダイオキシン問題	63.0%	自動車等による大気汚染
2位	農薬・添加物等による食品汚染	45.6%	川などの水質汚濁	60.5%	オゾン層の破壊	54.0%
3位	廃棄物問題	42.9%	動植物の減少や絶滅	54.7%	川などの水質汚濁	52.3%
4位	地球温暖化	33.1%	自動車等による大気汚染	54.7%	動植物の減少や絶滅	52.3%
5位	オゾン層の破壊	29.6%	廃棄物問題	50.7%	廃棄物問題	50.5%

環境問題に対する考え方

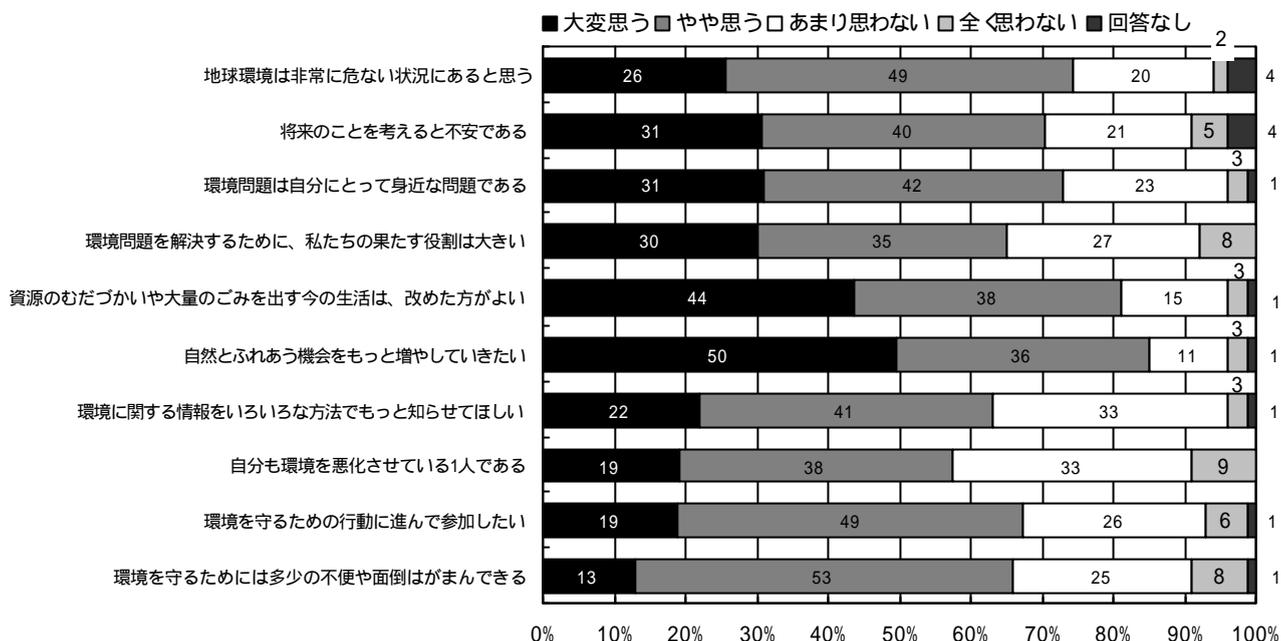
市民及び小中学生を対象に、環境問題に対する考え方について尋ねたところ、「地球環境は危機的状況にあると思う」「将来の世代の環境を考えると心配である」という地球環境や将来の環境に対して危惧感を抱いている回答は、市民約 9 割、小学生 7～8 割、中学生 8～9 割と多くみられます。また、環境問題を身近な問題として捉えている市民は 3 割強と少ない一方、小中学生の 7～8 割は身近な問題として感じています。自分が環境を悪化させているという意識は市民が 77%と最も高く、小学生が 57%、中学生が 65%となっています。

環境問題への取組意識についてみると、「大量消費・大量廃棄型の生活を改めた方がよい」「環境保全に関する行動に積極的に参加したい」「環境破壊を防ぐためには多少の不便はがまんできる」という自発的な取組に対する意識は、市民の方が小中学生より高い傾向がみられます。

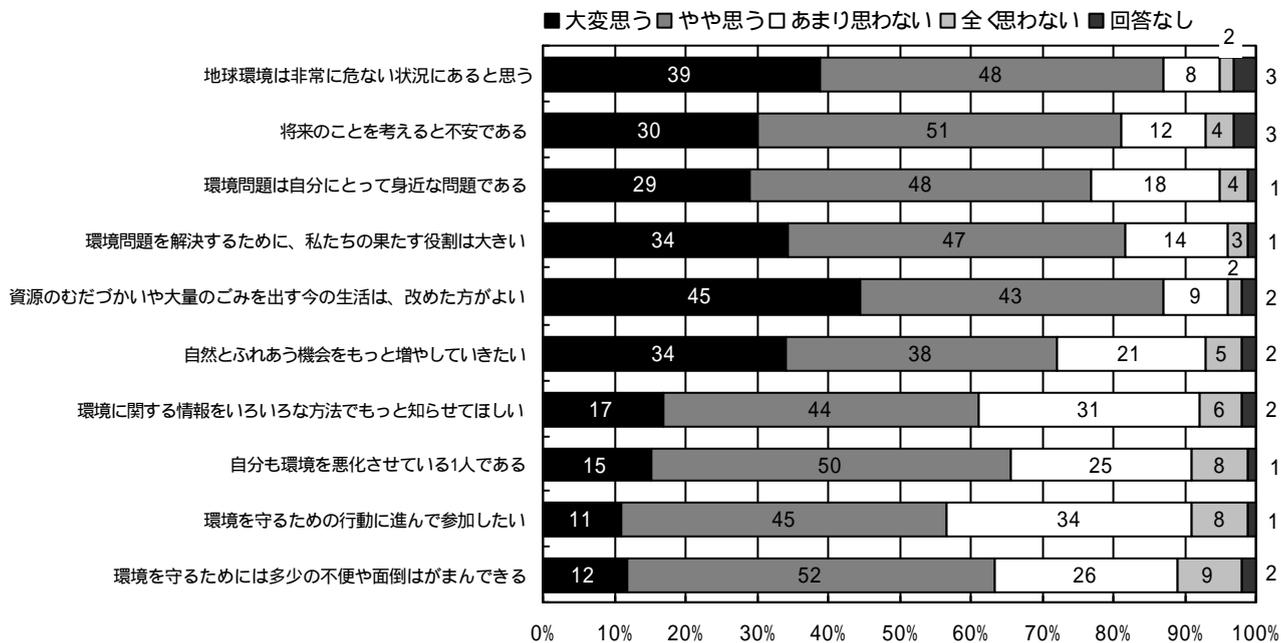
環境問題に関する考え方（市民）



環境問題に関する考え方（小学生）



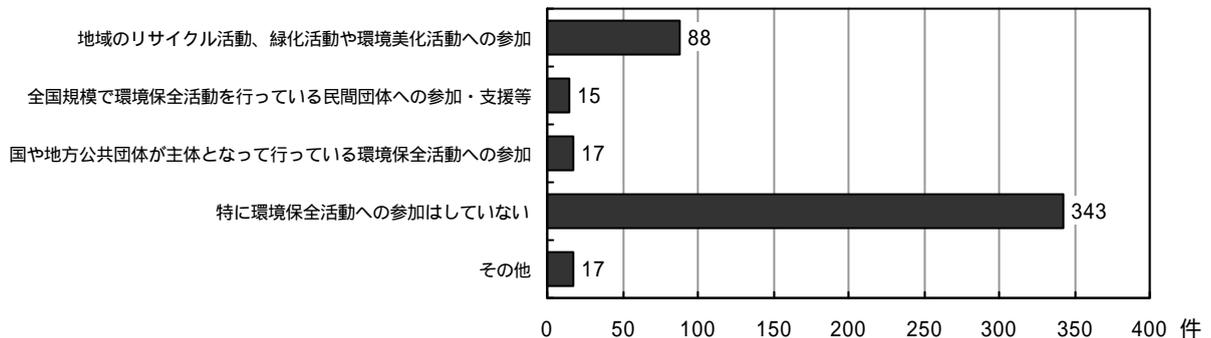
環境問題に関する考え方（中学生）



環境保全活動への参加

市民に環境保全活動への参加状況について尋ねたところ、「特に環境保全活動への参加はしていない」という回答が343件と全体の7割以上を占めています。「環境問題に対する考え方」で示したように、「環境保全に関する行動に積極的に参加したい」という市民が約7割みられる一方、実際に何らかの形で環境保全活動を行っている市民は3割弱となっており、環境保全に参加したいという意識は持ちつつも、実際の活動までには結びつかない傾向がみられます。

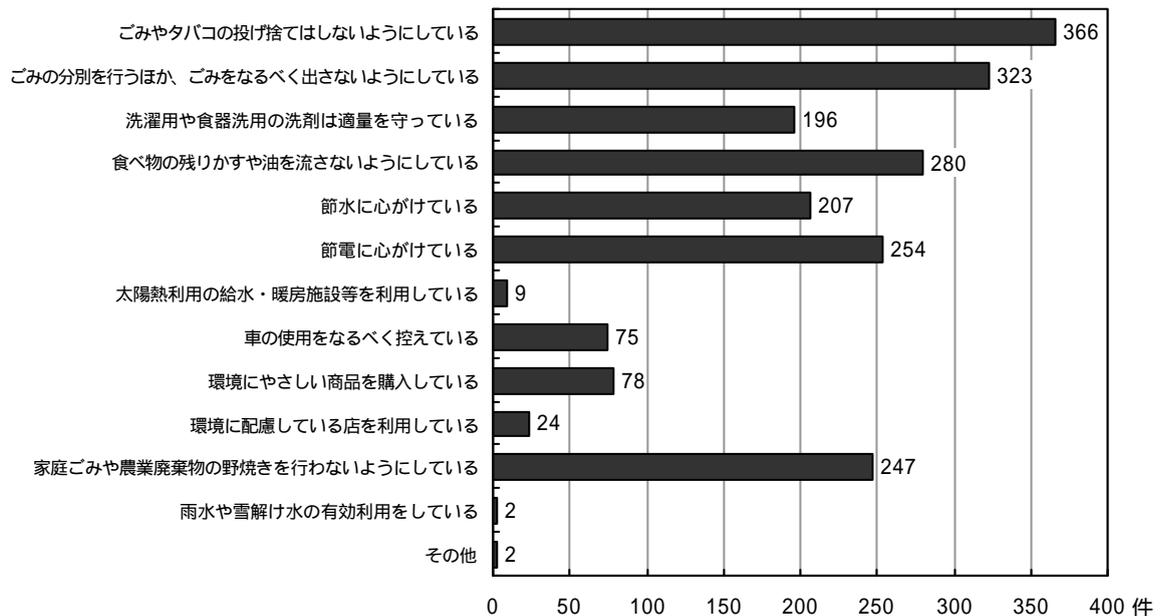
環境保全活動への参加状況（市民） 複数回答可



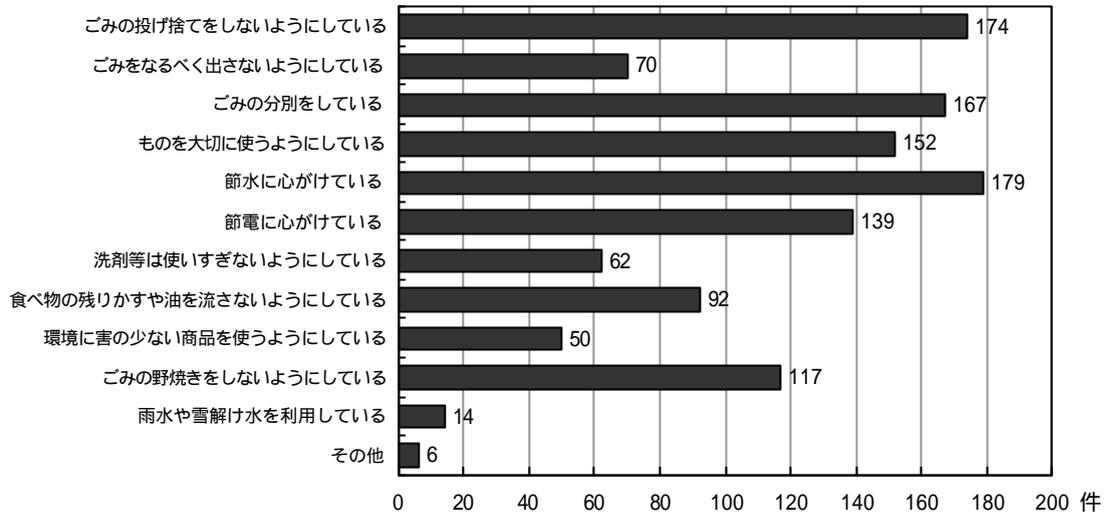
日常生活における環境保全への取組

市民及び小中学生を対象に、日常生活における環境保全への取組について尋ねたところ、市民、小中学生とも、ごみのポイ捨てやごみの分別、節水、節電、野焼きの防止について、積極的な取組がみられます。一方、車の使用や環境に配慮した製品の購入、雨水や自然エネルギーの利用については、取組の姿勢がやや低い傾向がみられます。

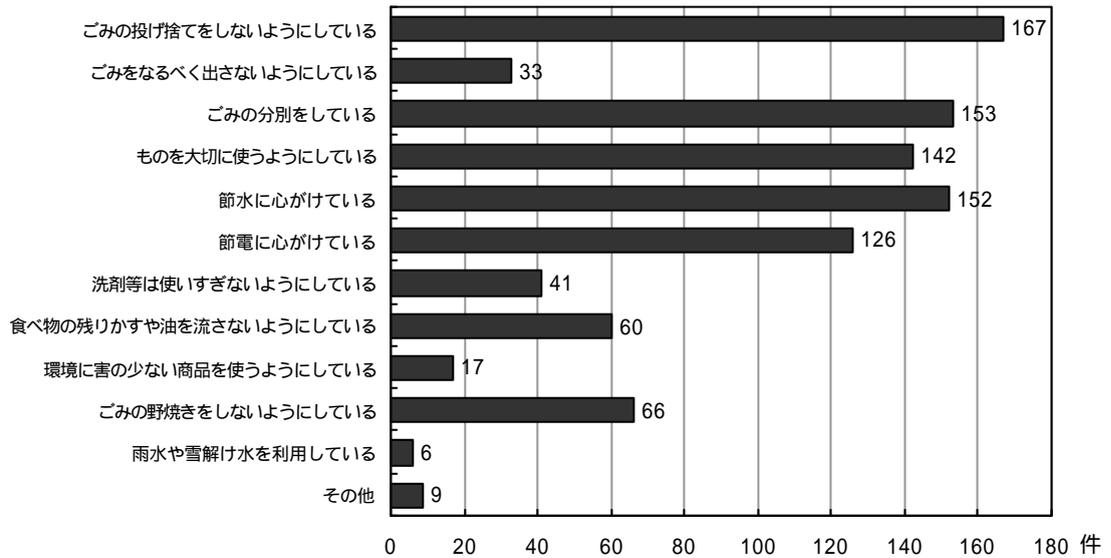
日常生活における環境保全への取組（市民） 複数回答可



日常生活における環境保全への取組（小学生） 複数回答可



日常生活における環境保全への取組（中学生） 複数回答可



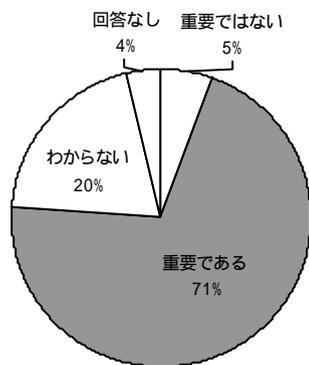
事業活動における環境保全への取組

事業者には事業活動における環境保全の重要性について尋ねたところ、約 7 割が重要であると考えている一方、実際に具体的な取組を行っている事業者は 47%、今後取り組む予定の事業者が 16%、今後も取り組む予定がない事業者が 33%と、環境保全に対する意識と実際の活動にやや開きがみられます。

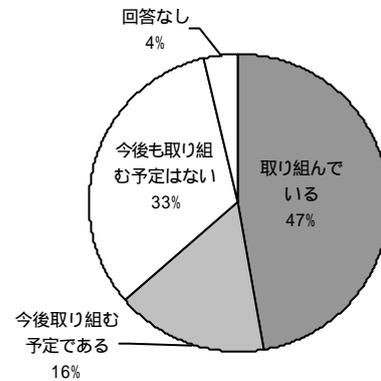
現在取り組んでいる活動や今後取り組みたい活動としては、節電、環境にやさしい製品の使用、低公害機器の使用などが挙げられています。

また、今後環境保全に取り組む予定がない理由としては、「事業活動が環境に与える影響は極めて小さいため必要ない」「必要性を感じるがコストがかかる」などが挙げられています。

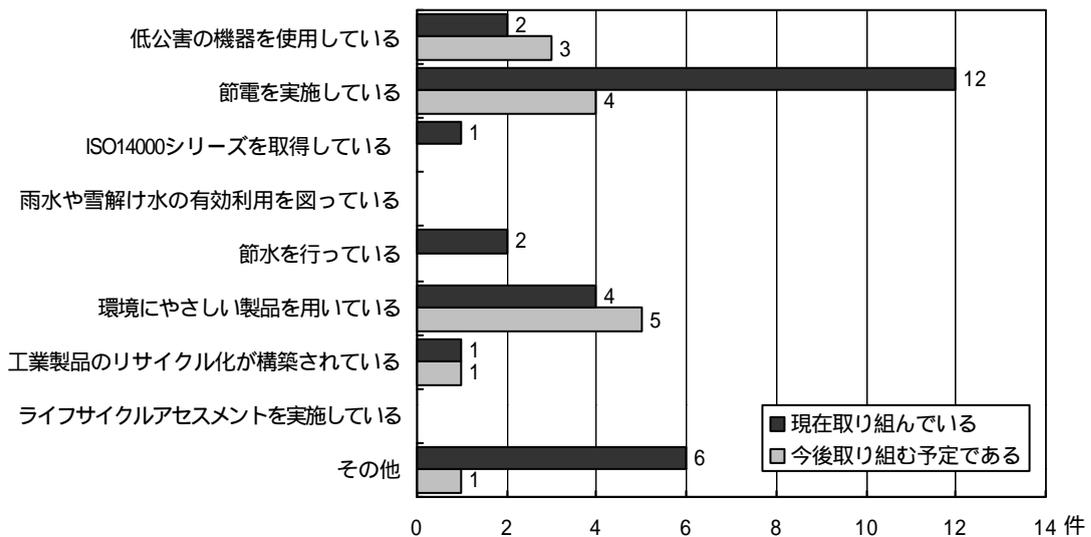
事業活動における環境保全の重要性



環境保全のための具体的な取組状況



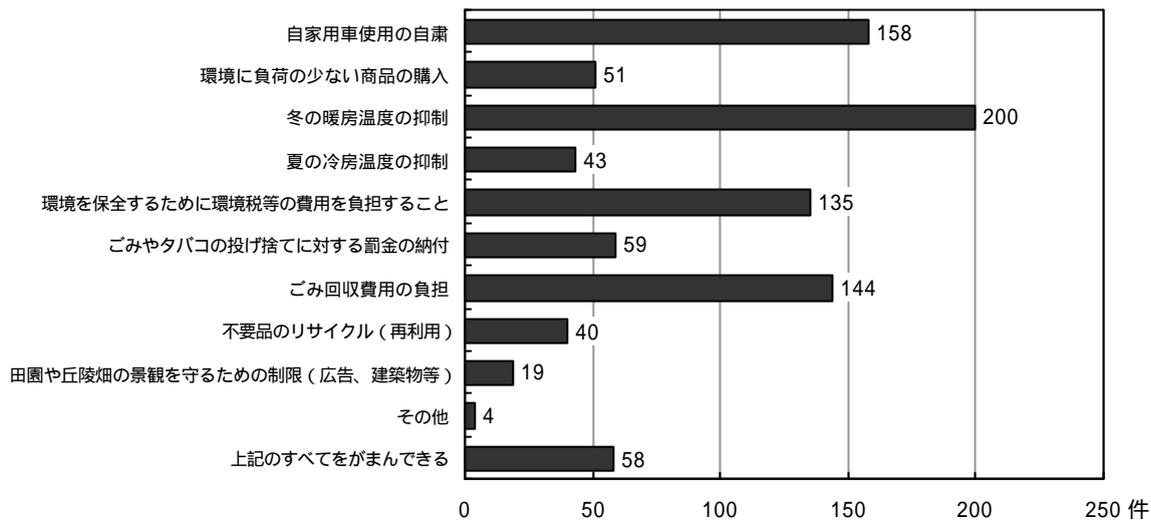
現在の取組、今後予定している取組



環境保全への消極的な取組

市民に基準や法令等が設けられても取り組みたくない活動について尋ねたところ、「冬の暖房温度の抑制」が最も多く、次いで「自家用車使用の自粛」「ごみ回収費用の負担」「環境税等の費用の負担」などが挙げられており、日常生活において需要の高い暖房や自動車の使用抑制、経済的な負担については、やや消極的な姿勢がみられます。

基準や法令等が設けられても取り組みたくない活動（市民） 複数回答可



(2) 環境学習・環境教育

現在、本市では中央公民館講座や東大演習林開放事業を通して、市内の施設見学や自然観察などの環境学習の場が整備されています。また、学校においても、ボランティア清掃活動や自然観察、愛鳥活動などを通して、環境教育が実践されています。そのほか、FURANO EARTH GREEN（富良野水と緑の会）、富良野の自然に親しむ会、ふらの「地球村」など自然との触れ合いや環境保全を推進する市民団体が、様々な講座やイベントを開催しています。

今後は、市民の環境保全に対する高い意識を具体的な実践活動へと結びつけるためのきっかけの場として、環境学習の場をさらに整備するとともに、内容の充実を図ることが必要です。また、高い環境意識を持つ人間を育てるためには、躰と同様に子供の頃からの環境教育が大切であるとされており、さらに環境教育プログラムの充実をめめます。

主な市民団体の活動内容

名称	主な活動内容
FURANO EARTH GREEN （富良野水と緑の会）	学習会・研修会・講演会の開催、環境調査の実施、環境機関などへの働きかけ、例会（月1回）など
富良野の自然に親しむ会	富良野の自然に親しむ集い、富良野の自然を知る講座など（富良野市郷土館と共催）
ふらの「地球村」	定例ミーティング（月2回）、勉強会など

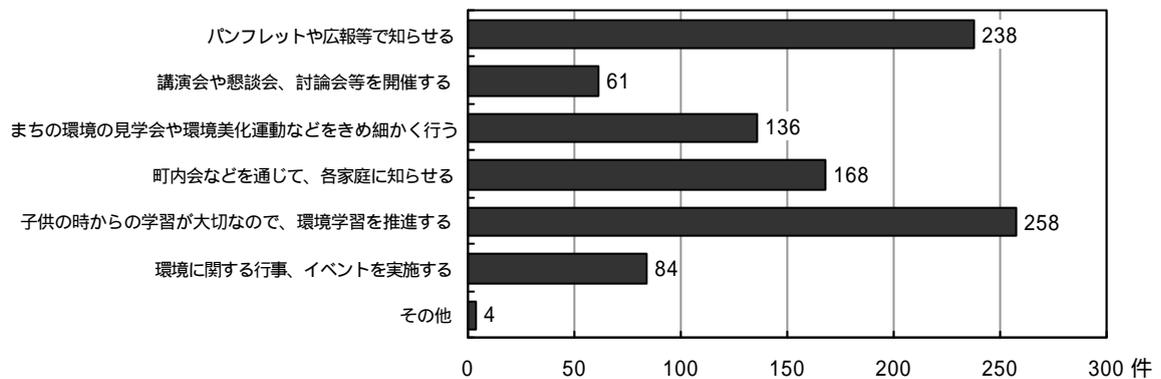
(3) 環境情報

現在、本市では、広報やパンフレット等を配布したり、シンポジウム等を開催することによって環境情報を提供しています。

市民に環境に関する情報の提供方法を尋ねたところ、「子供の時からの学習が大切なので、環境学習を推進する」という回答が最も多く、環境教育の重要性を感じている市民が多くみられます。また、「パンフレットや広報等で知らせる」「町内会などを通じて、各家庭に知らせる」など、やや受動的な方法を望む傾向がみられる一方、自ら講演会や懇談会、討論会、イベントなどに出向いて情報を収集する方法については、やや消極的な傾向がみられます。

今後は、市民や事業者が望む環境情報を迅速かつ的確に提供できるよう、環境情報システムの整備にさらに努める必要があります。

環境に関する情報の提供方法（市民） 2つ選択



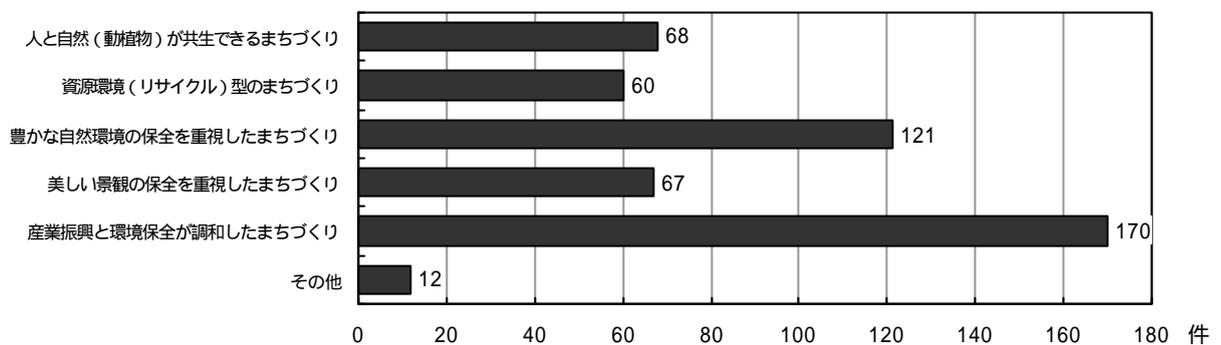
(4) 「富良野市環境基本計画」に望むこと

将来における望ましい環境像

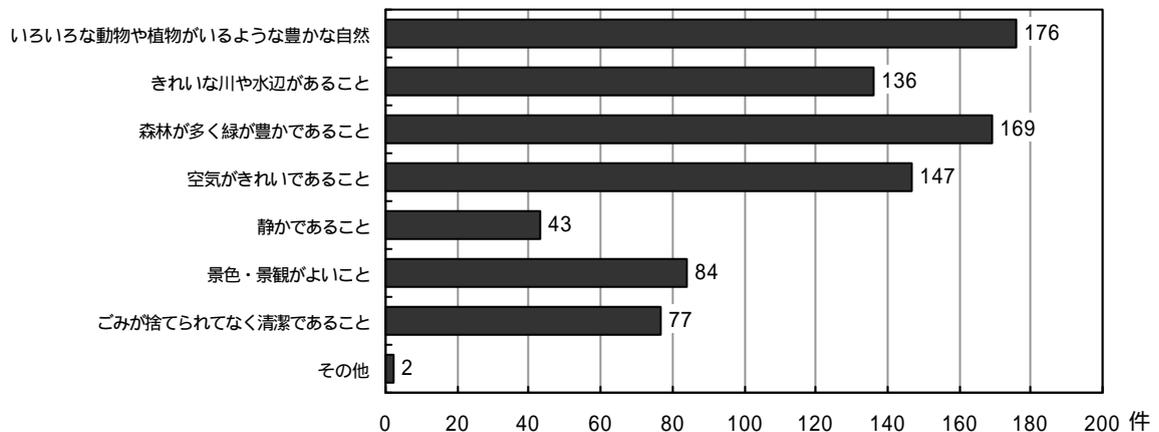
市民に、本市の将来における望ましい環境像について尋ねたところ、「産業振興と環境保全が調和したまちづくり」という回答が最も多く、経済発展と環境保全の両方を望む声が多くみられます。

また、小中学生に将来の環境において大切にしたいことを尋ねたところ、小学生は「いろいろな動物や植物がいるような豊かな自然」「森林が多く緑が豊かであること」という回答が多く、中学生は「空気がきれいであること」「きれいな川や水辺があること」を望む声が多くなっています。

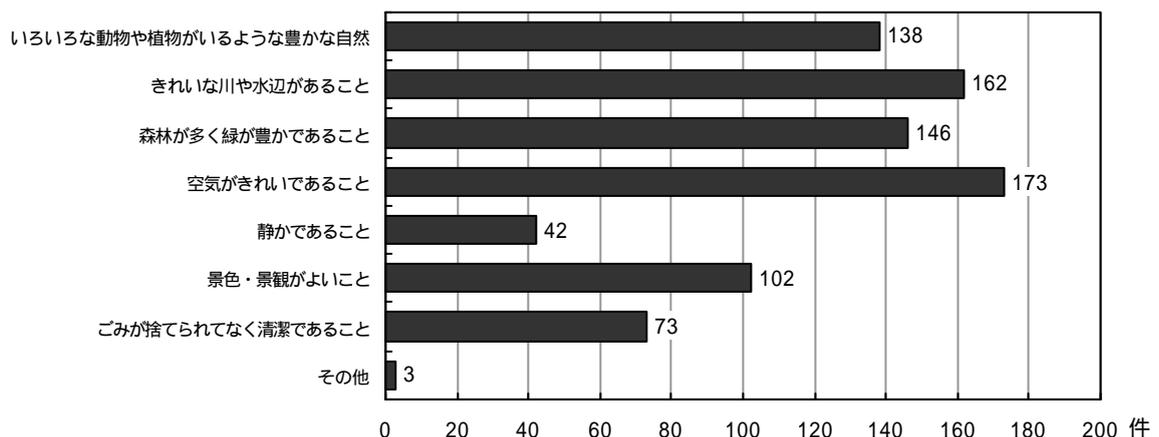
望ましい環境像（市民）



富良野市の環境で大切にしたいこと（小学生） 3つまで選択



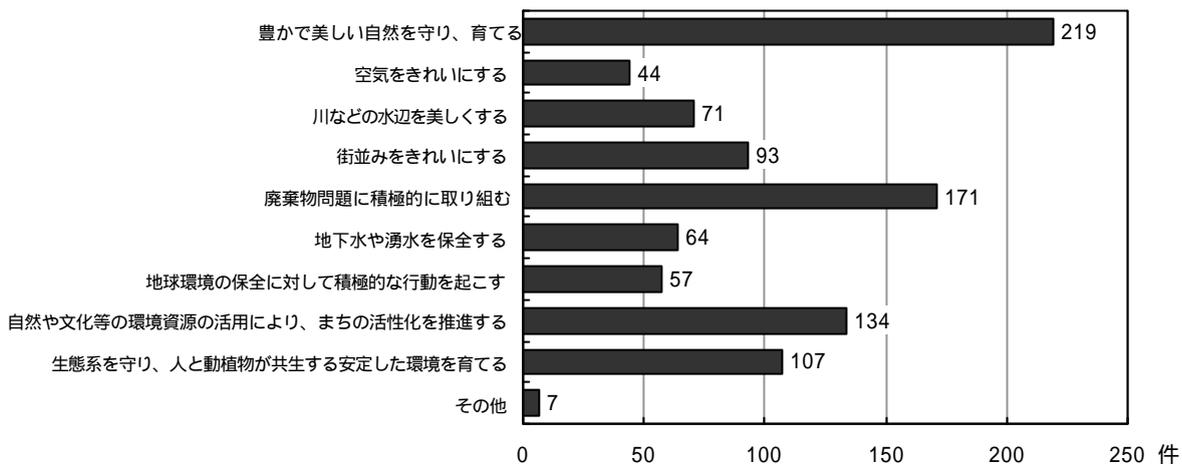
富良野市の環境で大切にしたいこと（中学生） 3つまで選択



「富良野市環境基本計画」における重点施策

市民に「富良野市環境基本計画」において重点を置くべきと考える環境施策について尋ねたところ、「豊かで美しい自然を守り、育てる」という回答が最も多く、次いで「廃棄物問題に積極的に取り組む」「自然や文化等の環境資源の活用により、まちの活性化を推進する」「生態系を守り、人と動植物が共生する安定した環境を育てる」など、自然環境の保全や廃棄物問題への取組、まちの活性化に関する回答が多くみられます。

環境基本計画において重点を置くべきと考える環境施策（市民） 2つ選択



第3章 望ましい環境像と施策の方向性

この章では、将来を展望した本市における望ましい環境像と、それを達成するために取り組むべき施策の方向性を計画目標、施策目標として体系的に示します。

1. 望ましい環境像

「富良野市環境基本計画」では、望ましい環境像として次のとおり設定します。

望ましい環境像

「環境と共生」の文化を標榜する資源循環型のまち ふらの

望ましい環境像の理念

産業が発展し、日常生活の質が向上するにつれ、わたしたちの社会は自然の再生能力（環境調整能力）をはるかに超える形で生産性や利便性を追求しています。その結果、昭和30年代頃から公害問題が顕在化し、近年は地球環境にまでその影響が及んでいる状況であり、わたしたちは改めて自分の日常生活や事業活動を見直すことが求められています。よく江戸時代は「循環型社会が確立していた時代」と言われますが、縄文時代からの歴史を考えると、わたしたちはわずか近年100年の間に地球に多大な負荷を与えてきたこととなります。

このように、環境問題が顕在化した社会において、自然の再生能力の範囲内で活動を行い、自然と共生する「環境との共生」が、今後の発展における大きな課題となっています。本市は、市域の約7割が森林、約2割が農地で占められているほか、数多くの河川も流れており、全国的にも自然に恵まれた土地であるといえます。しかし、これまでの日常生活や事業活動の一面が、本市の自然に量的あるいは質的な影響（負荷）を与えてきたことも事実です。本市の自然が有する様々な本来の機能を損なうことなく、自然を活かしながら発展しつづけること、これが将来の本市のまちづくりにおいて欠かせない重要な課題です。また、現在の社会において、わたしたちを取り巻く環境は自然だけではなく、建物や道路などを基盤とした生活環境、心のやすらぎをもたらす快適環境など多様な環境が存在しており、「環境との共生」は、自然環境とともにこれらの環境とも総合的に共生することを意味しています。

また、現在の社会に生きるわたしたちは、自然と共に暮らしてきた昔の人間の経験に基づく知識や知恵を忘れてしまいがちですが、地球が警鐘を鳴らしている今、過去から培ってきた知識や知恵を見つめなおし、現在の文化に活かすことが大切です。本市においても、開拓当初は自然の厳しさに挫折を味わうことも多かったと聞きますが、その後、試行錯誤を繰り返しながら現在は人口約2万6千人の田園都市として発展しています。

今後、よりよい環境をわたしたちの将来の世代に引き継ぐためには、先人の経験に基づく「環境との共生」の知識や知恵を富良野の文化の1つとして活かしつつ、豊かな自然とともに

に発展するまちをめざしていくことが大切です。本市は、全国に先駆けて廃棄物・リサイクル対策に取り組んでおり、その成果はリサイクル率約60%という数字で表れています。今後は、この廃棄物問題に対する様々な取組を切り口として、環境のあらゆる側面において、「環境との共生」の文化を活かしながら自然の再生能力の範囲内で活動を行う循環型のまちづくりをめざします。

さらに、本市の総合計画では、めざす都市像を「快適な環境、創造性豊かな人を育む『協働・感動・生き生きふらの』」と定めており、多様化する環境問題への対応や安全な市民生活の確保を図るため、市民、事業者、市民が連携・協力するシステムを構築し、人と自然が共生する『安全で安心して暮らすまちづくり』をめざすことを基本目標として据えています。

このような本市の環境に関する現状・課題や総合計画における都市像・基本目標を踏まえ、望ましい環境像を「『環境と共生』の文化を標榜する資源循環型のまち ふらの」と設定します。

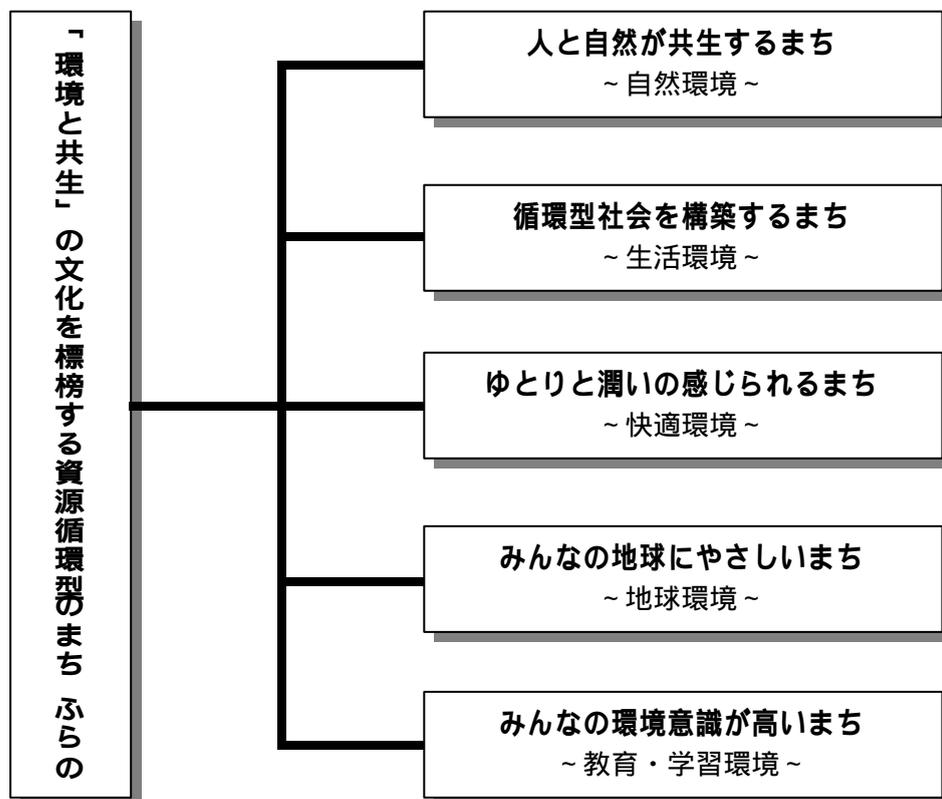
2.5つの計画目標

「望ましい環境像」を達成していくため、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、教育・学習環境といったそれぞれの環境の側面に応じて、計画目標を次のとおり掲げます。

計画目標

<望ましい環境像>

<計画目標>



計画目標の基本方針

< 計画目標 >

< 基本方針 >

人と自然が
共生するまち

自然界における大気、水、土、緑、生き物といった5つの大きな環境要素を保全し、健全な自然環境とともに生活することが、人間にとって最も大切な目標であると考えます。本市にある豊かな自然を保全・回復することによって、自然と共生したまちづくりを進めます。

循環型社会を
構築するまち

人間は、製品の原料や水道、電気、ガスといった資源・エネルギーの多くを自然界に依存しています。一方、日常生活や事業活動の余剰物として廃棄物を自然界に排出しています。持続的に人間の活動を進めていくために、自然の環境調整能力の範囲内において活動を行う循環型社会の構築を進めます。

ゆとりと潤いの
感じられるまち

快適な生活環境をつくるために、不快な音、揺れ、においのないまちづくりを進めるとともに、市街地においても身近に自然を感じられるように、公園や水辺など、憩いの場の創出を進めます。また、本市は数多くの観光客が訪れる観光地であることも考慮し、魅力ある景観の創出にも積極的に取り組みます。

みんなの地球に
やさしいまち

地球環境問題の現状を把握するとともに、本市で生活する一人ひとりの活動が、地球環境問題に大きくかかわっていることを認識し、地域レベルから地球環境の保全に取り組みます。

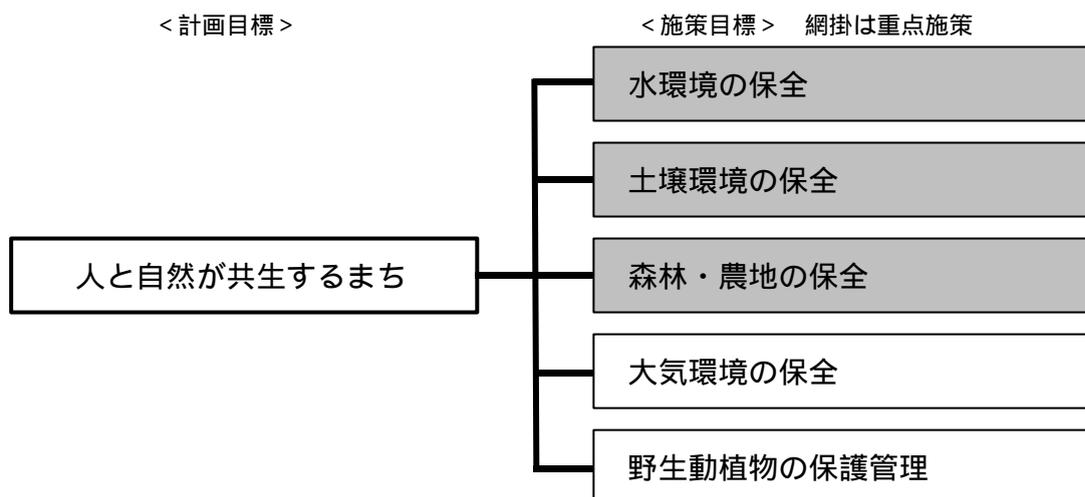
みんなの環境意識が
高いまち

本市で生活する市民や事業者、一人ひとりが環境に対する高い意識をもち、よりよい環境づくりに積極的に取り組むまちづくりを進めます。行政は、率先して環境保全活動を行うほか、ハード面の整備、情報の提供などに取り組みます。また、市全体の高い環境意識を積極的にアピールすることによって、観光客の環境意識も高めていきます。

3.17 の施策目標

計画目標ごとに、それぞれの環境要素に応じて、施策目標を次のとおり設定します。

人と自然が共生するまち



水環境の保全

水は、わたしたちの日常生活や事業活動において欠かせない自然の資源です。また、鳥獣や水生生物の貴重な生息環境であるほか、わたしたちにやすらぎを与えてくれる潤いの資源でもあります。わたしたちが使う水の多くは河川から採取されており、家庭や事業場、農地などで使われた後、下水道処理施設や浄化槽を経て、もしくはそのまま処理されない状態で、再び河川に戻されています。近年は、生活排水や事業系排水による水質汚濁が大きな環境問題の1つとして取り上げられているほか、開発に伴う森林の伐採、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆などによって、自然の水循環・水収支のバランスが崩れる問題もみられます。

本市には、空知川や富良野川をはじめ数多くの河川が流れています。平成11年度現在、本市の生活排水処理率は約46.7%、下水道普及率は約56.6%であり、空知川では環境基準を下回る水質が保たれていますが、北1号川や無頭川、基線川、北2線川、布礼別川などの小さい河川や都市下水路では生活排水による水質汚濁がみられます。本市では、平成9年度に「生活排水処理基本計画」を策定して生活排水対策を推進していますが、わたしたちが将来にわたって健全な日常生活や事業活動を持続させるためには、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を積極的に推進し、河川水質の向上に努めることが大切です。また、農業経営においてもクリーン農業をさらに推進し、家畜ふん尿についても適切な排水処理を施すことにより、水に与える負荷を削減させることが求められています。健全な水環境をつくるためには、このような水質汚濁対策に努めるとともに、多自然型・近自然型の川づくりなどを推進し、本来の自然が有する水の浄化機能の復元、回復に努めていきます。

土壤環境の保全

土壤は、植物の生育基盤であるほか、水の涵養、汚染物質の浄化、多様な動物相の形成など、物質循環や生態系の面において重要な機能を有しています。健全な土壤は、土の中に数多くの微生物が存在し、それらが活発に有機物を分解したり、土壤を攪拌することによって育まれます。

農業が基幹産業の1つである本市において、生産性の高い土壤は必要不可欠な要素であり、土づくりは重要な課題であるといえます。本市では、昭和60年から、有機物供給センターにおいて生ごみ、農作物残渣、パークを原料とした有機物肥料（バイオソイル）の生産を行っているほか、富良野農業協同組合、東山地区農業協同組合、畜産農家においても積極的に堆肥化が進められており、地域環境に根ざした土づくりのルートが確立している状況にあります。将来にわたってより健全な農業を発展させるためにも、堆肥や緑肥などによって土壤有機物を富化させる土づくりや適切な輪作、交換耕作、緑肥効果のある作物の導入に努め、豊かな土壤を育むことが大切です。

森林・農地の保全

森林や農地といった緑は、大気の浄化、地下水の涵養、土壤の保全、野生動物の生息環境といった様々な機能を備えており、自然界における循環のバランスを調整する貴重な資源です。また、市街地化が進行し、人工的なものが増え続ける社会において、緑は心身にやすらぎを与える貴重な資源ともなっています。

本市は、市全体の約7割が森林、約2割が水田や畑などの農地で占められており、非常に緑に恵まれた環境にあるといえます。本市の森林は、わたしたちが使う水の涵養源、様々な野生動植物の生息環境といった自然環境の調整機能を備えているほか、雄大な農地の背景を成す景観要素としても貴重な存在です。河川沿いの扇状地や台地上に広がる水田や畑などの農地についても、わたしたちの食糧の供給源であるほか、市街地と隣接した貴重な緑の資源という側面も備えています。また、自然の地形を活用し、彩り鮮やかに広がる農地は、日本各地から数多くの観光客が集まる特徴的な観光資源の1つとなっています。これらの森林や農地を保全するためには、国との連携協力や環境と調和した持続可能な農業の推進など多面的な保全対策が必要とされますが、一度失われたら復元することが難しい唯一無二の資源として、積極的な保全が必要とされています。また、今ある森林や農地についても、本来の自然が有する調整機能を高められるよう、緑の質の向上に努めていきます。

大気環境の保全

大気は、言うまでもなく生物が生きていく上でなくてはならない要素ですが、近年は産業の発展、自動車利用の増大などに伴い、大気汚染物質の排出量の増加がみられます。これらの大気汚染物質は、喘息などのように直接的な人体影響として表れるほかに、酸性雨や地球の温暖化、オゾン層の破壊といった地球規模における環境問題にまで波及しています。

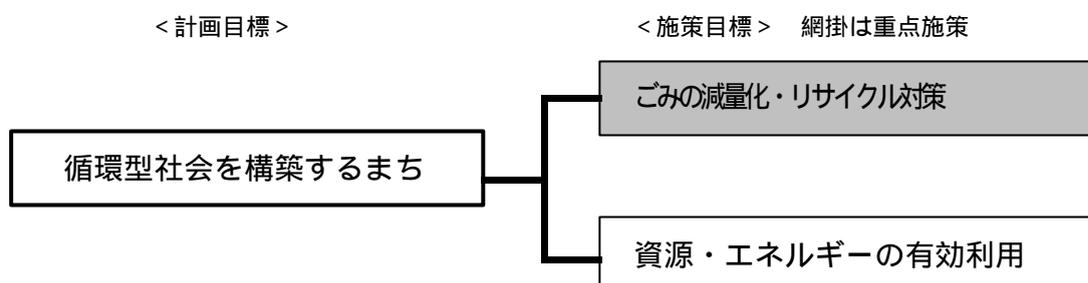
本市には大気汚染の発生源となるような大きな工場や事業場はみられず、市民アンケートにおいても大気汚染に対する関心度はそれほど高くないことから、現在のところ大気汚染はそれほど顕在化した環境問題ではないかもしれませんが、しかし、平成9年度の交通量調査の結果、国道38号で1万台/12hを上回る交通量がみられること、調査を実施した15ヶ所中13ヶ所において前回調査時より交通量が増加していること、自動車登録台数が長期的にみて増加傾向にあることから、自動車への依存度は高まっていると言えます。現在、市内では大気質の測定を行っていませんが、増加する自動車の排ガスによる影響、そして市内の工場や事業場から排出される排ガスの影響を把握する意味においても、大気質の監視体制を整備し、公害発生の未然防止に努める必要があります。また、大気汚染の大きな発生要因である自動車や工場・事業場についても、適切な排ガス対策に努めていきます。

野生動植物の保護管理

野生動植物は自然の構成要素の1つであり、健全な生育・生息環境が保全されることによって多種多様な動植物が存在し、良好な生態系が形成されます。つまり、野生動植物の多種多様性は、自然の豊かさを示す1つの指標であるといえます。しかし近年は、都市化の進展に伴い生育・生息の場自体が失われたり、環境が悪化することによって、野生動植物の種や個体数の減少がみられます。

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査によると、本市では貴重な植物群落や動物が数多く確認されており、比較的良好な自然環境が保たれている状況にあるといえます。しかし、これまでの都市化の進展に伴い、多少なりとも野生動植物の生育・生息の場が失われ、環境の質も悪化していることは明らかです。今後は、現存する野生動植物を保護するとともに、これまでに失われた生育・生息環境を可能な限り復元することによって、さらに多種多様な野生動植物が存在し、安定した生態系を築くことが大切です。現在、市内の動植物に関する情報は不足している状況にあり、今後は動植物の分布や生息状況に関する調査を実施するとともに、市民や市民団体とのネットワークを強化し、個々が有する情報を整理することによって、市域に生息・生育する動植物の実態の把握に努めていきます。

循環型社会を構築するまち



ごみの減量化・リサイクル対策

全国的に、そして地球レベルにおいて循環型社会の構築が叫ばれるなか、ごみの減量化・資源化などの廃棄物・リサイクル対策は我が国においても重要な課題の1つとなっています。

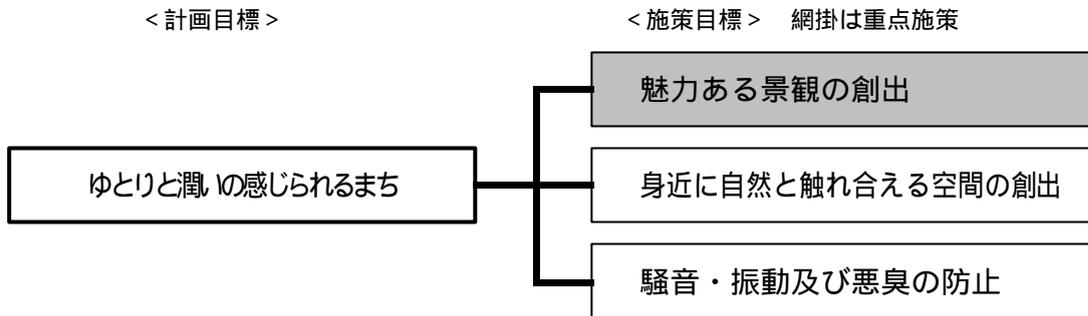
本市では、早い段階から分別収集に取り組むとともに有機肥料の生産、固形燃料の生産、有価物の回収などを積極的に推進しています。平成11年度の1人1日あたりのごみ発生量は668g、リサイクル率は60.4%であり、ごみの減量化・リサイクル対策については全国的にも高レベルにあります。しかし、わたしたちは、相変わらず日常生活や事業活動における余剰物を自然界に排出しており、ごみの減量の面からみればまだまだ不十分な状況にあるといえます。本市では、将来的にごみの焼却を行わない方針であり、今後は「第1にごみの減量、第2にリサイクル」という観点に基づき、さらに積極的なごみの減量化・リサイクル対策を推進しなければなりません。そのためには、何よりもわたしたち市民や事業者、そして本市を訪れる数多くの観光客の意識の向上が求められています。

資源・エネルギーの有効利用

わたしたちの日常生活や事業活動において必要な水や電気、ガス、石油、ガソリンといった資源やエネルギーは、すべて自然の資源を活用してつくられているものです。したがって、利便性や快適性を追求するあまり、これらの資源やエネルギーを過剰に使用してしまうと、自然の資源が消費されるだけでなく、水循環、物質循環といった自然界全体のバランスが崩れてしまいます。

このような背景を踏まえて、省資源・省エネルギーの必要性はかなり前から全国的に掲げられていますが、水や電気の使用量の推移をみるとあまりその効果はみられません。本市においても、1人あたりの給水量、電灯・電力使用量は微増傾向にあり、改めて省資源・省エネルギーに対する意識の改革が必要とされています。また、自然エネルギーの導入を検討し、地球にやさしいまちづくりに努めていきます。

ゆとりと潤いの感じられるまち



魅力ある景観の創出

生活基盤が整備され、事業活動が進展するにつれ、わたしたちの周りには建物や道路などの人工的なものが増え、緑や水などの潤いある自然の景観資源が乏しくなります。また、無計画な開発が行われると、貴重な自然資源が失われるほか、まとまりのない無秩序な市街地景観が築かれてしまうため、総合的な観点から魅力ある景観づくりに取り組むことが必要です。

本市では、国道 38 号及び国道 237 号沿いを中心に住宅や店舗などが集まり、市街地景観が形成されています。市街地のすぐ近くには水田や畑などの農地が広がり、豊かな森林や数多くの河川にも恵まれています。市街地圏内においては、建物や道路、看板などの人工的なものがあふれ、潤いに乏しい景観が形成されがちです。今後のまちづくりにおいては、緑や水辺などやすらぎの源となるような景観資源を採り入れつつ、まとまりのある市街地景観を創出することが求められています。さらに、本市には、彩り鮮やかに広がる丘陵やドラマで有名なロケ地、スキー場などを目的に訪れる観光客も多く、市民だけではなく観光客の視点も意識した景観づくりが必要です。また、魅力ある景観をつくるためには、市民や観光客の一人ひとりがポイ捨てをやめるなど環境美化の意識も持たなければなりません。

身近に自然と触れ合える空間の創出

開発や市街地化が進むにつれ、わたしたちの周りから緑や水辺、動植物といった自然がどんどん姿を消し、代わりにコンクリートやアスファルトなどの人工的なものに囲まれ、潤いに乏しい環境が創出されるようになりました。

本市の市街地においても、これまでの都市化の過程において様々な自然の資源が失われてきましたが、市街地の周りにはまだ広大な農地と豊かな森林が残されており、多くの河川にも恵まれています。わたしたちは、この豊かな自然と積極的に触れ合い、体感することで、その重要性を認識することが大切です。今後、市街地内においても、今ある緑地を保全し、さらに緑化に取り組むなど、身近な自然との触れ合いを高めていきます。アンケートによると、市民は鳥沼公園や山部自然公園太陽の里のように、自然を活かした形の公園を好む傾向がみられ、今後は自然と親しめるような公園の適正配置が大きな課題であると

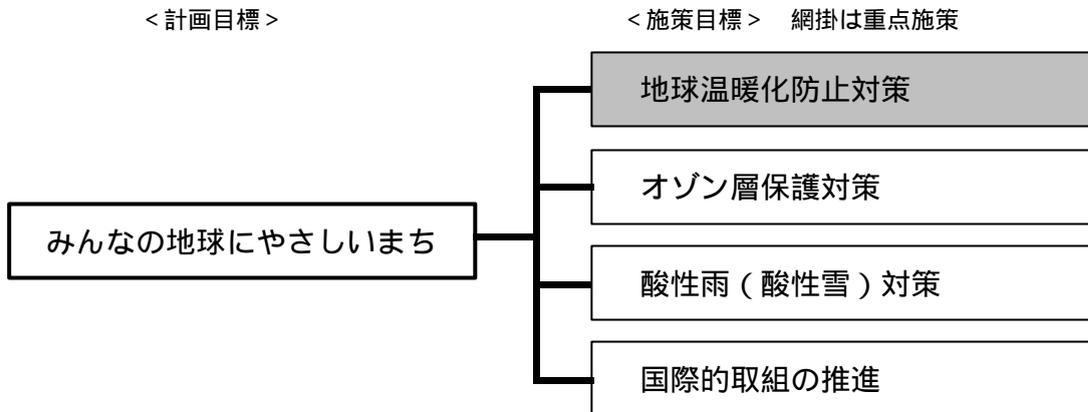
いえます。また、これまで治水に主眼をおいて整備されてきた河川についても、親水性を重視した多自然型・近自然型の川づくりに努めていきます。

騒音・振動及び悪臭の防止

我が国では、都市化が進展するにつれて住宅や工場・事業場が近接化し、日常生活や事業活動も多様化したことから、騒音や振動、悪臭といったいわゆる都市・生活型環境問題が大きく取り上げられるようになりました。

本市においては、これらの環境問題に対する苦情は比較的少ない状況ですが、それでも自動車や工場の騒音、野焼きなどに伴う悪臭といった苦情はみられます。今後は、これらの発生源対策を推進するとともに、主要幹線道路や市街地を中心に、騒音や振動の監視体制の整備に努めていきます。

みんなの地球にやさしいまち



地球温暖化防止対策

地球の温暖化は、大気中における温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）の濃度が高まることによって、地表面の温度が上昇する現象です。温暖化が進むと、海面が上昇したり、気候のメカニズムが変化したりし、地球全体のバランスに大きな影響を及ぼすこととなります。地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、わたしたちの日常生活や事業活動に大きく起因しています。たとえば、二酸化炭素は石油・石炭などの化石燃料を使用すると発生し、メタンについても排出量の 60～80%が農業やごみ、化石燃料の使用が原因となっていると言われています。

地球温暖化の根源は、地球で活動する一人ひとりの日常生活や事業活動にあり、それは本市で生活する市民や事業者についても例外ではありません。現在のわたしたちは、自動車で移動し、化石燃料を用いて造られた製品を使用し、余剰物をごみとして排出する生活があたりまえの感覚となっています。地球の温暖化は、現在のわたしたちの生活が地球に大きな負荷をかけていることを示す警鐘の 1 つであり、わたしたち一人ひとりが市民や事業者の立場から、改めて日常生活や事業活動を見直すことが求められています。

オゾン層保護対策

オゾン層は、太陽光の中に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収する大切な機能を有しています。しかし、近年、フロンやハロンなどの人工化学物質によって、この大切なオゾン層が破壊されていることが明らかになってきました。フロンは、冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレーの噴射剤などに含まれ、ハロンは消火剤として幅広く用いられてきましたが、現在はオゾン層破壊物質として国際的な規制がなされています。

本市では、廃冷蔵庫についてフロンの回収ルートが確立しており、平成 11 年度には 728 台の廃冷蔵庫が処理されています。しかし、わたしたちの周りにはまだフロンを含んだ製品が数多く存在しており、適切な回収・再生・破壊を促進する必要があります。今後は、オゾン層の破壊に関する情報の収集や提供を行い、市民や事業者の意識をさらに高めるように努め、適切なフロン対策を推進していきます。

酸性雨（酸性雪）対策

酸性雨（以下、酸性雪を含む）とは、大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が雲粒に取り込まれて様々な化学反応を繰り返し、最終的に硫酸イオン、硝酸イオンなどに変化し、酸性の強い（一般的に pH5.6 以下）雨、または粒子状物質として降下する現象をいいます。酸性雨は、樹木などに直接影響を与えるほか、湖沼などの pH の低下、アルミニウムなど有害物質の溶出など様々な影響を及ぼします。酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物は、火山の噴煙など自然現象に起因する部分もありますが、わたしたちの日常生活や事業活動に伴う自動車や工場の排ガスも大きな発生源となっています。

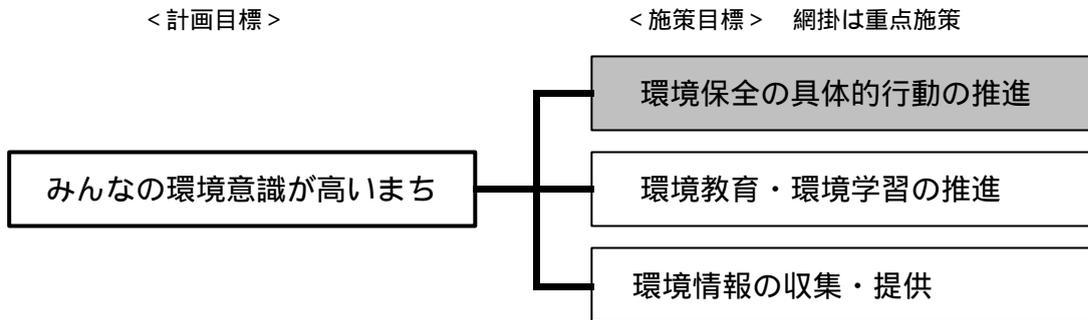
本市では、現在、大気汚染の発生源となるような大きな工場や事業場はみられませんが、自動車に対する依存度は高まっており、活動の様々な過程において硫黄酸化物や窒素酸化物を排出していることは事実です。また、酸性雨は広域的な影響を与えることから、今後は工場や自動車などの発生源対策を推進するとともに、酸性雨に対する監視体制の整備にも努めていきます。

国際的取組の推進

地球環境問題については、一つの限定された地域内だけではなく、環境資源を共有する周辺地域、都道府県、国、ひいては地球全体という広域的な観点から取り組むことが必要です。

本市においても、国や道との連携協力を推進するとともに、国際レベルで活動する市民や市民団体とのネットワークを強化し、国際的な交流や情報の交換を推進することによって、本市のみならず地球全体の環境保全活動の活性化に努めていきます。

みんなの環境意識が高いまち



環境保全の具体的行動の推進

わたしたちが安全で安心して暮らせるまちをつくるためには、わたしたち一人ひとりが環境に配慮した活動を行うことが必要です。そのためには、市民、事業者、行政それぞれの立場に応じて、具体的にどのような取組を行うべきかを認識することが大切です。

本市の場合、廃棄物・リサイクル対策については全国的に高レベルの状況にあり、これは、市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じて適切な取組を推進してきた結果だといえます。具体的には、行政がごみの分別・収集方法やごみ処理施設等のハード面の整備を行い、市民や事業者はそれに基づいてごみの分別排出に努め、さらに事業者は資源化が促進されやすい商品の生産を推進する、といったような取組がなされており、これらがうまく連動してはじめて、廃棄物・リサイクル対策の効果が表れているのです。これと同じように、わたしたちは自分の日常生活や事業活動が環境にどのような負荷を与えているのかを認識し、環境を保全するためには、具体的に自分は何をしなければならないのかを理解し、実践することが求められています。そのためには、環境教育や環境学習を通して、みんなの環境意識を高めることも必要です。また、本市を訪れる数多くの観光客に対しても、環境保全に対する真剣な取組をアピールし、観光客が実践すべき環境保全活動を促進するよう努めていきます。

環境教育・環境学習の推進

環境保全活動を促進するためには、わたしたち一人ひとりの活動が環境とどのような関わりをもち、どのような負荷を与えているのかを認識し、環境に配慮した活動を実践する意識をもつことが大切です。そのためには、学校における環境教育や、家庭や地域、職場における環境学習を通して、環境を保全し、よりよい環境を創出するための豊かな感性を育てることが必要です。

本市の市民アンケートによると、「環境保全に関する行動に積極的に参加したい」という市民が約7割を占めており、環境に対する市民意識は比較的高い状況ですが、その反面、「特に環境保全活動に参加していない」という市民が6割以上を占めており、意識はもっているものの実践には至らない状況がうかがえます。本市では、現在、学校において環境

教育を実施しているほか、行政や市民団体が様々な講座やイベントを開催しています。今後、市民や事業者の環境意識をより一層高め、それを具体的な環境保全活動に結びつけるために、これらの環境教育や環境学習プログラムをさらに充実させるよう努めていきます。

環境情報の収集・提供

環境に対する意識を高め、それを具体的な行動に結びつけるためには、それぞれの立場に応じて環境情報を得ることが大切です。そのためには、環境に関する情報を的確に収集・整理するとともに、幅広く提供していくシステムを確立しなければなりません。

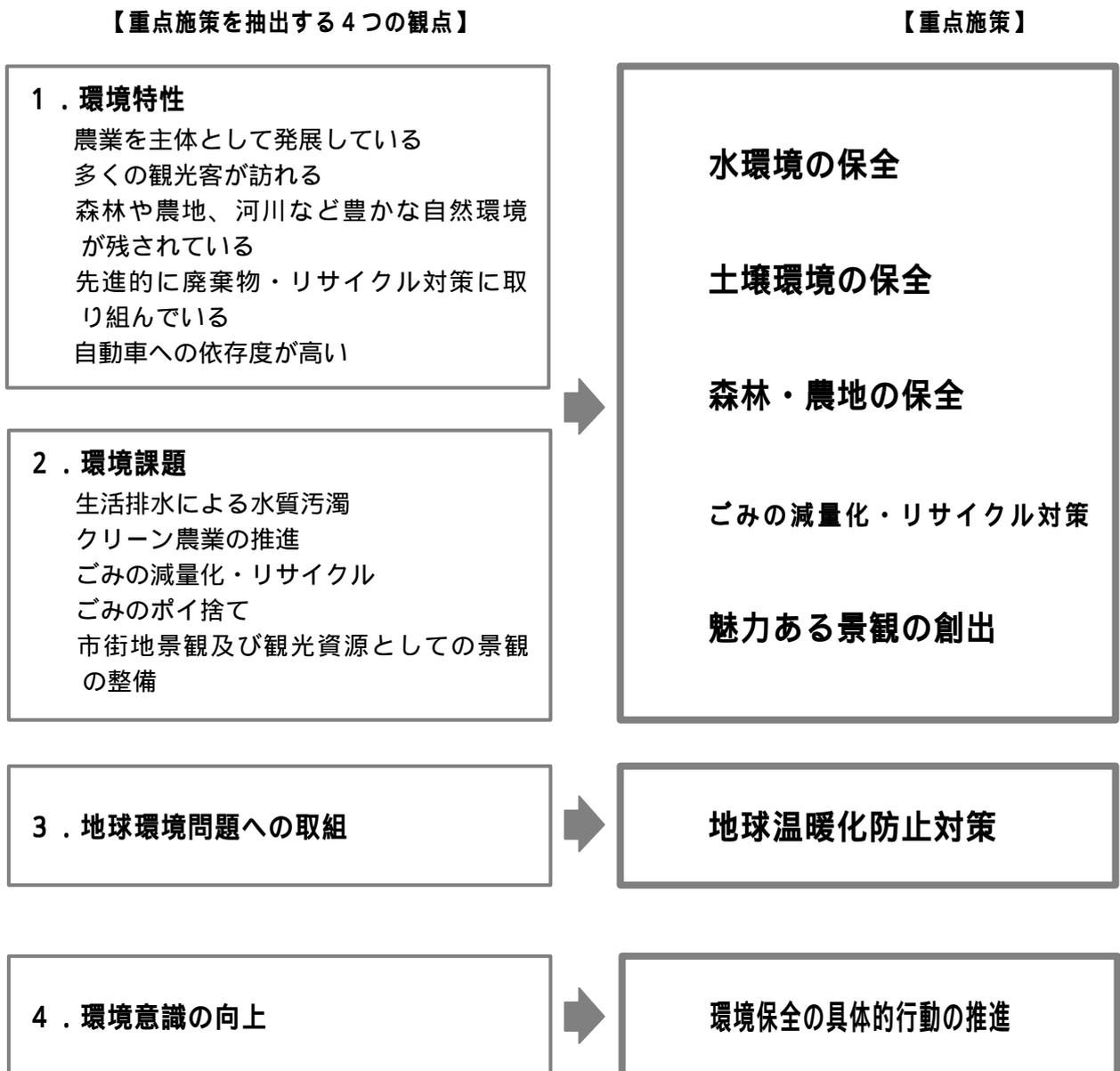
本市の市民アンケートによると、市民の約9割が「環境に関する情報をもっと多く知りたい」と感じています。今後は、さらに幅広く環境情報を収集する一方、市民や事業者のニーズに合う形で情報を提供できるような体制づくりが必要とされています。また、環境に対する関心が高まるにつれ、環境に関する情報量は多く、多元化してくるため、周辺自治体や関係機関はもとより、市民や事業者、市民団体とのネットワークを強化し、幅広い情報の収集に努めていきます。

第4章 重点施策と施策の体系

この章では、「第3章 望ましい環境像と施策の方向性」で示した17の施策目標のうち、本市の環境特性や環境課題などを踏まえたうえで、「富良野市環境基本計画」で重点的に取り組む施策を重点施策として掲げます。また、望ましい環境像を達成するための施策の方向性（望ましい環境像、計画目標及び施策目標）を体系図として整理します。

1. 重点施策

「富良野市環境基本計画」における重点施策は、本市の環境特性、環境課題、地球環境問題への取組、環境意識の向上の4つの観点から、以下に示す7つの施策を選定しました。



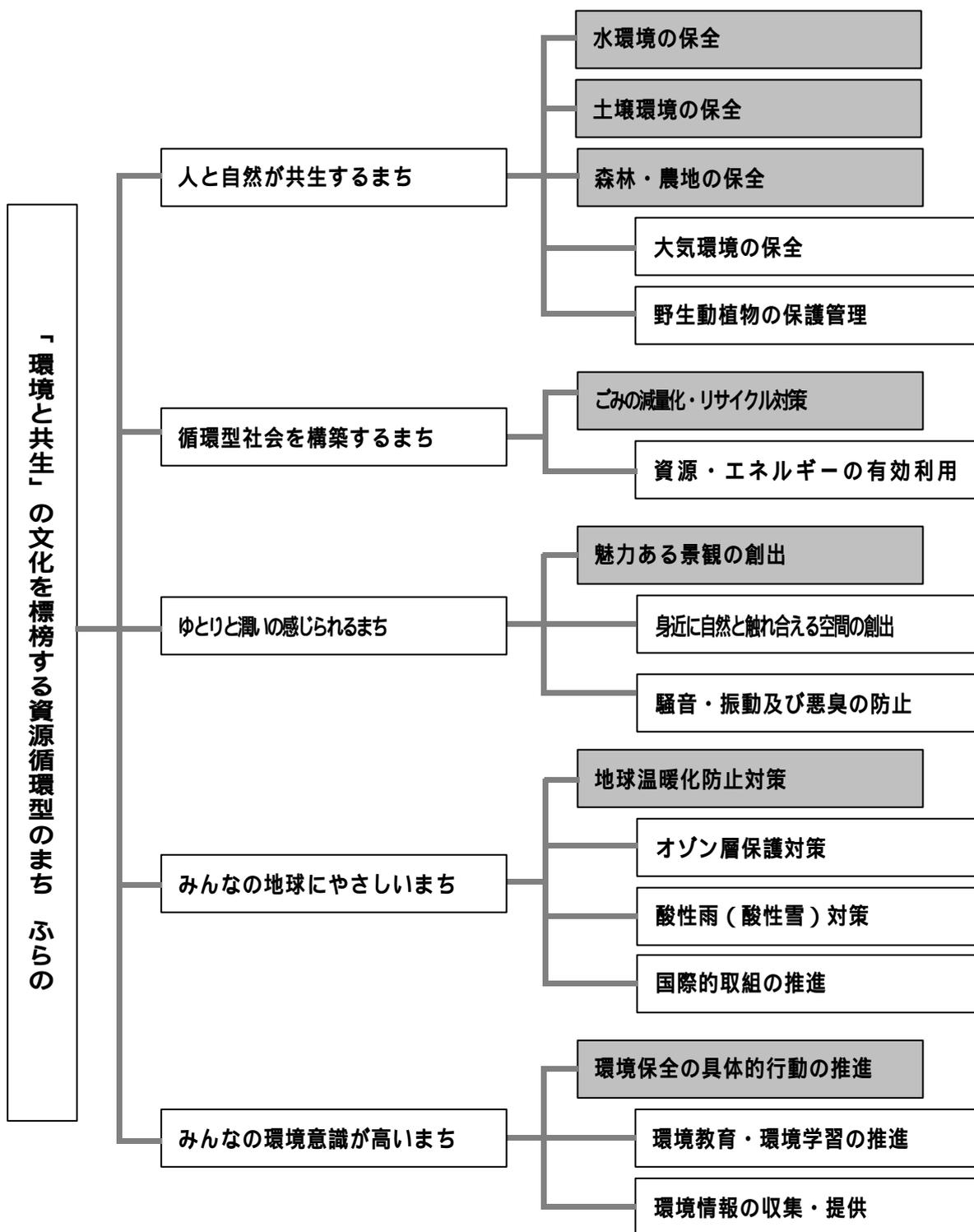
2. 施策の体系

「富良野市環境基本計画」の施策体系図は、次に示すとおりです。

< 望ましい環境像 >

< 計画目標 >

< 施策目標 >
網掛は重点施策



第5章 施策の展開

この章では、本市の望ましい環境像を達成するために掲げられた5つの計画目標及び17の施策目標ごとに、市が取り組む具体的な施策や市民や事業者が日常生活や事業活動において取り組む環境保全行動の主な方向性を示します。

定量的目標

施策目標によっては、目標年度（平成22年度）に達成すべき定量的目標を設定しています。

「富良野市環境基本計画」策定後においては、この定量的目標に対する達成状況を定期的に把握することによって、計画の進捗状況をチェックし、的確な進行管理を行っています。

市の具体的な施策

施策の大分類ごとに、市がこれまでに環境行政の一環として取り組んでいる施策及び望ましい環境像を達成するためにこれから新しく取り組む施策を示します。

施策ごとに、その取組を担当する部局を示します。

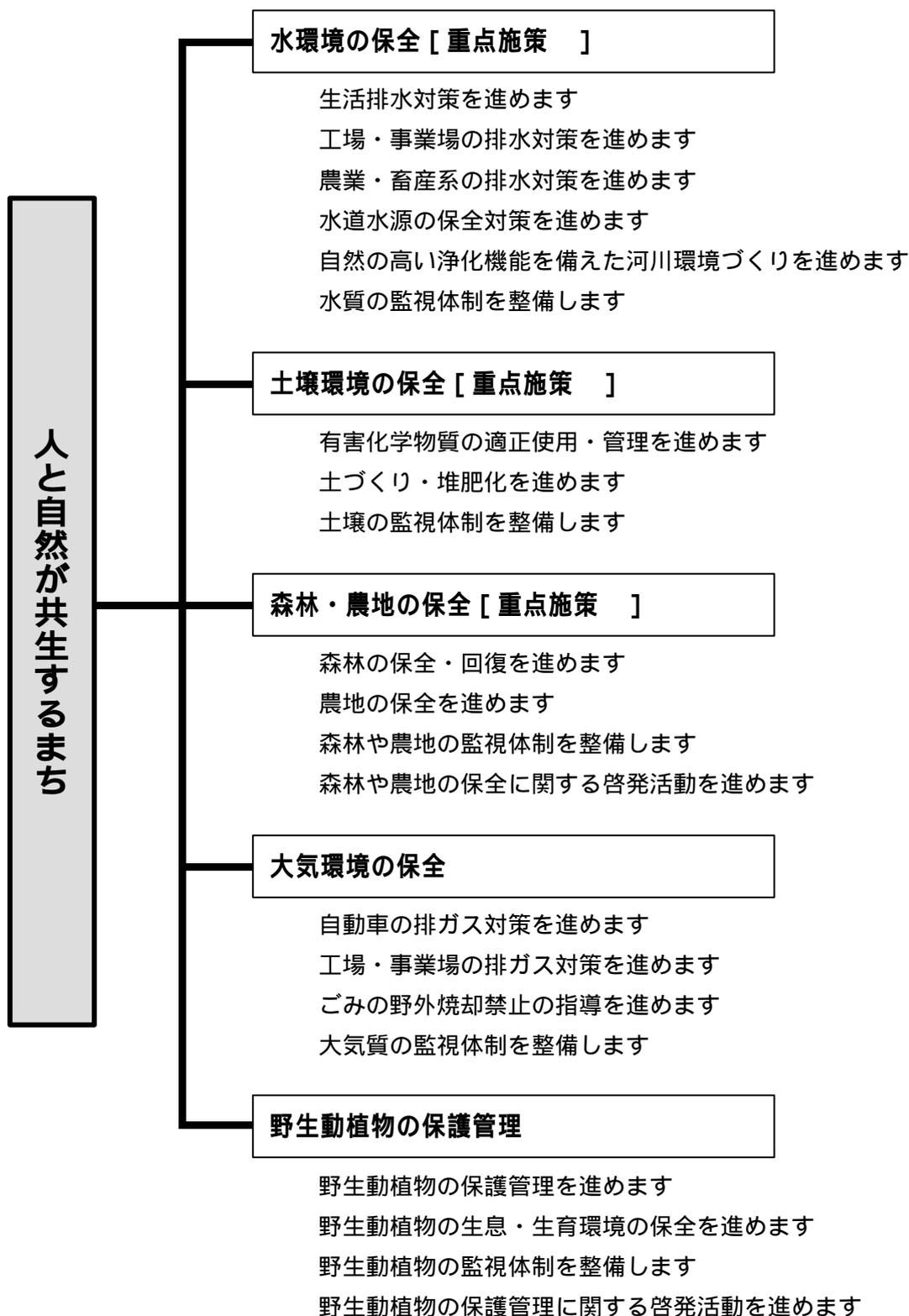
庁内策定委員会・検討部会名	担当部局
水環境部会	建設水道部（水道課、下水道課、都市整備課）
公共緑化・土地利用部会	建設水道部（都市整備課、建築住宅課）
農林業・観光部会	経済部
廃棄物・公害部会	市民部
総合計画・条例部会	総務部
環境学習部会	教育委員会

市民の取組

市民の取組については、平成13年度に策定予定の「富良野市環境保全行動計画」で具体的に示していきませんが、ここでは日常生活における主な取組の方向性を示しています。

事業者の取組

市民と同様に、事業者の取組についても平成13年度に策定予定の「富良野市環境保全行動計画」で具体的に示していきませんが、ここでは事業活動における主な取組の方向性を示しています。



循環型社会を構築するまち

ごみの減量化・リサイクル対策 [重点施策]

- ごみの減量化を進めます
- ごみの分別収集を進めます
- ごみの資源化・リサイクルを進めます
- 廃棄物に対する監視体制を整備します
- ごみの減量化・リサイクルに関する啓発活動を進めます

資源・エネルギーの有効利用

- 地下水の涵養を高めます
- 水資源の有効利用を進めます
- 自動車利用の合理化を進めます
- 省エネルギー型の都市基盤を整備します
- 自然エネルギーの導入を進めます
- 資源やエネルギーに対する監視体制を整備します
- 省資源・省エネルギーに関する啓発活動を進めます

ゆとりと潤いの感じられるまち

魅力ある景観の創出 [重点施策]

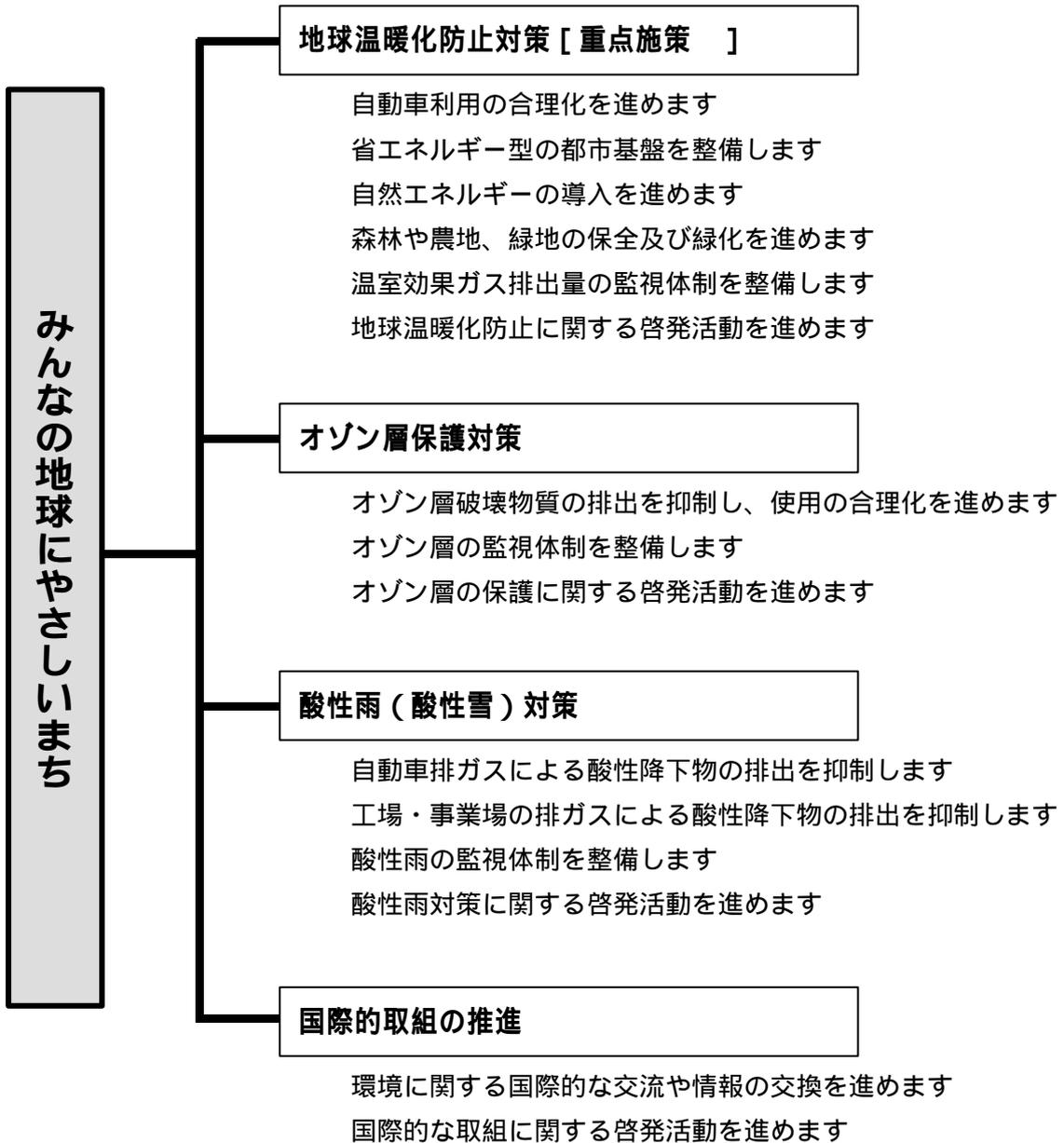
「ふらの景観ガイドライン」に基づいた景観づくりを進めます
まとまり景観の整備を進めます
みちすじ景観の整備を進めます
拠点景観の整備を進めます
みはらし景観の整備を進めます
環境美化に取り組み、きれいなまちづくりを進めます
魅力的な景観をつくるための体制を整備します

身近に自然と触れ合える空間の創出

身近な緑地の保全・整備を進めます
市街地における緑化を進めます
やすらぎのある公園の整備を進めます
親水性の高い水辺の整備を進めます
身近な自然に対する監視体制を整備します
自然との触れ合いに関する啓発活動を進めます

騒音・振動及び悪臭の防止

自動車の騒音対策を進めます
工場・事業場の騒音・振動対策を進めます
建設作業の騒音・振動対策を進めます
近隣騒音対策を進めます
騒音・振動に対する監視体制を整備します
悪臭の防止対策を進めます



みんなの環境意識が高いまち

環境保全の具体的行動の推進 [重点施策]

市民の環境保全活動を促進します
事業者の環境保全活動を促進します
行政の率先的な環境保全活動を進めます
観光客に対し環境保全活動を啓発します
パートナーシップ・ネットワークの構築を進めます
環境保全活動に対する支援体制を整備します

環境教育・環境学習の推進

学校における環境教育を進めます
すべての人を対象とした環境学習を進めます
環境教育・環境学習に係る人材の育成を進めます

環境情報の収集・提供

環境情報の収集・整理を進めます
環境情報の提供を進めます

人と自然が共生するまち 水環境の保全 [重点施策]

日常生活や事業活動において適切な水質汚濁対策を推進し、河川に与える負荷を低減するとともに、本来の河川が備えている水の浄化機能を高めることによって、きれいで多くの生き物がみられる河川環境をめざします。

< 定量的目標 >

生活排水処理率 72.5%に向上します。(平成 11 年度 46.7%)

河川水質に関する環境基準 (A 類型)^{*1} 及び地下水に関する環境基準^{*2} を維持・達成します。

生物化学的水質階級の「きれいな水」を達成します。

< 市の具体的な施策 >

生活排水対策を進めます。

「生活排水処理基本計画」に基づいて、生活排水対策を進めます。

公共下水道事業認可区域 (富良野市街) 及び特定環境保全公共下水道事業認可区域 (山部市街) において、公共下水道の整備を進めるとともに下水道への接続を促進します。

公共下水道認可区域外において、合併処理浄化槽の設置を促進します。

浄化槽使用者に対して、浄化槽の適切な維持管理を促進します。

下水道施設及びし尿処理施設の適切な運営管理に努めます。

日常生活における生活排水対策について啓発を行います。

廃棄物・公害部会
水環境部会

廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会
水環境部会、
廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会

工場・事業場の排水対策を進めます。

「水質汚濁防止法」に基づく特定工場・事業場の排水に対する規制及び監視を徹底します。

未規制工場・事業場からの排水に対する指導を行うとともに、適正な排水処理に向けて啓発を行います。

北海道及び本市のゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱に基づき、農薬の適正使用を促進します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

農業・畜産系の排水対策を進めます。

クリーン農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用をさらに促進します。

家畜ふん尿の適正処理を促進するとともに、有機物資源としての活用を進めます。

農林業・観光部会

農林業・観光部会

水道水源の保全対策を進めます。

水道水源の水質を監視するとともに、安全な水の供給を行います。
上水道未普及地域において、給水体制の確立に努めます。
飲用井戸の衛生対策に対する指導を行います。

水環境部会
水環境部会
水環境部会

自然の高い浄化機能を備えた河川環境づくりを進めます。

自然の高い浄化機能を備えた河川の回復を進めます。
水際や河川敷植生の保全を進めます。
自然石による護岸整備、河床の改善など、多自然型・近自然型工法による河川整備を進めます。

水環境部会
水環境部会
水環境部会

水質の監視体制を整備します。

河川水の水質を測定し、河川水の状況を定期的に監視します。
地下水の水質を測定し、地下水の状況を定期的に監視します。
水生生物調査を実施し、生物学的な観点から河川水の状況を把握します。

廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

日常生活において、節水を心がけるとともに、できる限り水を汚さないように努めます。
公共下水道事業認可区域において、下水道への接続を行います。
公共下水道事業認可区域外において、合併処理浄化槽を設置するとともに浄化槽の適切な維持管理を行います。

< 事業者の取組 >

事業活動において、節水を心がけるとともに、できる限り水を汚さないように努めます。
公共下水道整備区域において、下水道への接続を行います。
公共下水道整備区域外において、合併処理浄化槽を設置するとともに浄化槽の適切な維持管理を行います。
工場・事業場の排水を適正に管理します。
農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに進めます。
家畜ふん尿の適正処理を進めます。

*1 河川水質に係る環境基準には、生活環境の保全に関する環境基準（5項目）と人の健康の保護に関する環境基準（26項目）がある。生活環境の保全に関する環境基準（A類型）は、水素イオン濃度（pH）が6.5以上8.5以下、生物化学的酸素要求量（BOD）が2mg/L以下、浮遊物質量（SS）が25mg/L以下、溶存酸素量（DO）が7.5mg/L以上、大腸菌群数が1,000MPN/100mL以下となっている。人の健康の保護に関する環境基準については、巻末の資料編を参照。

*2 地下水に係る環境基準は、26項目について設けられている。基準値については、巻末の資料編を参照。

人と自然が共生するまち 土壌環境の保全 [重点施策]

将来にわたってより健全な農業を発展させるために、堆肥や緑肥などによって土壌有機物を富化させる土づくりや適切な輪作、交換耕作、緑肥効果のある作物の導入などに努め、数多くの微生物が活動し、豊かな農業の基盤となるような健全な土壌環境をめざします。

< 市の具体的な施策 >

有害化学物質の適正使用・管理を進めます。

事業者などに対し、有害化学物質の適正使用・管理に関して啓発を進めます。
公園・街路樹に使用する農薬については、使用の適正化を進めます。
収集した有害ごみ（乾電池、蛍光管）の適正処理を進めます。
クリーン農業を推進し、農薬や化学肥料の適正使用をさらに促進します。

廃棄物・公害部会
公共緑化・土地利用部会
廃棄物・公害部会
農林業・観光部会

土づくり・堆肥化を進めます。

堆肥や緑肥などの導入により、土壌有機物を富化させる土づくりを促進します。
生ごみの堆肥化を進めるとともに、堆肥の農地への還元を進めます。
下水処理施設からの汚泥の堆肥化を進めます。
家畜ふん尿等を有機物資源としての活用を進めます。

農林業・観光部会
農林業・観光部会
水環境部会
農林業・観光部会

土壌の監視体制を整備します。

土壌汚染の実態を把握するため、土壌調査を実施します。

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

乾電池や蛍光管などの有害ごみを適正に分別します。

無農薬や有機肥料によって栽培された農産物を積極的に購入します。

家庭菜園や園芸には、できるだけ化学肥料や農薬を使用せず、減農薬栽培や有機栽培を積極的に行います。

< 事業者の取組 >

乾電池や蛍光管などの有害ごみを適正に分別します。

有害化学物質の適正使用・管理を徹底します。

農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに進めます。

堆肥や緑肥などの導入により、土壌有機物を富化させる土づくりを進めます。

* 土壌の汚染に係る環境基準項目及び環境上の条件については、巻末の資料編を参照。

人と自然が共生するまち 森林・農地の保全 [重点施策]

本市は、市全体の約9割が森林や農地などの緑に覆われています。これらの緑は、自然界における循環のバランスを調整する貴重な資源であるとともに、一度失われたら復元することが難しい唯一無二の資源として、積極的に保全していきます。また、今ある森林や農地についても、本来の自然が有する調整機能を高められるよう、緑の質の向上をめざします。

< 市の具体的な施策 >

森林の保全・回復を進めます。

豊かな森林づくりをめざして、森林の計画的な施業・管理を進めます。

地下水の涵養、大気の浄化といった森林の公益的機能を十分に発揮できるような森林整備を進めます。

無立木地については、計画的な植林を進めます。

市民が参加してつくる森林の造成を進めます。

「富良野市森林・自然愛護基金」を活用し、森林・自然愛護の認識を深めていきます。

森林施業に関する技術指導及び知識の普及・指導を行います。

国土保全の観点から森林として管理する土地の保全を進めます。

北海道に対し、保安林の指定拡大の要請を行います。

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農地の保全を進めます。

収益性の高い農業の確立を図るとともに、多様でゆとりある農業経営を促進し、豊かさや活力ある農村の構築を進めます。

新たな農業への就農、後継者対策など農業の担い手の育成と確保を図ります。

堆肥化された有機系ごみの農地還元、家畜ふん尿の適正処理と有効活用など、環境と調和した農業を促進します。

農林業・観光部会

農林業・観光部会

農林業・観光部会

森林や農地の監視体制を整備します。

森林や農地の開発などにあたっては、「富良野らしさの自然環境を守る条例」に基づき、事前協議や指導を行います。

国土利用計画の見直しなど、開発と保全が調和した土地利用を進めます。

総合計画・条例部会

総合計画・条例部会

森林や農地の保全に関する啓発活動を進めます。

遊歩道の整備など、市民が気楽に散策できる森林環境づくりを進めます。

自然と触れ合い、その大切さを学ぶ機会として、自然観察会（富良野の自然に親しむ会）や環境学習会を開催します。

農林業・観光部会

環境学習部会

東大演習林と協力し、地域市民や子供を対象とした東大演習林開放事業を進めます。

環境学習部会

啓発活動を進めるため、本市の自然に詳しい人材として自然観察指導員を育成し、自然観察会などでの活用を進めます。

環境学習部会

< 市民の取組 >

緑が有する公益的機能の重要性を認識し、森林の保全活動に積極的に参加します。

地元で生産された農産物を積極的に購入します。

< 事業者の取組 >

開発行為においては、森林や農地などの自然環境に配慮します。

森林の育成にあたっては、経済性だけでなく公益性にも配慮した森林づくりを行います。

農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに進めます。

人と自然が共生するまち 大気環境の保全

現在、本市では、大気汚染はそれほど顕在化した環境問題ではありませんが、自動車への依存度が年々高まる傾向にあることから、大気質の監視体制を整備するとともに公害発生の未然防止に努め、さわやかな空気を維持していきます。

< 定量的目標 >

大気汚染に関する環境基準*を達成します。

< 市の具体的な施策 >

自動車の排ガス対策を進めます。

市の公用車への低公害車の導入を進めます。

低公害車の普及・導入を進める行政機関と連携し、行政機関における低公害車の普及を促進します。

市民・事業者到低公害車導入に伴う国の補助金・税制優遇措置などを周知し、導入の普及を促進します。

アイドリングストップなど環境への負荷を少なくするような運転を促進します。

ノーマイカーデーを設け、自動車に依存しすぎないまちづくりを進めます。

公共交通機関を積極的に利用するよう啓発を行うとともに、公共交通機関がより利用されるよう、利用促進事業の検討を行います。

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車利用の自粛運動を進めます。

総合計画・条例部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

総合計画・条例部会

廃棄物・公害部会

工場・事業場の排ガス対策を進めます。

「大気汚染防止法」に基づくばい煙・粉じん発生施設を有する工場・事業場に対し、排出基準を守るよう指導を徹底します。

法に基づくばい煙・粉じん発生施設以外の工場・事業場に対し、大気汚染物質に関する適正な管理を行うよう指導・啓発を行います。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

ごみの屋外焼却禁止の指導を進めます。

市民・事業者に対し、廃棄物処理法の改正に伴い、ごみの野外焼却の禁止についての啓発及び規制指導の徹底を図ります。

廃棄物・公害部会

大気質の監視体制を整備します。

大気質を定期的に測定し、大気質の状況を経年的に監視します。

主要幹線道路における交通量調査（交通センサス）により、大気汚染の移動発生源の状況を把握します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

自動車の購入時には、積極的に低公害車を購入します。

ごみの自家焼却や野焼きをしません。

< 事業者の取組 >

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

自動車の購入時には、積極的に低公害車を購入します。

ばい煙や粉じんの発生を防止するための設備や技術を積極的に導入し、大気汚染物質の排出を抑制します。

ごみの自家焼却や野焼きをしません。

* 自動車排ガスの影響を受ける二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準は、以下に示すとおりである。
二酸化窒素 …… 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質…… 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

人と自然が共生するまち 野生動植物の保護管理

現在、本市の動植物に関する情報は不足している状況にあります。今後は、動植物の分布や生息状況に関する調査を実施するとともに、市民や市民団体とのネットワークを強化し、個々が有する情報を整理することによって、市域に生育・生息する動植物の実態を把握していきます。また、野生動植物の生息・生育環境を保全することによって、多種多様な生物が存在する自然環境をめざします。

<市の具体的な施策>

野生動植物の保護管理を進めます。

エゾシカ・ヒグマなどの野生動物による農林業などへの被害防止対策を進めるとともに、野生動物との共存対策を進めます。

農林業・観光部会

野生動植物の密猟・盗掘などの監視・通報体制について、関係機関と連携の充実を図ります。

農林業・観光部会

市内に生息する野生動植物の分布、生息状況に関する調査を実施するとともに、帰化動植物（移入生物）対策を進めます。

廃棄物・公害部会

野生動植物の生息・生育環境の保全を進めます。

野生動植物の生息・生育環境として、健全な森林・農地・緑地の保全を進めます。水辺の動植物の生息・生育環境として、健全な水環境の保全を進めるとともに、河川の適正な維持管理を行います。

農林業・観光部会

水環境部会

道路、河川、水利用施設、排水施設などの整備にあたっては、動植物に配慮した工法、施設の導入を進めます。

水環境部会

多自然型・近自然型工法による河川整備など、生態系に配慮した川づくりを進めます。

水環境部会

身近な自然の復元・創出を図り、ビオトープの創造を進めます。

水環境部会

治山事業の実施による土砂の流出防止を図り、野生動植物の生息・生育環境を保全します。

農林業・観光部会

野生動植物の監視体制を整備します。

身近な動植物を指標とした市民参加による環境指標生物・植生調査を進めます。

環境学習部会

市内にみられる野生動植物の分布や生息・生育状況に関する調査を実施します。

廃棄物・公害部会

野生動植物の保護管理に関する啓発活動を進めます。

自然と触れ合い、その大切さを学ぶ機会として、自然観察会（富良野の自然に親しむ会）や環境学習会を開催します。

環境学習部会

東大演習林と協力し、地域の市民や子供を対象とした東大演習林開放事業を行います。

環境学習部会

市内に生息・生育する野生動植物に関するイベントを開催します。

鳥沼公園などをはじめとする市内の自然を紹介したパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います。

啓発活動を進めるため、本市の自然に詳しい人材として自然観察指導員を育成し、自然観察会などでの活用を進めます。

環境学習部会

環境学習部会

環境学習部会

< 市民の取組 >

自然観察会や環境学習会などを通して積極的に自然と触れ合うことによって、市域に生息・生育する野生動植物と共存する大切さを学びます。

野生動植物の生息・生育の場である自然環境を保全します。

民家の敷地内を積極的に緑化し、生き物が訪れる庭づくりを行います。

< 事業者の取組 >

開発行為においては、野生動植物の生息・生育の場である自然環境に配慮します。

工場や事業場の敷地内を積極的に緑化したり、ビオトープを創造することによって、生き物が生息できる環境をつくります。

農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに進めます。

ごみの減量化・リサイクル対策 [重点施策]

リサイクルの先進都市としての経験を活かし、今後とも「第1にごみの減量、第2にリサイクル」という観点に基づいて廃棄物・リサイクル対策に取り組むことによって、ごみを燃やさない、埋めないまちづくりをめざします。

< 定量的目標 >

リサイクル率を99%に向上します。(平成11年度60.4%)

< 市の具体的な施策 >

ごみの減量化を進めます。

使い捨て製品の購入を抑制し、長期間使用できる製品や詰め替え製品、再生品の購入・使用を促進します。

壊れにくくごみになりにくい製品の製造・販売を促進します。

生産段階において、できるだけ無駄をなくした資源の活用を促進します。

ごみを多量に排出する事業者に対して、減量化の指導を徹底します。

庁内や公共施設において、再生品の使用を進めます。

過剰包装を抑制し、簡易包装を促進します。

資源物の集団回収など、ごみとして排出する前に資源として活用する取組を促進します。

フリーマーケットなど、不要品を交換できるシステムを促進します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

ごみの分別収集を進めます。

「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」などの法令に基づき、資源物の回収・リサイクルを促進します。

ごみの性質に応じてさらに細分化した、新分別区分を導入します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

ごみの資源化・リサイクルを進めます。

生ごみや農作物残渣を堆肥化し、有機肥料(バイオソイル)の生産を進めます。

可燃性ごみによる固形燃料(RDF)の生産を進めます。

ペットボトル、プラスチック類、金属類(空き缶や鉄類)、ガラスなどの資源化・再商品化を進めます。

段ボール・新聞紙・雑誌類、綿類の有価物回収によるリサイクルを進めます。

乾電池類の再生処理を進めます。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物に対する監視体制を整備します。

「富良野市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、廃棄物の状況に応じたごみ処理体制を構築します。

廃棄物・公害部会

富良野市廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量などの方策について審議します。

廃棄物・公害部会

富良野市廃棄物モニター制度により、ごみの排出状況や排出動向を把握するとともに、ごみの減量化、資源化、適正処理に対する意見や提言を収集します。

廃棄物・公害部会

リサイクル推進委員体制を確立し、地域におけるごみの減量、リサイクルなどを進めます。

廃棄物・公害部会

産業廃棄物処理に関しては「北海道産業廃棄物処理計画」などに基づき、事業者に適正な処理体制づくりを指導するとともに、廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用を推進します。

廃棄物・公害部会

不法投棄に対する監視、意識の啓発を行います。

廃棄物・公害部会

ごみの減量化・リサイクルに関する啓発活動を進めます。

リサイクルフェアを開催し、自転車などの不要品交換を促進します。

廃棄物・公害部会

買い物袋の持参を促進します。

廃棄物・公害部会

簡易包装キャンペーンを実施し、無駄なごみの減量化を促進します。

廃棄物・公害部会

「ごみを燃やさない、埋めない」キャンペーンを実施し、ごみの減量化・リサイクルを促進します。

廃棄物・公害部会

再生品を市内で積極的に活用することによって、市民の目に見える形でリサイクル活動を行い、再生品の利用を促進します。

廃棄物・公害部会

分別区分パンフレットやごみカレンダーなど、ごみの分別や回収方法についてわかりやすい資料を配布し、分別指導を徹底します。

廃棄物・公害部会

グリーン購入に関する情報を提供し、環境に与える負荷の小さい製品の購入を促進します。

廃棄物・公害部会

リサイクルの拠点となるリサイクル推進協力店事業を進めます。

廃棄物・公害部会

自らの行動をチェックできる環境家計簿運動を促進します。

廃棄物・公害部会

学校教育の一環として社会科副読本を配布・活用するほか、校内におけるリサイクル活動を進めます。

廃棄物・公害部会

環境美化運動（春・秋）を実施し、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

電気製品、家具、日用品などは耐久性を考慮して購入し、長期間使用します。
買い物袋を持参します。
過剰包装や使い捨て製品の購入・使用を自粛します。
再生品や詰め替え製品を積極的に購入・使用します。
不要品については、フリーマーケットやリサイクルフェアなどを活用し、交換・再利用します。
ごみの分別を徹底します。
環境家計簿を通して、日常生活の見直し・評価を行います。
不法投棄やごみのポイ捨てをしません。

< 事業者の取組 >

ライフサイクルアセスメント（LCA）^{*1}を導入し、環境に与える影響が小さい製品の開発・生産を行います。
廃棄物の再利用、再資源化技術を開発・導入し、地域におけるゼロエミッション^{*2}を目指します。
施設備品、事務用品などは耐久性を考慮して購入し、長期間使用します。
過剰包装や使い捨て製品の購入・使用を自粛します。
再生品や詰め替え製品を積極的に購入・使用します。
ごみの分別を徹底します。
産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用を進めます。
環境マネジメントシステム^{*3}を導入し、事業活動の環境管理を行います。
不法投棄やごみのポイ捨てをしません。

*1 ライフサイクルアセスメント（LCA）

製品やサービスなどが及ぼす各種の環境負荷（エネルギー投入量、排出物総量等）を、その製品等のライフサイクル（原料採取-製造-加工-流通-販売-使用-リサイクル・廃棄）の全段階において、総合的な観点から定量的に分析・評価する手法。

*2 ゼロエミッション

平成6年（1994年）に国際連合大学が提唱した構想で、生産・製造過程において排出される廃棄物を他の部門の資源として活用することにより、環境に与える負荷をなくす循環型産業システムを意味する。

*3 環境マネジメントシステム

企業や事業所が、法令等の遵守の枠にとどまらず、自主的かつ積極的な環境保全行動を推進するシステムで、計画（PLAN）、実践（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）という一連のサイクルの繰り返しにより、継続的な環境負荷の低減を図ろうとするもの。平成8年（1996年）には、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」が発行され、多くの企業が認証の取得を進めている。

循環型社会を構築するまち 資源・エネルギーの有効利用

日常生活や事業活動において、水や電気、ガス、石油、ガソリンといった資源・エネルギーの使用量を削減するとともに効率的な利用を推進することによって、地球にやさしいまちづくりをめざします。

< 定量的目標 >

上水無効水量を 10%以下に削減します。(平成 11 年度 19%)

電灯・電力使用量を 1990(平成 2)年度の使用量に比べて 9.2%削減します。

< 市の具体的な施策 >

地下水の涵養を高めます。

森林の適正な維持管理を行うことによって、地下水の涵養機能を高めます。

市街地において透水性舗装や浸透ますの整備を進めることによって、地下水の涵養機能を高めます。

農林業・観光部会
公緑地・土地利用

水資源の有効利用を進めます。

公共施設において節水を進めるとともに、日常生活や事業活動における節水を促進します。

公共施設において節水型器具の導入を進めるとともに、民間施設における導入を促進します。

水道事業において、漏水防止対策を進めます。

廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会
水環境部会

自動車利用の合理化を進めます。

行政機関をはじめ、低公害車の導入を促進します。

アイドリングストップなど環境への負荷を少なくするような運転を促進します。

ノーマイカーデーを設け、自動車に依存しすぎないまちづくりを進めます。

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車利用の自粛運動を進めます。

廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会
廃棄物・公害部会

省エネルギー型の都市基盤を整備します。

建物の断熱化を促進します。

環境共生型公共施設の建設を進めます。

環境共生型住宅の建設を促進します。

民間事業における環境共生型施設の建設を促進・誘導します。

効率的な照明、空調システムの普及を進めます。

公緑地・土地利用
公緑地・土地利用
公緑地・土地利用
公緑地・土地利用
公緑地・土地利用

* 電灯使用量は一般家庭、街路灯、小規模事業所などの使用量を、電力使用量は業務用、小口電力、大口電力、その他電力の使用量を表す。

自然エネルギーの導入を進めます。

太陽電池などの自然エネルギーを利用した施設の設置を促進します。

公共施設において、太陽電池などの自然エネルギーの導入を進めるとともに、自然エネルギーモデルプランの検討を行います。

自然エネルギーに関する情報の提供を行います。

公共施設・土庫用会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

資源やエネルギーに対する監視体制を整備します。

上水道の使用量を把握します。

電灯・電力の使用量を把握します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

省資源・省エネルギーに関する啓発活動を進めます。

紙製品や電化製品など、省資源・省エネルギー型製品の購入・使用を促進します。
省資源・省エネルギーに関するパンフレットなどの配布、イベントの開催により、日常生活や事業活動における取組を促進します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

ライフサイクルアセスメント（LCA）に関する資料の配布、勉強会の開催により、事業者の省資源・省エネルギー活動を促進します。

廃棄物・公害部会

環境家計簿運動を通して、市民の省資源・省エネルギー活動を促進します。

廃棄物・公害部会

公共施設において省エネルギー診断を実施し、行政の率先活動をアピールします。

総合計画・条例部会

工場や事業場における省エネルギー診断を通して、事業者の省エネルギー活動を促進します。

廃棄物・公害部会

環境共生型施設の導入に対する助成制度を整備します。

廃棄物・公害部会

<市民の取組>

日常生活において、節水や省エネルギー活動に積極的に取り組むとともに、製品の購入にあたっては、省資源・省エネルギー型製品を優先的に購入します。

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

<事業者の取組>

ライフサイクルアセスメント（LCA）を導入し、省資源・省エネルギー型製品の開発・生産を行います。

廃棄物の再利用、再資源化技術を開発・導入し、地域におけるゼロエミッションを目指します。

事業活動において、節水や省エネルギー活動に積極的に取り組むとともに、製品の購入にあたっては、省資源・省エネルギー型製品を優先的に購入します。

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

ゆとりと潤いの感じられるまち 魅力ある景観の創出 [重点施策]

「ふらの景観ガイドプラン」に基づき、自然と調和した富良野らしい景観を創出するとともに、ごみなどのポイ捨てのないきれいなまちづくりをめざします。

< 市の具体的な施策 >

「ふらの景観ガイドプラン」に基づいた景観づくりを進めます。

本市の景観について将来のあるべき姿を示した「ふらの景観ガイドプラン」の精神に基づき、まとまり景観、みちすじ景観、拠点景観及びみはらし景観の整備を進めます。

公共緑化・土壌用除

まとまり景観の整備を進めます。

住宅地については、街並みに配慮した建物デザインや緑化を施し、遠景の山並みや樹林などを眺望できる景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

商店街については、地域の歴史文化を生かし、人の賑わいや個性が感じられる景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

公園緑地については、地域の文化性やシンボル性を反映させ、地域住民に潤いとゆとりを提供する景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

農地については、周辺の自然環境や地形を生かした景観づくりを進めるとともに、農道、用水路、ダムなどの農業施設の整備においても周辺環境と調和するような修景緑化を進めます。

公共緑化・土壌用除

みちすじ景観の整備を進めます。

道路については、地域にふさわしい街路樹や植栽を施すとともに、サインや案内表示のデザインの統一、公告、看板の整備などを図り、地域の個性と風格を備えた秩序ある景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

河川については、堤防や護岸の修景を図るとともに、自然豊かな水辺空間を活用した潤いのある市民の憩いの場としての景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

拠点景観の整備を進めます。

交差点の角地などのまちかどについては、植栽や彫刻で修景化された小広場空間を形成するとともに、街路灯や街路樹の連続性、付帯設備のデザインの統一などを図った景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

街の出入口部分については、富良野らしさを生かした植栽、街路灯、サインなどを設置し、駅前などの広場では、建物の高さや色彩の調整、修景緑化、広告や看板のコントロールなどを図った景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

橋梁については、周辺の自然景観や都市景観に映えるような色彩を採用し、道路空間の街路灯や街路樹などの連続性を考慮した景観づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

みはらし景観の整備を進めます。

遠景からの眺望については、景観の骨格を形成する緑の軸線やまとまりを保全育成するとともに、街並みの色彩を自然環境に調和させるように誘導・調整を図り、富良野らしさをイメージしやすい景観づくりを進めます。

公共化・土庫用除

山や河川などの地形的要素、既存の大木や古木、歴史的構造物や記念碑、史跡、街の中心的建築物、広場や公園緑地、街の出入り口、モニュメントや塔などについては、富良野のランドマークとしての景観づくりを進めます。

公共化・土庫用除

環境美化に取り組み、きれいなまちづくりを進めます。

「まちをきれいにする条例」を制定し、ポイ捨てやペットのふんの処理、自動販売機における回収容器の設置、空き地などが荒地化しないように土地所有者に対して適正管理の指導などを行い、市民意識を啓発します。

廃棄物・公害部会

道路・公園・公共建築物などの清掃・補修を進めます。

公共化・土庫用除

河川敷周辺の清掃を進めます。

水環境部会

ごみの散乱を防止するため、ごみステーション周辺の適正管理を促進します。

廃棄物・公害部会

富良野の環境美化に対する高い意識をアピールし、観光客の環境美化意識を啓発します。

農林業・観光部会

魅力的な景観をつくるための体制を整備します。

景観モデル地区を設定し、景観形成事業を重点的に進めます。

公共化・土庫用除

「都市計画法」及び「建築基準法」などによる規制・指導を行うとともに、建築協定の締結を促進します。

公共化・土庫用除

土地利用の状況に応じて、「都市計画法」に基づく用途地域の見直しを行います。

公共化・土庫用除

< 市民の取組 >

民家周辺において、周辺の景観と調和したまちづくりを進めます。

不法投棄やごみのポイ捨てをしません。

まちの美化活動に積極的に参加します。

< 事業者の取組 >

工場・事業場周辺において、周辺の景観と調和したまちづくりを進めます。

開発行為においては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観づくりを行います。

富良野らしい美しい農地の維持管理を行います。

不法投棄やごみのポイ捨てをしません。

まちの美化活動に積極的に参加します。

ゆとりと潤いの感じられるまち 身近に自然と触れ合える空間の創出

本市にある豊かな自然と積極的に触れ合うとともに、市街地においても公園や水辺など身近に自然と触れ合える空間を創出することによって、自然の重要性を体感できるようなまちづくりをめざします。

< 定量的目標 >

1人あたりの都市公園面積を 114.84 m²とします。(平成 12 年度 18.84 m²)

< 市の具体的な施策 >

身近な緑地の保全・整備を進めます。

「緑の基本計画」に基づき、市街地における総合的な緑地保全施策を進めます。

郷土の記念として保護することが必要と認められる名木美林について、保存樹木・保全樹林としての指定を進めます。

自然環境の保全上、重要かつ一団の緑を形成する緑地について、緑地保全地区としての指定を進めます。

公園緑地や街路樹の維持管理を徹底します。

民有地の雑木林や社寺林などの維持管理の指導を推進します。

北海道に対し、保安林の指定拡大の要請を行います。

公共緑化・土壌用除

公共緑化・土壌用除

公共緑化・土壌用除

公共緑化・土壌用除

公共緑化・土壌用除

農林業・観光部会

市街地における緑化を進めます。

道路空間や鉄道沿線における緑化を進めます。

公園緑地や学校などの公共施設における緑化を進めます。

民家や工場・事業場における緑化を促進します。

周辺環境との調和を考慮し、土地所有者と緑化協定の締結を進めます。

緑化に対する顕彰制度の制定、行事の開催などにより、市民・事業者の緑化意識の高揚を図ります。

“み^{りょく}緑アップふらの”緑化基金条例の制定を検討します。

各地域ごとに緑化推進委員を設置し、緑化推進母体の組織化を進めます。

各団体組織の中に緑化に係る一部門の設置を呼びかけ、緑化事業の積極的な推進を図る緑化協力団体の育成を進めます。

苗木・草木・種子を無料配布し、市民参加による緑化を推進します。

地域活動の一環として緑と花いっぱい運動を推進し、生垣や花壇づくりを進めます。

公共緑化・土壌用除

やすらぎのある公園の整備を進めます。

周辺の土地利用などを配慮して公園緑地の適正な配置を行うとともに、市民がやすらぎを感じられるような公園の維持管理を進めます。

公共緑化・土壌用除

富良野の豊かな自然資源を生かした自然公園や観光施設の整備を進めます。
 富良野の自然を探索できるような、自然遊歩道の整備を進めます。
 野生の鳥類と身近に触れ合える野鳥の楽園の整備を進めます。
 公園の配置が困難なまちなかにおいては、ポケットパークの整備を進めます。

農林業・観光部会
 公共・土壌用除
 環境学習部会
 公共・土壌用除

親水性の高い水辺の整備を進めます。

水際や河川敷植生の保全を進めます。
 自然石による護岸整備、河床の改善など、多自然型・近自然型工法による河川整備を進めます。
 身近な自然の復元・創出を図り、ビオトープの創造を進めます。
 親水公園や水辺の遊歩道など自然と触れ合える水辺の整備を進めます。
 用水路についても、親水性を考慮した整備を進めます。

水環境部会
 水環境部会
 水環境部会
 水環境部会
 水環境部会

身近な自然に対する監視体制を整備します。

土地利用の状況に応じて、「都市計画法」に基づく用途地域の見直しを行います。
 地域レベルでの計画的な市街地形成をめざして、地区計画制度の導入を進めます。
 小規模な公園については、地域での管理体制づくりを促進します。

公共・土壌用除
 公共・土壌用除
 公共・土壌用除

自然との触れ合いに関する啓発活動を進めます。

自然と触れ合い、その大切さを学ぶ機会として、自然観察会（富良野の自然に親しむ会）や環境学習会を開催します。
 公園内に、動植物の種類や特徴などがわかりやすく説明されている自然観察パネルなどの設置を進めます。
 富良野の自然を幅広くアピールするために、観光業界と連携してグリーンツーリズムやエコツーリズムの展開を進めます。
 市民農園や観光農園、ファームインなど、農作業体験を通して自然と触れ合える場の整備を進めます。

環境学習部会
 農林・観光部会
 農林・観光部会
 農林業・観光部会

< 市民の取組 >

自然観察会や環境学習会などを通して積極的に自然とふれあうことによって、市街地における身近な自然の大切さを学びます。
 民有地の雑木林や社寺林の維持管理を行います。
 民家の敷地内を積極的に緑化するとともに、市街地における緑化活動に積極的に参加します。
 日常生活においてできる限り水を汚さないように努め、河川や水辺の清掃に協力します。
 公園の清掃、適正管理を行います。

< 事業者の取組 >

工場や事業場の敷地内を積極的に緑化するとともに、市街地における緑化活動に積極的に参加します。
 工場や事業場の敷地内にビオトープを創造することによって、身近に自然と触れ合える環境をつくります。
 事業活動においてできる限り水を汚さないように努め、河川や水辺の清掃に協力します。
 市民や観光客にやすらぎをもたらすような、富良野らしい美しい農地の維持管理を行います。

ゆとりと潤いの感じられるまち 騒音、振動及び悪臭の防止

騒音や振動、悪臭の発生源対策を推進するとともに、主要幹線道路や市街地を中心にこれらの監視体制を整備することによって、不快な音、揺れ、においのない快適なまちづくりをめざします。

< 定量的目標 >

騒音に関する環境基準^{*}を達成します。

< 市の具体的な施策 >

自動車の騒音対策を進めます。

街路樹による道路緑化、緩衝帯やオープンスペースの整備を進め、道路交通騒音の緩衝機能を高めます。

公共緑化・土地利用

工場・事業場の騒音・振動対策を進めます。

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設を有する工場・事業場に対し、規制基準を守るよう指導を徹底します。

廃棄物・公害部会

法に基づく特定施設以外の工場・事業場に対し、著しい騒音・振動を発生させないように指導・啓発を行います。

廃棄物・公害部会

工場・事業場の敷地内において、騒音の緩衝機能として緑化の指導を推進します。

公共緑化・土地利用

「都市計画法」の用途地域に応じた適切な土地利用の誘導を行います。

公共緑化・土地利用

建設作業の騒音・振動対策を進めます。

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく建設作業に対し、規制基準を守るよう指導を徹底します。

廃棄物・公害部会

建設工事において低騒音型建設機械・低振動型建設機械の利用を促進するなど、著しい騒音・振動を発生させないように指導・啓発を行います。

公共緑化・土地利用

周辺環境の状況に応じて、工事時間帯を制限するなど指導・啓発を行います。

公共緑化・土地利用

近隣騒音対策を進めます。

商業宣伝、飲食店の深夜営業において著しい騒音を発生させないように指導・啓発を行います。

廃棄物・公害部会

騒音・振動に対する監視体制を整備します。

主要幹線道路における交通量調査（道路交通センサス）から、道路交通騒音・振動の発生源の状況を把握します。

廃棄物・公害部会

市街地を中心に環境騒音を定期的に測定し、まちなかにおける騒音の状況を経年的に把握します。

廃棄物・公害部会

悪臭の防止対策を進めます。

悪臭の発生源となるような工場・事業場に対し、著しい悪臭を発生させないよう指導・啓発を行います。

廃棄物・公害部会

農業や畜産活動において、著しい悪臭を発生させないよう指導・啓発を行います。

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

日常生活において、近隣に不快感を与えるような騒音や振動、悪臭を発生させないよう配慮します。

自動車の利用にあたっては、急発進や空ぶかしなどの騒音を発生させないよう配慮します。

< 事業者の取組 >

事業活動において、近隣に不快感を与えるような騒音や振動、悪臭を発生させないよう配慮します。

建設作業において、著しい騒音・振動を発生させないよう配慮します。

商業宣伝や飲食店の深夜営業において、著しい騒音を発生させないよう配慮します。

農業や畜産活動において、堆肥の適正管理、家畜ふん尿の適正処理を行い、著しい悪臭を発生させないよう配慮します。

* 騒音・振動に係る関係法令の基準値については、巻末の資料編を参照。

地球温暖化防止対策 [重点施策]

地球温暖化の根源は、自動車で移動し、化石燃料を用いて造られた製品を使用し、余剰物をごみとして排出しているわたしたちの日常生活や事業活動にあることを認識するとともに、改めて一人ひとりが自分の活動を見直すことにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制していきます。

< 定量的目標 >

「地球温暖化防止計画」で定める温室効果ガス（または二酸化炭素）の削減目標を達成します。

< 市の具体的な施策 >

自動車利用の合理化を進めます。

市の公用車への低公害車の導入を進めます。

低公害車の普及・導入を進める行政機関と連携し、行政機関における低公害車の普及を促進します。

市民・事業者到低公害車導入に伴う国の補助金・税制優遇措置などを周知し、導入の普及を促進します。

アイドリングストップなど環境への負荷を少なくするような運転を促進します。

ノーマイカーデーを設け、自動車に依存しすぎないまちづくりを進めます。

公共交通機関を積極的に利用するよう啓発を行うとともに、公共交通機関がより利用されるよう、利用促進事業の検討を行います。

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車利用の自粛運動を進めます。

総合計画・条例部会
廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

総合計画・条例部会

廃棄物・公害部会

省エネルギー型の都市基盤を整備します。

建物の断熱化を促進します。

環境共生型公共施設の建設を進めます。

環境共生型住宅の建設を促進します。

民間事業における環境共生型施設の建設を促進・誘導します。

効率的な照明、空調システムの普及を進めます。

公共施設・土庫用除

公共施設・土庫用除

公共施設・土庫用除

公共施設・土庫用除

公共施設・土庫用除

自然エネルギーの導入を進めます。

太陽光発電パネルなど、太陽電池を利用した施設の設置を促進します。

太陽光をはじめ、風力や水力、地熱を利用した自然エネルギーに関する情報の収集・提供を行います。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

森林や農地、緑地の保全及び緑化を進めます。

二酸化炭素の吸収源として、森林の計画的な施業・管理を行うとともに、農地や緑地の保全を進めます。

農林業・観光部会

公共化・土庫用除

緑が不足しがちな市街地を中心に、二酸化炭素の吸収源として積極的な緑化を進めます。

公共化・土庫用除

温室効果ガス排出量の監視体制を整備します。

「地球温暖化防止計画」を策定し、温室効果ガス削減目標の達成に向けての具体的な方向性や取組を明確にしていきます。

廃棄物・公害部会

市の地球温暖化対策「実行計画」を策定し、全庁的に地球温暖化防止活動に取り組みます。

総合計画・条例部会

地球温暖化防止に関する啓発活動を進めます。

地球温暖化の現状や温暖化防止に対する取組などについて、情報の収集・提供を行います。

廃棄物・公害部会

地球温暖化防止に関する調査研究の支援を進めます。

廃棄物・公害部会

地球温暖化防止に関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います。

廃棄物・公害部会

環境家計簿運動を通して、市民の地球温暖化防止への活動を促進します。

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

日常生活において、節水や省エネルギー活動に積極的に取り組むとともに、製品の購入にあたっては、省資源・省エネルギー型製品を優先的に購入します。

民家の敷地内を積極的に緑化するとともに、市街地における緑化活動に積極的に参加します。

< 事業者の取組 >

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

ライフサイクルアセスメント（LCA）を導入し、省資源・省エネルギー型製品の開発・生産を行います。

廃棄物の再利用、再資源化技術を開発・導入し、地域におけるゼロエミッションを目指します。

事業活動において、節水や省エネルギー活動に積極的に取り組むとともに、製品の購入にあたっては、省資源・省エネルギー型製品を優先的に購入します。

工場や事業場の敷地内を積極的に緑化するとともに、市街地における緑化活動に積極的に参加します。

みんなの地球にやさしいまち オゾン層保護対策

オゾン層が破壊されるしくみを認識するとともに、わたしたちの身近にある冷蔵庫やエアコン、スプレーなど、フロンを含む製品の回収や破壊処理を適正に推進し、オゾン層の保護に努めていきます。

<市の具体的な施策>

オゾン層破壊物質の排出を抑制し、使用の合理化を進めます。

冷蔵庫やエアコンなどフロンを含む製品の廃棄にあたっては、適正な回収システムを推進します。

廃棄物・公害部会

回収されたフロンについては、フロンガスを大気中に放出させないように適正な再生・破壊処理を進めます。

廃棄物・公害部会

オゾン層の監視体制を整備します。

オゾン層に関する現状報告について、的確な公表を行います。

廃棄物・公害部会

オゾン層の保護に関する啓発活動を進めます。

オゾン層の現状や保護に対する取組などについて、情報の収集・提供を行います。

廃棄物・公害部会

フロンを含む製品の適正な使用・廃棄方法に関する情報を提供します。

廃棄物・公害部会

オゾン層の保護に関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います。

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品を購入・使用します。

フロンを含む製品は、適正な方法で廃棄します。

< 事業者の取組 >

フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品の開発・生産を行います。

フロンなどのオゾン層破壊物質を含まない製品を購入・使用します。

フロンを含む製品は、適正な方法で廃棄します。

廃家電品や廃自動車について、適正な方法でフロンを回収します。

みんなの地球にやさしいまち

酸性雨（酸性雪）対策

わたしたちの日常生活や事業活動を改めて見直すことによって、酸性雨（以下、酸性雪を含む）の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出を抑制するとともに、広域的な影響を受ける酸性雨の監視に努めていきます。

<市の具体的な施策>

自動車排ガスによる酸性降下物の排出を抑制します。

市の公用車への低公害車の導入を進めます。

低公害車の普及・導入を進める行政機関と連携し、行政機関における低公害車の普及を促進します。

市民・事業者到低公害車導入に伴う国の補助金・税制優遇措置などを周知し、導入の普及を促進します。

アイドリングストップなど環境への負荷を少なくするような運転を促進します。

ノーマイカーデーを設け、自動車に依存しすぎないまちづくりを進めます。

公共交通機関を積極的に利用するよう啓発を行うとともに、公共交通機関がより利用されるよう、利用促進事業の検討を行います。

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車利用の自粛運動を進めます。

総合計画・条例部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

総合計画・条例部会

廃棄物・公害部会

工場・事業場の排ガスによる酸性降下物の排出を抑制します。

「大気汚染防止法」に基づくばい煙・粉じん発生施設を有する工場・事業場に対し、排出基準を守るよう指導を徹底します。

法に基づくばい煙・粉じん発生施設以外の工場・事業場に対し、大気汚染物質に関する適正な管理を行うよう指導・啓発を行います。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

酸性雨の監視体制を整備します。

北海道が実施する酸性雨調査結果についての的確な公表を行うとともに、市内においても経年的なモニタリング体制を整備します。

廃棄物・公害部会

酸性雨対策に関する啓発活動を進めます。

酸性雨の現状や取組などについて、情報の収集・提供を行います。

酸性雨に関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

自動車の購入時には、積極的に低公害車を購入します。

< 事業者の取組 >

できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を自粛します。自動車の使用にあたっては、アイドリングストップなど環境へ与える負荷の少ない運転を心がけます。

自動車の購入時には、積極的に低公害車を購入します。

ばい煙や粉じんの発生を防止するための設備や技術を積極的に導入し、大気汚染物質の排出を抑制します。

みんなの地球にやさしいまち 国際的取組の推進

環境に関する国際的な交流を深め、様々な情報を交換するとともに、地球レベルの観点から環境問題を捉え、環境保全活動を実践することによって、本市のみならず地球全体の環境保全活動の活性化に努めていきます。

<市の具体的な施策>

環境に関する国際的な交流や情報の交換を進めます。

国や道との連携協力を通して国際的な交流を深めることにより、地球レベルの観点から環境問題を把握するとともに、環境保全への取組を進めます。

廃棄物・公害部会

姉妹都市や友好都市との連携協力を通して、地域の特徴的な環境問題や環境保全への取組に関する情報を交換し、お互いの環境保全活動の活性化に努めます。

廃棄物・公害部会

国際環境自治体協議会（ICLEI）*など環境分野における国際ネットワークへの加入を検討し、国際的な環境情報の収集や世界への情報の発信を進めます。

廃棄物・公害部会

市民、事業者、市民団体などに国際協力・国際交流に関する情報を提供するとともに、民間レベルにおける国際的な取組を支援します。

廃棄物・公害部会

国際的な取組に関する啓発活動を進めます。

国際協力・国際交流に関する情報の収集・提供を行います。

廃棄物・公害部会

地球環境問題の現状や取組に関するパンフレット、ガイドブックなどの作成・配布を行います。

廃棄物・公害部会

* 国際環境自治体協議会（ICLEI）

非営利の民間団体で、国連の持続的開発委員会（CSD）の公式出席者。世界 59 カ国 360 以上の自治体が参加している（2000 年 10 月現在）。イクレイの理想は、自治体が持っている知恵と経験を共有するための国際ネットワークをつくり、持続可能な開発を目指す明確なビジョンを打ち出すことであり、このビジョンを具体化するために国際機関や各国政府のプロジェクトと連携し、その成果を世界中に発信することとしている。

< 市民の取組 >

市民レベルで、国際交流や環境情報の交換を進めます。
市民として様々な国際協力活動に参加します。

< 事業者の取組 >

民間レベルで、国際交流や環境情報の交換を進めます。
事業者として様々な国際協力活動に参加します。
海外の企業と提携して、環境保全に関する共同技術開発を進めます。

みんなの環境意識が高いまち

環境保全の具体的な行動の推進 [重点施策]

わたしたちが環境と共生し、安全で安心して暮らせるまちをつくるために、市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じて、日常生活や事業活動において環境を保全するための具体的な行動を実践するまちをめざします。また、パートナーシップ・ネットワークの構築を進め、市民、事業者、行政が連携・協力して取り組む体制をつくります。

< 市の具体的な施策 >

市民の環境保全活動を促進します。

市民が日常生活において環境を保全するための具体的な行動を定めた行動計画を策定し、その周知・促進に努めます。

廃棄物・公害部会

市民の環境に配慮した製品を購入・使用する消費活動を促進します。

廃棄物・公害部会

環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、環境家計簿を配布・普及し、環境家計簿運動を促進します。

廃棄物・公害部会

事業者の環境保全活動を促進します。

事業者が事業活動において環境を保全するための具体的な行動を定めた行動計画を策定し、その周知・促進に努めます。

廃棄物・公害部会

農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに推進します。

農林業・観光部会

事業者の環境に配慮した製品の製造を促進するとともに、環境に配慮した製品の購入・使用を促進します。

廃棄物・公害部会

事業者によるライフサイクルアセスメント（LCA）の導入を促進します。

廃棄物・公害部会

工場や事業場への環境共生型施設の導入を促進します。

廃棄物・公害部会

行政の率先的な環境保全活動を進めます。

行政が自らの活動において環境を保全するための具体的な行動を定めた行動計画を策定し、率先的に環境保全活動を進めます。

廃棄物・公害部会

行政の環境に配慮した製品の積極的な購入・使用を進めます。

廃棄物・公害部会

公共施設などへの環境共生型施設の導入を進めます。

廃棄物・公害部会

観光客に対し環境保全活動を啓発します。

富良野の観光におけるエコツアー^{*1}、グリーンツーリズム^{*2}を促進します。

農林業・観光部会

パンフレット、看板などにより、観光客に対する環境保全活動の周知を図ります。

農林業・観光部会

市内の宿泊施設において、リサイクル、省エネなどの環境への負荷を減らす様々な取組を行うエコ・ホテル化を促進します。

農林業・観光部会

パートナーシップ・ネットワークの構築を進めます。

パートナーシップ・ネットワークの核となる、市民、事業者、市民団体による環境市民会議を設置します。

環境への関心と理解を高めるため、市民参加による各種の環境調査を実施します。

市民、事業者、市民団体と共同して環境学習会や環境に関するイベントなどを開催します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

環境保全活動に対する支援体制を整備します。

環境の状況や市民、事業者、行政などの取組の状況に関する情報の収集及び提供を進めます。

環境影響評価条例の制定など、環境影響評価制度の導入を検討します。

環境モニター制度を導入し、市民や事業者の主体的な環境保全行動を促進します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

<市民の取組>

環境に配慮した製品を積極的に購入・使用します。

日常生活において、節水や省エネルギー活動に積極的に取り組みます。

ごみの分別収集を徹底します。

環境家計簿を通して、日常生活の見直し・評価を行います。

<事業者の取組>

製造、流通、販売、回収のすべての事業活動を通して、環境保全に積極的に取り組みます。

農薬や化学肥料の適正使用など、クリーン農業をさらに進めます。

環境に配慮した製品を積極的に購入・使用します。

事業活動において、節水や省エネルギー活動に積極的に取り組みます。

ごみの分別収集を徹底します。

環境マネジメントシステムを導入し、事業活動の環境管理を行います。

*1 エコツアー

自然環境に恵まれた地域における自然観察、自然体験から自然環境について学ぶ観光のスタイル。自然保護と観光の両立をめざし、その地域の自然や生活文化を損なうことなく、地域産業としての観光を持続的に行う考え方をエコツーリズムと呼ぶ。

*2 グリーンツーリズム

農家へのホームステイ、農村体験施設などを利用して、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

みんなの環境意識が高いまち 環境教育・環境学習の推進

環境意識を高める教育や学習の場を充実させることによって、わたしたちの日常生活や事業活動が環境とどのような関わりをもち、どのような負荷を与えているかを認識するとともに、環境保全のための具体的な行動は何かを理解し、それを実践できる豊かな感性を持った人づくりをめざします。

<市の具体的な施策>

学校における環境教育を進めます。

環境美化に対する意識を高めるためボランティア清掃活動を進めます。
 自然の大切さを学ぶ自然観察や愛鳥活動を進めるとともに、自然とのふれあい活動として、森林教室・登山学校を開設します。
 循環型社会の構築に向けた取組として、ごみとリサイクル教室を開設します。
 児童・生徒の自主的な取組である環境クラブ活動を促進します。
 環境に関するポスターや標語のコンクールなどを実施し、環境に対する意識の向上を図ります。
 環境教育を効果的に進める資料として、ガイドブックや副読本などの作成・配布を行います。
 教員に対し環境教育の研修を実施します。
 教職員研修を実施すると共に環境教育を進めるための環境教育プログラムを整備します。

環境学習部会
 環境学習部会
 環境学習部会
 環境学習部会
 環境学習部会
 環境学習部会
 環境学習部会

すべての人を対象とした環境学習を進めます。

環境について学ぶ機会として、自然観察会（富良野の自然に親しむ会）や環境学習会、フォーラム、シンポジウムを開催します。
 子供の目からみた環境を話し合う機会として、環境子供会議を開催します。
 環境への関心と理解を高めるため、市民参加による各種の環境調査を実施します。
 市民が自主的に行う環境調査や環境に関する研究に対して協力を進めます。
 環境に関するポスターや標語のコンクールなどを実施し、環境に対する意識の向上を図ります。
 市民の農業に対する理解を深めるため、農業体験や見学会を開催します。
 環境学習を効果的に進める資料として、パンフレットやガイドブックなどの作成・配布を行います。
 市民、事業者、市民団体による環境市民会議を設置し、共同による環境学習を進めます。
 環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、環境家計簿を配布・普及し、環境家計簿運動を促進します。
 校外における子供の自主的な取組である子供エコクラブの活動を進めます。

環境学習部会、
 廃棄物・公害部会
 環境学習部会
 環境学習部会
 廃棄物・公害部会
 環境学習部会
 農林業・観光部会
 環境学習部会
 廃棄物・公害部会
 廃棄物・公害部会
 廃棄物・公害部会

環境モニター制度を導入し、野生動植物の分布、生息状況についての情報を収集します。

廃棄物・公害部会

環境教育・環境学習に係る人材の育成を進めます。

本市の自然に詳しい人材として自然観察指導員を育成するとともに、自然保護監視委員を含め、自然観察会などでの活用を進めます。

環境学習部会、
農林業・観光部会

市民の様々な要望、苦情などに対応するため、環境に関する相談窓口を設置します。

廃棄物・公害部会

<市民の取組>

自然観察会や環境学習会などに積極的に参加し、環境に対する感性を高めます。

家庭で子供と一緒に環境について考え、日常生活における環境保全に取り組みます。

環境家計簿を通して、日常生活の見直し・評価を行います。

市民の目からみた身近な環境に関する情報を提供します。

<事業者の取組>

環境学習会やシンポジウムなどに積極的に参加し、環境に対する感性を高めます。

社内で環境に関する研修会などを開催し、事業活動における環境保全に取り組みます。

環境マネジメントシステムを導入し、事業活動の環境管理を行います。

事業者の目からみた身近な環境に関する情報を提供します。

みんなの環境意識が高いまち 環境情報の収集・提供

環境に対する意識を高め、それを具体的な行動に結びつけるためには、市民、事業者、行政それぞれの立場に応じた的確な環境情報の収集と提供が求められます。このため、環境に関する情報を的確に収集・整理するとともに、幅広く提供していくシステムの確立をめざします。

<市の具体的な施策>

環境情報の収集・整理を進めます。

市民や事業者からの環境情報を収集するため、市民・事業者・市民団体とのネットワークづくりを進めます。

法規制の動向やより広域的な環境の状況・取組などについての情報を収集するため、国や北海道などの関係機関とのネットワークづくりを進めます。

本市周辺の環境の状況・取組などについての情報を収集するため、周辺自治体とのネットワークづくりを進めます。

海外における先進的な取組などについての国際的な環境情報の収集に努めます。

市民、事業者、市民団体、行政間の情報交流を主体としたイベントを開催します。身近な環境の状況についての情報を収集するため、環境モニター制度を導入します。

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

環境情報の提供を進めます。

環境に関するパンフレットやガイドブックなどの作成・配布により、環境情報の提供を進めます。

広報などの活用により環境情報の提供に努めます。

本市の環境の状況や環境保全の取組などについて総合的にとりまとめた環境に関する報告書の作成・発行を行います。

行政の環境に対する取組などの情報を常に広く提供できるホームページの開設を進めます。

公共施設においての、環境関連資料の充実を進めます。

廃棄物・公害部会

総合計画・条例部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

廃棄物・公害部会

< 市民の取組 >

市民、事業者、市民団体、行政との環境情報ネットワークづくりに積極的に参加します。

自然観察会や環境学習会などに積極的に参加します。

広報や環境に関するパンフレット、ガイドブックなどから、幅広く環境情報を収集します。

市民の眼からみた身近な環境に関する情報を提供します。

< 事業者の取組 >

同一業界内におけるネットワークを強化し、環境保全への優先的な取組を収集します。

市民、事業者、市民団体、行政との環境情報ネットワークづくりに積極的に参加します。

環境学習会やシンポジウムなどに積極的に参加します。

広報や環境に関するパンフレット、ガイドブックなどから、幅広く環境情報を収集します。

事業者の眼からみた身近な環境に関する情報を提供します。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

(1) 環境基本計画推進のための組織

本計画に示した施策は、市のあらゆる行政部門に関係しており、本計画の望ましい環境像を実現していくためには、市のすべての行政部門が一丸となって本計画を推進していくことが必要です。また、より良い環境をつくるためには、市庁内の取組だけではなく、市民・事業者の積極的な取組や協働、他の行政機関との連携が重要となってきます。

このため、市庁内に「環境基本計画庁内推進委員会」を設置し、市が実施する様々な環境関連施策の調整を図るなど、市の環境保全・創出の取組を進めます。

また、市民、事業者、市が協働して取組を進めていくための核となる組織「ふらの環境会議」を設置し、それぞれの立場から本市の環境をより良くしていくために何をすべきか検討していきます。

そのほか、市長の諮問機関である富良野市環境審議会においては、引き続き環境に関わる様々な問題等を審議し、市の施策等に反映していきます。

なお、計画の推進にあたっては、環境に関する情報の公開を前提とするとともに、本市のみならず周辺町村との連携・協力を図り、広域的な取組をめざします。

環境基本計画庁内推進委員会（「富良野市環境基本条例」第26条第1項）

市庁内における環境の保全・創出に係る全庁的な政策決定機関であり、各行政部門の代表で構成する組織であります。

環境基本計画を計画的かつ確実に推進していくことを目的とし、計画の進行管理（目標達成状況・施策の進捗状況の把握、見直しなど）や部門間の調整などを行います。

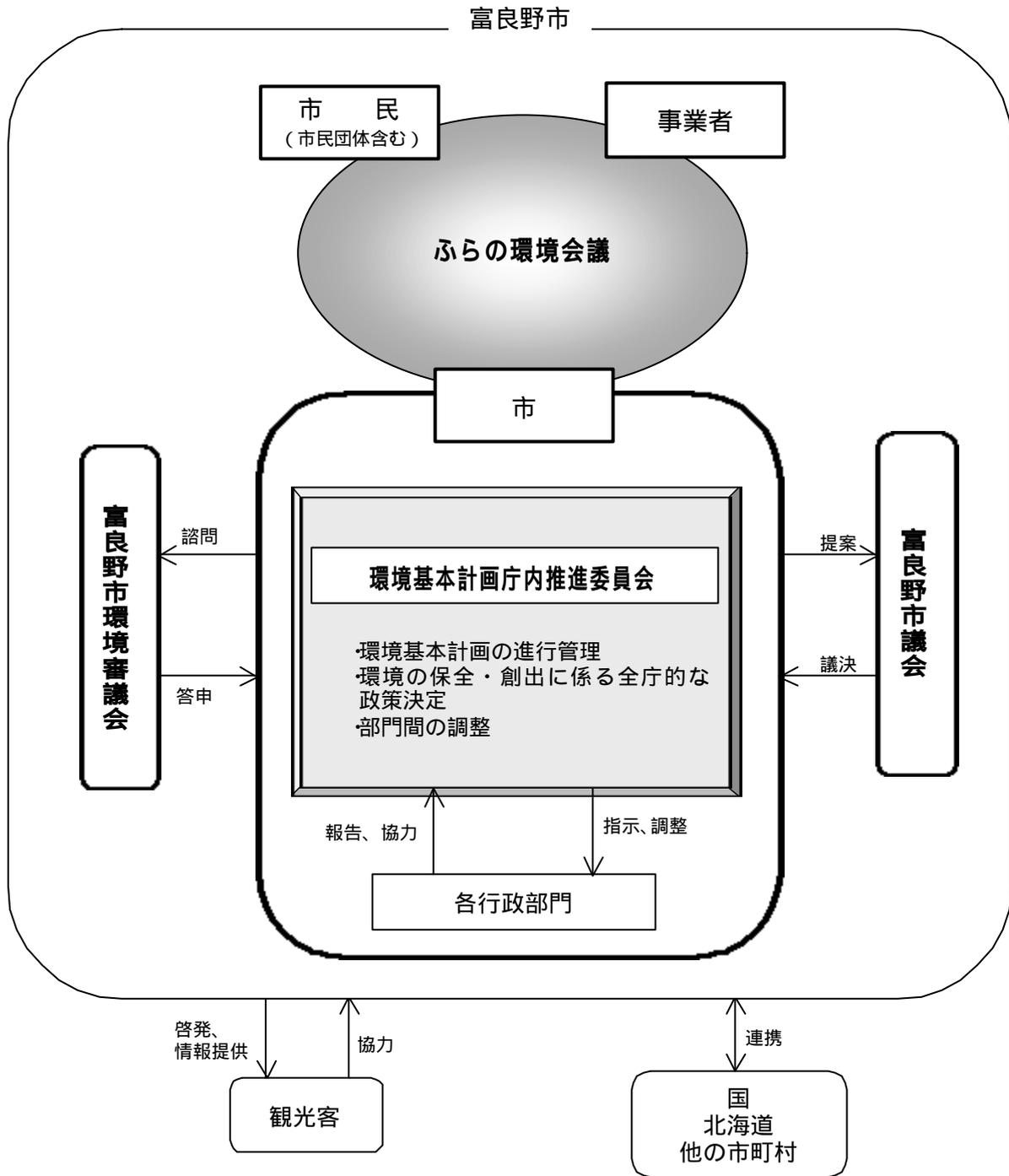
ふらの環境会議（「富良野市環境基本条例」第26条第2項）

本市全体の環境の保全・創出に市民（市民団体含む）、事業者、市の3者が協働して取り組むために、お互いの意見や情報等を交換・発信する場として、また、市民、事業者、市各々が本市の環境をより良くしていくために何をするかを検討していく場として設置します。

富良野市環境審議会（「富良野市環境基本条例」第29条）

環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の諮問機関として設置します。市民、事業者、学識経験者などによって構成されます。

計画の推進体制



(2) 環境基本計画推進のための個別計画及び新たな制度

本計画では、本市の環境保全・創造に係る目標、施策の方向性など基本的事項を示していますが、実効性を確保するため、「富良野市環境保全行動計画」を策定し、実践的な取組を進めます。この中では、市民、事業者及び市の日常生活や事業活動における具体的な環境保全への取組を示す「環境保全行動計画」のほか、「地球温暖化防止計画」及び市の地球温暖化対策の取組を示す「実行計画」を策定します。そのほか、各項目の施策を確実に進めていくために、必要に応じて個別の計画を策定し、計画的に施策を展開していきます。

新たな制度としては、「富良野市環境基本条例」に基づき市としての環境影響評価制度を確立します。

富良野市環境保全行動計画

市民、事業者、市の環境保全行動計画

本計画の基本方針に基づいて、本市の環境をより良くしていくために市民、事業者、市の各々が実際にどのような行動をとるべきかといった環境保全のための行動のガイドラインを示します。また、市が実施する環境保全等に係る具体的な事業を明らかにします。

地球温暖化防止計画

地球環境問題は地球規模での取組が必要な大きな問題ですが、私たちの何気ない日常生活や事業活動によって引き起こされています。中でも地球温暖化の問題については、早急に対策を講じなければならない重要課題となっており、本計画においても重点施策として位置づけています。このため、市民、事業者、市が協働して地球温暖化の防止に取り組むための「地球温暖化防止計画」を策定します。

市の地球温暖化対策「実行計画」

平成 10 年 6 月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策推進法)」においては、市で地球温暖化対策「実行計画」を策定することが義務づけられています。本市においても、市が事業者として排出している温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止を図るための「実行計画」を策定します。

環境影響評価制度

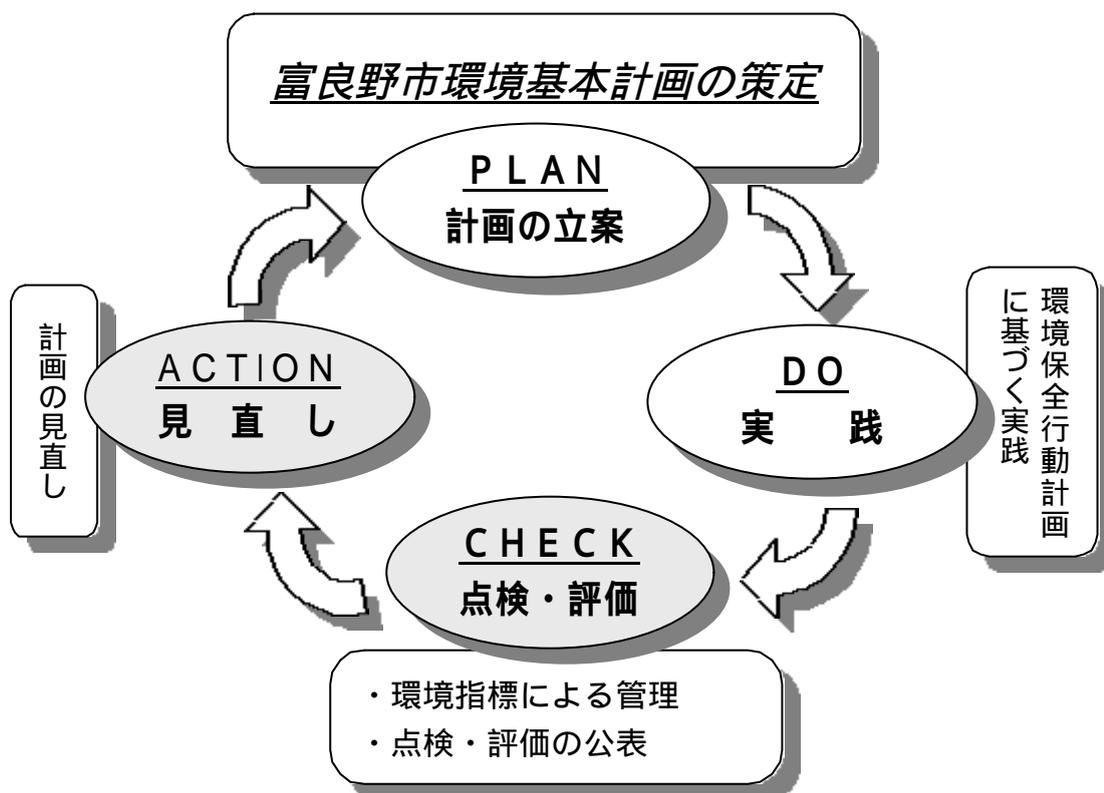
環境影響評価制度は、開発事業などの実施によって生じる環境への負荷を事前に予測・評価し、負荷を最低限に抑えるための制度です。

ある一定規模の開発事業などについては、「環境影響評価法」や「北海道環境影響評価条例」により環境影響評価が義務づけられています。この法律や条例の対象とならない事業についても、「富良野市環境基本条例」に基づき市としての環境影響評価制度を確立し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、事業者に対し環境影響評価を実施し環境への負荷を最低限に抑えるよう求めていきます。

2. 進行管理

望ましい環境像を実現していくためには、本計画が着実に実行されることが必要です。計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムのP（PLAN）- D（DO）- C（CHECK）- A（ACTION）の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況などを定期的に点検・評価し、計画の的確な進行管理を行います。

環境マネジメントシステムのP-D-C-Aの考え方



(1) 進行管理の体制

「環境基本計画庁内推進委員会」において、定量的目標の達成状況を把握するとともに、関係部署における施策の実施状況や課題の整理(点検)評価及び計画の見直しなどを行い、計画の進捗状況を管理します。

(2) 環境指標による管理

施策目標ごとに定量的目標を設定し、これらの環境指標の推移をみることによって、目標の達成度合いをチェックし、計画の進捗状況を管理します。

定量的目標

項目	現状値	目標値(平成22年度)
生活排水処理率	46.7% (平成11年度)	72.5%に向上します
河川水及び地下水質	環境基準達成 (平成12年度)	環境基準を維持・達成します
生物化学的水質階級	-	「きれいな水」を達成します
大気質	-	環境基準を達成します
リサイクル率	60.4% (平成11年度)	99%に向上します
上水無効水量	19% (平成11年度)	10%以下に削減します
電灯・電力使用量	109,199MWH (平成11年度)	1990(平成2)年度の使用量に比べて9.2%削減します
道路交通騒音・環境騒音	-	環境基準を達成します
1人あたり都市公園面積	18.84m ² (平成12年度)	114.84m ² にします
温室効果ガス(または二酸化炭素)排出量	-	「地球温暖化防止計画」で定める削減目標を達成します

(3) 点検・評価結果の公表

定量的目標の達成状況や施策の進捗状況などについては、年次報告書や広報、ホームページ等を通じて広く公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は平成22(2010)年度を目標年度とした10年間の計画ですが、環境問題を取り巻く状況の変化にはめまぐるしいものがあり、社会経済構造が大きく変化する可能性もあるため、それらに応じた計画の見直しが必要となります。また、進行管理の点検・評価の結果によっても計画の見直しが必要になる場合もあります。

これらの状況を踏まえ、新しい目標の設定や施策の展開など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。